

## 岩手県産業再生復興推進計画

平成 24 年 2 月 6 日

平成 24 年 8 月 10 日 変更

平成 25 年 3 月 12 日 変更

平成 25 年 5 月 29 日 変更

平成 28 年 12 月 2 日 変更

令和 3 年 3 月 22 日 変更

作成主体の名称：岩手県

### 1 復興推進計画の区域

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、軽米町、二戸市、九戸村、一戸町、葛巻町、遠野市、住田町、奥州市、平泉町、一関市、八幡平市、岩手町、盛岡市、滝沢村、零石町、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、西和賀町、金ヶ崎町の全域

### 2 復興推進計画の目標

#### (1) 背景

東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸部の広範囲に及び、本県の沿岸地域を中心に甚大な被害を与えた。東日本大震災による人的被害は合計で 6,177 人、水産業をはじめとした産業被害が 8,294 億円、公共土木被害が 2,480 億円となっている。沿岸地域の被害は、壊滅的な被害を受け集落・都市機能をほとんど喪失した地域、臨海部の市街地を中心に被災し後背地の市街地は残存している地域など、市町村や地域によって大きく異なっている。

産業被害の内訳をみると、水産業・漁港被害が漁港や漁船、養殖施設、水産加工施設など全般にわたる被害が 5,649 億円と最も甚大で、次いで、工業（製造業）被害が 890 億円、農業被害が 688 億円、商業（小売・卸売業）が 445 億円となっている。

今回の大震災津波により、沿岸地域における雇用情勢は厳しさを増し、震災発生直後から平成 23 年 12 月 18 日までの、沿岸 4 か所の公共職業安定所における離職票等の交付件数は 15,507 件に及んでいる。

#### (2) 目標

本県沿岸地域における産業の復興のためには、産業を支える基盤の整備を早期に進めるとともに、被災地の事業者が意欲と希望を持って事業活動を行えるよう、事業環境の整備を進め、雇用機会の確保を図ることが重要である。

また、今後、震災からの復興を担う若年者等の定着には、地域経済の進展による安定した雇用の創出が必要不可欠である。

本県においては、事業者等の経営基盤や商品開発力の強化、流通改善、販路開拓、地域連携等を総合的に支援し、ビジネスモデルの創出や県産品のシェア拡大を図るほか、取組の一層の加速化を図るために、「食の安全・安心」を基本とした事業展開や人材育成に向けた取組を強化している。

また、水産加工業の復興支援に当たっては、産地で高い収益を生む構造へと変革して

いくため、域内の生産から加工、流通までの一貫したシステム形成を促進している。

さらに、「自動車」・「半導体」・「医療関連」など中核産業を中心とするものづくり産業分野においては、地場企業強化と企業誘致の両面から、「育てる・創る・誘致する・人材育成」の視点による総合的な支援を推進し、地場企業の技術力・競争力を高めることにより、強固なものづくり基盤の形成を促進している。

このため、復興特別区域制度を活用し、3に掲げる取組を推進することにより、上記の地域特性を生かした産業を集積し、沿岸地域における雇用機会の確保・創出を図る。

また、沿岸地域から通勤することが可能な地域及び沿岸地域の産業と日常的取引関係を有する産業が所在する地域においても、沿岸地域における雇用機会の確保・創出を図るため、これらの地域の特性を活かした産業の集積を図ることとする。

### 3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

次の取組を推進し、地域産業の再生を図る。

#### (1) ものづくり産業の集積

沿岸部に関連工場が立地しているほか、原材料の供給拠点が存在しているなどの地域資源を活用し、本県のものづくり産業の中核となっている内陸部の自動車関連産業など復興に資する事業へ必要な資材を提供するほか、資源循環型経済社会システムの構築に資する観点から、今後も更なる需要が見込まれるセメント関連産業、鉄鋼関連産業、電子機械製造関連産業、輸送用機械関連産業といったものづくり産業について、更なる集積を図ることにより、新規投資や雇用機会を創出する。

#### (2) 医療薬品関連産業の集積

沿岸部に医薬品の研究開発・製造を行う会社などが立地していることや、研究機関と連携を図り、新製品・新合成技術の開発を進める下地があることなどを踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる医療薬品関連産業の集積を図る。

#### (3) 情報サービス関連産業の集積

コンピュータシステムの開発を行う会社などが立地しているほか、ソフトウェア業やコールセンター等の情報関連産業の地方展開が注目されていることなどを踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる情報サービス関連産業の集積を図る。

#### (4) 木材関連産業の集積

豊富な森林資源を原材料とする製材工場が立地していることに加え、木質バイオマスエネルギーの利用促進に対応した新商品の販路拡大など、今後需要の拡大が見込まれる木材関連産業の集積を図るとともに、木材関連の製造業に原材料である木材を供給する林業について、木材関連の製造業の集積を目指す地域の付近での事業実施を支援し、木材関連の製造業との連携を促進して、木材関連産業の集積・振興を図る。

#### (5) 環境負荷低減エネルギー関連産業の集積

沿岸部の自然環境や立地条件を生かした太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギーを活用した地域独自のエネルギー需給体制の構築を図る新たなまちづくりが構想されているなど、今後の成長が見込まれる環境負荷低減エネルギー関連産業の集積を図る。

#### (6) 観光関連産業の集積

数々の景勝地に加え、豊富な水産物資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの取組

が進んでいるなど、多くの観光資源が存在していることを踏まえ、宿泊業、土産品販売業、飲食業など観光関連産業の集積を進めることにより、地域産業の再生及び雇用の維持・確保を図る。

#### (7) 食品関連産業の集積

豊富な水産資源を活用した水産加工場など関連工場が立地しているほか、付加価値の高い新たな食品産業創出の可能性があるなど、今後の成長が見込まれる食品関連産業の集積を図る。

#### (8) 水産関連産業の集積

良好な漁場を背景に、多くの漁業、養殖業者が所在していることを踏まえ、地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進め、水産関連産業の集積を図る。

#### (9) 農業及び関連産業の集積

農業について高品質な農畜産物の開発に加え、新たな生産方式の導入等を通じて、農業者の技術力や生産能力の向上を図り、より高品質な農畜産物を効率的かつ安定的に生産する体制の構築を目指すとともに、このような取組みにより生産された農畜産物の販売等を担う事業者についても、関連産業としてその集積の形成及び活性化を促進し、より効率的な販売体制の構築を目指すことにより、市場競争力のある作物への転換や技術革新などによる農業の生産性の大幅な向上などが促進されるとともに、関連産業との連携による相乗効果により農業及び関連産業全体の振興が図られることから、このような形での農業及び関連産業の集積・振興を目指す。

#### (10) 繊維関連産業の集積

沿岸部の久慈市に高い技術力を誇る縫製工場が立地しており、高機能商品やトレンド商品の提供等の取組を強化し、販路拡大等の取組を進めていることなどを踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる繊維関連産業の集積を図る。

### 4 復興産業集積区域

産業の集積の形成及び活性化を目指す区域として別添に記載する区域（資料1－1）

### 5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種の日本標準産業分類上の分類並びにその集積の形成及び活性化の効果

a. 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

雇用等被害地域は、津波により浸水し直接の被害が生じた地域で、別添で図示する地域。（資料1－2）

雇用等被害地域を含む市町村は、洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

#### 【設定の理由】

岩手県においては、東日本大震災により、大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、

花巻市、一関市、奥州市、藤沢町（現在は一関市に編入）で震度6弱を観測したほか、県内各地で強い揺れに襲われるとともに（資料2-1）、甚大な被害が発生した。（資料2-2）

今回の地震に伴う津波による死傷等の人的被害は約6千人で全国の約3割および、特に大槌町の人口に占める犠牲者の割合は、東日本大震災により被災した市町村の中で最も高い1割を超えるものとなっている。

津波による浸水被害が生じた地域は、国土地理院により、平成23年4月18日に、10万分の1浸水範囲概況図に示された地域（以下「津波浸水地域」という。）であり、企業、漁港をはじめ、広範にわたり壊滅的な被害が生じた地域である。（資料2-3）

また、被害地域を包括する職業安定所毎の事業主都合離職者数の雇用に関する指標が、震災前の前年同時期（平成22年4～6月）との比や全従業員数に占める割合が大きく悪化しており、特に、大船渡、釜石、宮古の各地区においては、その悪化の度合いが甚大である。

#### 【事業主都合離職者数の雇用に関する指標】

		4月	5月	6月	計	平均	前年度比較(%)	全従業員割合(%)
釜石職業安定所	平成22年	248	133	113	494		437	2.9
	平成23年	1,589	354	217	2,160	720		
	全従業員数							24,691
宮古職業安定所	平成22年	321	148	122	591		371	3.1
	平成23年	1,634	353	205	2,192	731		
					全従業員数	23,530		
大船渡職業安定所	平成22年	163	67	72	302		1,226	6.3
	平成23年	2,800	650	254	3,704	1,235		
					全従業員数	19,675		
久慈職業安定所	平成22年	253	134	109	496		163	1.8
	平成23年	543	158	108	809	270		
					全従業員数	15,279		
全国	平成22年	249,075	151,023	150,439	550,537		97	0.3
	平成23年	248,604	154,405	132,229	535,238	178,413		
					全従業員数	52,094,559		

出典：岩手労働局「安定所別事業主都合離職者数（H22・H23）」

以下の業種の集積を目指す復興産業集積区域については、農業、林業は区域Aを復興産業集積区域とし、それ以外については区域Bを復興産業集積区域とするものとする。

#### ア. セメント関連産業

当該地域においては、大船渡市の赤崎町字跡浜周辺の大手セメント工場を中心

にセメント・同製品製造業が集積しており、関連産業として主原料である石灰石の採掘場などがあり、廃棄物利用の取組みを通じた資源循環型経済社会システムの構築に寄与するものであるため、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、大船渡市の赤崎町字跡浜を中心に更なるセメント・同製品製造業の集積を図り、セメントを原材料としたセメント関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

#### 212 セメント・同製品製造業

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す (ア) の業種の主要関連業種

(ア) の業種に係る原材料を提供する業種、貼付物等の製造業、製造装置製造業の他、再生資源の有効活用に寄与する研究開発機関、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

05 鉱業、採石業、砂利採取業、15 印刷・同関連業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、70 物品賃貸業、71 学術・開発研究機関、88 廃棄物処理業、9292 産業用設備洗浄業

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、大船渡市の赤崎町字跡浜周辺の大手セメント工場を中心にセメント・同製品製造業が集積しており、関連産業として主原料である石灰石の採掘場などがあり、廃棄物利用の取組みを通じた資源循環型経済社会システムの構築に寄与するものであるため、当該業種が地域の重要な産業となつておらず、また、セメント関連産業は、資源循環型経済社会システムの構築や復興に向けた取り組みを支援する資材供給産業であることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、大船渡市の赤崎町字跡浜を中心に更なるセメント・同製品製造業の集積を図り、セメントを原材料としたセメント関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

### イ. 鉄鋼関連産業

当該地域においては、釜石市の高炉跡地域の大規模な製鉄所を中心に鉄鋼業が集積しており、当地域には、フォークリフト用フォークの曲げ加工から熱処理、仕上げまでを行う鍛造メーカーが立地するなど、当該業種が地域の重要な産業となつていていることから、釜石市の高炉跡地域を中心に更なる鉄鋼業の集積を図り、鉄鋼を原材料とした鉄鋼関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

#### 22 鉄鋼業

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す (ア) の

#### 業種の主要関連業種

(ア) の業種に係る原材料を提供する業種、貼付物等の製造業、製造装置製造業の他、再生資源の有効活用に寄与する研究開発機関、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

05 鉱業、採石業、砂利採取業、15 印刷・同関連業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、70 物品賃貸業、71 学術・開発研究機関、9292 産業用設備洗浄業

#### (ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、釜石市の高炉跡地域の大規模な製鉄所を中心に鉄鋼業が集積しており、当地域には、フォークリフト用フォークの曲げ加工から熱処理、仕上げまでを行う鍛造メーカーが立地するなど、当該業種が地域の重要な産業となっており、また、鉄鋼関連産業は、復興に向けた取り組みを支援する資材供給産業であることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、釜石市の高炉跡地域を中心に更なる鉄鋼業の集積を図り、鉄鋼を原材料とした鉄鋼関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

### ウ. 電子機械製造関連産業

当該地域においては、久慈市寺里に極小水晶振動子の生産や世界で初めて高純度大型酸化亜鉛（ZnO）単結晶の合成に成功した企業が立地するほか、宮古市赤前地区にはコネクター製造企業、宮古市田鎖・松山地区にプレス金型、モールド金型の部品を製造する企業が集積し、釜石市唐丹町には、マイクロコネクターを製造する企業が立地しており、釜石市片岸地域には真空シール（磁性流体）、釜石市高炉跡地域には空気圧機器メーカー、釜石市甲子町には金型モールドベースメーカーの立地が進むなど、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、久慈市・宮古市・釜石市における当該地域を中心とした当該業種の集積・振興を目指す。

#### (ア) aにおける復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

##### 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

#### (イ) aにおける復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

(ア) の業種に係るプラスチック等原材料の製造業、製品化される電化製品や金属加工品、ガラス等その部材及び貼付物等の製造業、電子部品の製造装置製造業、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業、118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業及び 119 その他の繊維製品製造業を除く。）、15 印刷・同関連業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、164

油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業及び 1624 塩製造業を除く。)、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業 (276 武器製造業を除く。)、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、32 その他の製造業 (3297 眼鏡製造業 (枠を含む)、323 時計・同部分品製造業に限る。)、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業 (大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。)、484 こん包業、51 繊維・衣服等卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、70 物品賃貸業、71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業 (726 デザイン業に限る。)、74 技術サービス業 (743 機械設計業、7499 その他の技術サービス業に限る。)、9021 電気機械器具修理業

#### (ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、久慈市寺里に極小水晶振動子の生産や世界で初めて高純度大型酸化亜鉛 (ZnO) 単結晶の合成に成功した企業が立地するほか、宮古市赤前地区にはコネクター製造企業、宮古市田鎖・松山地区にプレス金型、モールド金型の部品を製造する企業が集積し、釜石市唐丹町には、マイクロコネクターを製造する企業が立地しており、釜石市片岸地域には真空シール (磁性流体)、釜石市高炉跡地域には空気圧機器メーカー、釜石市甲子町には金型モールドベースメーカーの立地が進むなど、当該業種が地域の重要な産業となっている。また、岩手大学や県工業技術センターと連携して展開してきた ZnO 関連の研究成果の製品化・事業化を進めていることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、久慈市・宮古市・釜石市における当該地域を中心に当該業種の更なる集積を図り、これらの製品を活用した電子機械製造関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

### エ. 輸送用機械器具関連産業

当該地域においては、久慈港半崎工業区域にケミカルタンカーなどの船舶の建造を行う造船会社が立地しているほか、漁業を生業としているため沿岸部の各地には造船所が立地しており、久慈市・宮古市・釜石市に内陸部の大手自動車組立工場と取引関係にある金型部品工場が立地しているなど、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、久慈港半崎工業区域を中心とした船舶製造や久慈市・宮古市・釜石市を中心とした自動車部品を製造する当該業種の集積・振興を目指す。

#### (ア) a における復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

3113 自動車部分品・附属品製造業、313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業

#### (イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す (ア) の業種の主要関連業種

(ア) の業種に係るシート、内装、ガラス、車体等の部材や鉄、プラスチック、炭素繊維等の原材料の製造業、また搭載される電飾、電装品といった附属品、貼付物等の製造業の他、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

11 繊維工業 (116 外衣・シャツ製造業 (和式を除く)、117 下着類製造業、118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業及び 119 その他の繊維製品製造業を除く。)、15 印刷・同関連業、16 化学工業 (161 化学肥料製造業、164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業及び 1624 塩製造業を除く。)、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業 (276 武器製造業を除く。)、29 電気機械器具製造業、32 その他の製造業 (3297 眼鏡製造業 (枠を含む)、323 時計・同部分品製造業に限る。)、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業 (大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。)、484 こん包業、51 繊維・衣服等卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、70 物品賃貸業、71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業 (726 デザイン業に限る。)、74 技術サービス業 (743 機械設計業、7499 その他の技術サービス業に限る。)

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、久慈港半崎工業区域にケミカルタンカーなどの船舶の建造を行う造船会社が立地しているほか、漁業を生業としているため沿岸部の各地には造船所が立地しており、久慈市・宮古市・釜石市に内陸部の大手自動車組立工場と取引関係にある金型部品工場が立地しているなど、当該業種が地域の重要な産業となっている。また、岩手大学地域連携推進センター、岩手県工業技術センター等の研究機関と連携を図り、新技術、付加価値の高い新製品の展開を進めていることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、久慈港半崎工業区域を中心に船舶製造・修理業、舶用機関製造業の更なる集積を図り、久慈市・宮古市・釜石市を中心に自動車部品を製造する当該業種の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

オ. 医薬品関連産業

当該地域においては、釜石市甲子町に医薬品の研究開発・製造を行う会社が立地しているほか、内陸部の大手製薬会社と取引関係にある企業も多く立地しているなど、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、釜石市甲子町を中心とした当該業種の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

## 165 医薬品製造業

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す (ア) の業種の主要関連業種

(ア) の業種に係るコスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、5521 医薬品卸売業、71 学術・開発研究機関

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、釜石市甲子町に医薬品の研究開発・製造を行う会社が立地しているほか、内陸部の大手製薬会社と取引関係にある企業も多く立地しているなど、当該業種が地域の重要な産業となっており、また、研究機関と連携を図り、有機合成を基盤に、新たな価値を創造する基礎研究から、新製品・新合成技術の開発を進めていることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、釜石市甲子町を中心に医薬品製造業の更なる集積を図り、これらの製品を活用した医薬品関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

## カ. 情報サービス関連産業

当該地域においては、大船渡市盛町にコンピュータシステムの開発などソフトウェア業を営む企業が立地しており、陸前高田市にはコールセンター等の情報関連産業を営む企業が立地するなど、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、大船渡市盛町を中心とした当該業種の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

3719 その他の固定電気通信業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業（726 デザイン業に限る。）、9299 他に分類されないその他の事業サービス業（コールセンター）

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す (ア) の業種の主要関連業種

特になし

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、大船渡市盛町にコンピュータシステムの開発などソフトウェア業を営む企業が立地しており、陸前高田市にはコールセンター等の情報関連産業を営む企業が立地するなど、当該業種が地域の重要な産業となっており、また、近年、通信技術の高度化により、大都市圏から離れて立地しても企業活動に大きな支障のないソフトウェア業やコールセンター等の情報関連産業の地方展開が注目されていることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、大船渡市盛町を中心にソフトウェア業の集積を図り、ものづくり産業との融合による高

付加価値化を含めた情報サービス関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

#### キ. 木材関連産業

当該地域においては、宮古市・岩泉町・大船渡市を中心に豊富な森林資源を原材料とする製材工場が立地しており、特に、宮古市では、地域材を中心とした国産材を主原料とした国内でも有数の合板の製造業を営む企業が立地しているなど、当該業種が地域の重要な産業となっており、さらに、林業について、豊富な森林資源である地元の山林を原材料として活用することで、原材料の安定的な供給及び輸送コストの低減が可能となり、木材関連の製造業の振興につながることなどから、宮古市・岩泉町・大船渡市を中心とした当該業種の集積・振興を目指す。

- (ア) aにおける復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

12 木材・木製品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業

- (イ) aにおける復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

(ア) の業種に係る原材料の供給、加工し製品化される家具や印刷物等の製造業の他、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

022 素材生産業、024 林業サービス業、13 家具・装備品製造業、15 印刷・同関連業、26 生産用機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、87 協同組合

#### (ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、宮古市・岩泉町・大船渡市を中心に豊富な森林資源を原材料とする製材工場が立地しており、特に、宮古市では、地域材を中心とした国産材を主原料とした国内でも有数の合板の製造業を営む企業が立地しているなど、当該業種が地域の重要な産業となっている。また、木質バイオマスエネルギーの利用促進に対応した新商品の販路拡大など、地域の豊富な森林資源を活用した一層の発展が展望されることから、更なる集積による新規投資や雇用機会の確保が有望である。

また、木材・木製品製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業などの木材関連の製造業を行うに当たっては、原材料である木材の供給が必要不可欠であるところ、豊富な森林資源である地元の山林を原材料として活用することで、原材料の安定的な供給及び輸送コストの低減が可能となり、木材関連の製造業の振興につながるところである。

このため、宮古市・岩泉町・大船渡市を中心とした木材・木製品製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業といった木材関連の製造業の集積・振興を図るとともに、木材関連の製造業に原材料である木材を供給する林業（素材生産業・林業サービス業）についても、木材関連の製造業の集積を目指す地域の付近での事業実施を支援し、木材関連の製造業との連携を促進して、木材関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改

善されることが見込まれる。

#### ク. 環境負荷低減エネルギー関連産業

当該地域においては、太陽光発電に必要な年間日照時間が県内平均を大きく上回ることや風力発電に必要な風速が沿岸域洋上では一定以上見込まれるなど自然環境が恵まれており、さらに、再生可能エネルギーの開発や導入に必要な基盤となる電子部品製造業が久慈市・宮古市・釜石市を中心に立地している。また、釜石市和山牧場では既に風力発電設備を導入して商用発電を開始しており、この蓄積を基に、釜石市では風力発電、太陽光発電、木質バイオマス資源等の再生可能エネルギーやLNG（液化天然ガス）を活用した地域独自のエネルギー需給体制の構築を図る新たなまちづくりなどが構想されるなど、新エネルギー供給関連産業の集積が有望である。このため、釜石市和山牧場を中心に電気業の集積を図り、再生可能エネルギーや省エネルギー関連設備製造の企業の立地による環境負荷低減エネルギー関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) aにおける復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、295 電池製造業、299 その他の電気機械器具製造業（太陽電池製造業）

33 電気業、34 ガス業、35 熱供給業のうち、環境負荷低減型エネルギー（風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー、液化天然ガス（LNG）に限る。）の供給に関するもの

(イ) aにおける復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

(ア) の業種に係る木製チップ等の原材料、プラスチック、金属加工品、セラミック等部材や、電子部品等の附属品、製造装置製造業の他、環境負荷低減に寄与する研究開発機関、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

12 木材・木製品製造業、16 化学工業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製品製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業((ア)の業種を除く。)、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、70 物品賃貸業、71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業（726 デザイン業に限る。）、74 技術サービス業（743 機械設計業、7442 非破壊検査業、7499 その他の技術サービス業に限る。）、9292 産業用設備洗浄業

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、太陽光発電に必要な年間日照時間が県内平均を大きく上回ることや風力発電に必要な風速が沿岸域洋上では一定以上見込まれるなど自然環境が恵まれており、さらに、再生可能エネルギーの開発や導入に必要な基

盤となる電子部品製造業が久慈市・宮古市・釜石市を中心に立地している。また、釜石市和山牧場では既に風力発電設備を導入して商用発電を開始しており、この蓄積を基に、釜石市では風力発電、太陽光発電、木質バイオマス資源等の再生可能エネルギーやLNG（液化天然ガス）を活用した地域独自のエネルギー需給体制の構築を図る新たなまちづくりなどが構想されており、研究開発等を通じた先端技術・ノウハウの蓄積を活かした省エネルギー・省力化技術関連産業及び新エネルギー関連技術産業（例えば、風力発電関連産業、蓄電池産業及び関連化学産業等）、新エネルギー供給関連産業の集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、釜石市和山牧場を中心に電気業の集積を図り、再生可能エネルギーや省エネルギー関連設備製造の企業の立地による環境負荷低減エネルギー関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

#### ケ. 観光関連産業

当該地域においては、全国観光資源評価（「自然資源・海岸」の部）で国内唯一の最高ランク特A級に格付けされた田野畠村の北山崎など数々の景勝地に加え、豊富な水産物資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの取組が進んでおり、首都圏から多くの観光客が訪れるなど、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、田野畠村の北山崎を中心とした観光関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) aにおける復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

57 織物・衣服・身の回り品小売業（土産品として製造されたものに限る。）、  
58 飲食料品小売業（土産品として製造されたものに限る。）、75 宿泊業、76 飲食業、785 その他の公衆浴場業、804 スポーツ施設提供業、8092 マリーナ業、  
8093 遊漁船業

(イ) aにおける復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

51 繊維・衣服等卸売業

(ウ) 予想される集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、全国観光資源評価（「自然資源・海岸」の部）で国内唯一の最高ランク特A級に格付けされた田野畠村の北山崎など数々の景勝地に加え、豊富な水産物資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの取組が進んでおり、多くの旅館が立地しているほか、温泉浴場、遊漁船業、マリーナ業事業所も立地し、首都圏から多くの観光客が訪れるなど、当該業種が地域の重要な産業となっている。また、観光に関連した土産物販売店、飲食店などでは、復興支援と連動したツアー商品の造成や各種キャンペーンを通じた宣伝・誘客に向けた取組を行っており、津波防災をテーマとした教育旅行、体験ツアーによる観光振興も図られるなど、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、田野畠村の北山崎を中心とした観光関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇

用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

#### コ. 食品関連産業

世界有数の三陸漁場や、気候を生かした農産物など、地域ならではの豊富な農林水産資源に恵まれている。こうした地域に賦存する様々な資源・食材を原材料とした食料品製造業が発展しており、地域の基幹産業となっていることから、食品関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す（ア）の業種の主要関連業種

（ア）の業種に係る容器や貼付物等の製造業、生産設備の製造業の他、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

15 印刷・同関連業、18 プラスチック製品製造業、26 生産用機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、52 飲食料品卸売業、70 物品賃貸業、71 学術・開発研究機関

(ウ) 予想される集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、豊富な水産資源を活用した水産加工場や地域で栽培されている雑穀を活用した食品加工場・飼料工場が立地しているほか、近年は水産系未利用資源から健康補助食品の原材料を製造する事業が展開されるなど、付加価値の高い新たな産業創出の可能性も見えてきていることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、食品関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

#### サ. 水産関連産業

当該地域においては、良好な漁場を背景とした水産物のブランド化が進み、生産量全国1位を誇るわかめ類、あわび類をはじめ、さけ・ます類、さんま等も生産量が全国でも上位を占めており、これらの水産物は首都圏においても高い評価を得ており、当該地域において重要な産業となっていることから、これらの漁獲量が大きい宮古市・釜石市・大船渡市を中心に水産関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

03 漁業、04 水産養殖業

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す（ア）の業種の主要関連業種

（ア）の業種に係る容器や貼付物等の製造業、生産設備の製造業の他、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

15 印刷・同関連業、18 プラスチック製品製造業、26 生産用機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興産業集積区域に限る。）、484 こん包業、52 飲食料品卸売業（5216 生鮮魚介卸売業、5219 その他の農畜産物・水産物卸売業（生のり卸売業、海藻卸売業）に限る。）、70 物品賃貸業、87 協同組合

(ウ) 予想される集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、良好な漁場を背景に、多くの漁業、養殖業者が所在しており、地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の施設共同利用システム等の構築と産地魚市場を核とした高度な衛生・鮮度管理に対応できる流通・加工体制の構築を一体的に進めることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、沿岸地域における主な水産物の漁獲量が大きい宮古市・釜石市・大船渡市を中心に水産関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

### シ. 農業及び関連産業

当該地域においては、岩泉町が短角牛の有名な産地となっており、北部地域における主要農産物として大豆、ブロイラーの生産が行われ、南部地域における主要農産物としてきゅうり、大根の生産が行われ、沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成に向けた取り組みが行われるなど、当該地域において重要な産業となっていることを踏まえ、農業について高品質な農畜産物の開発に加え、新たな生産方式の導入等を通じて、農業者の技術力や生産能力の向上を図り、より高品質な農畜産物を効率的かつ安定的に生産する体制の構築を目指すとともに、このような取組みにより生産された農畜産物の販売等を担う事業者についても、関連産業としてその集積の形成及び活性化を促進し、より効率的な販売体制の構築を目指す。

これにより、市場競争力のある作物への転換や技術革新などによる農業の生産性の大幅な向上などが促進され、さらに、関連産業との連携が図られることにより、農業の収益性が向上するとともに、関連産業の振興も見込まれるなど、その相乗効果により農業及び関連産業全体の振興が図られることから、このような形での農業及び関連産業の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

#### 01 農業

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す（ア）の業種の主要関連業種

（ア）の業種に係る容器や貼付物等の製造業、生産設備の製造業の他、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。15 印刷・同関連業、18 プラスチック製品製造業、26 生産用機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、481 港湾運送業（大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の復興

産業集積区域に限る。)、484 こん包業、52 飲食料品卸売業 (521 農畜産物・水産物卸売業 (5216 生鮮魚介卸売業を除く。)、5226 茶類卸売業、5227 牛乳・乳製品卸売業)、70 物品賃貸業、87 協同組合

(ウ) 予想される集積の形成及び活性化の効果

当該地域においては、岩泉町が短角牛の有名な産地となっているなど、高品質な農畜産物を開発・生産する取組みを進めている地域が存在しているところであり、このような取組みにより、農業経営の収益性が高められているところである。

このため、農業について高品質な農畜産物の開発に加え、新たな生産方式の導入等を通じて、農業者の技術力や生産能力の向上を図り、高品質な農畜産物の必要なロットを確保しつつ、そのブランド化・高付加価値化を図り、より高品質な農畜産物を効率的かつ安定的に生産する体制の構築を目指す。

また、上記のような取組みにより生産された農畜産物の販売等を担う事業者についても、関連産業としてその集積の形成及び活性化を促進し、より効率的な販売体制の構築を目指すことで、高品質な農畜産物の販売が促進される。

これにより、市場競争力のある作物への転換や技術革新などによる農業の生産性の大幅な向上などが促進され、さらに、関連産業との連携が図られることにより、農業の収益性が向上するとともに、関連産業の振興も見込まれるなど、その相乗効果により農業及び関連産業全体の振興が図られることから、このような形での農業及び関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

ス. 繊維関連産業

沿岸部の久慈市においては、高い技術力を誇る縫製工場が数多く立地しており、当該業種が地域の重要な産業となっていることから、久慈市夏井町、長内町を中心とした当該業種の集積・振興を目指す。

(ア) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

11 繊維工業 (久慈市の復興産業集積区域に限る。)

(イ) a における復興産業集積区域において集積の形成及び活性化を目指す (ア) の業種の主要関連業種

特になし

(ウ) 予想される集積の形成及び活性化の効果

沿岸部の久慈市においては、高い技術力を誇る縫製工場が数多く立地しており、当該業種が地域の重要な産業となっており、また、近年、商品開発、販路拡大に向けた取組を促進するために、首都圏等のアパレル発注企業との商談会等を実施し、取引拡大等の取組を進めており、新規の商談等も成立していることから、更なる集積が有望であり、その集積の形成及び活性化は地域の雇用機会の確保に不可欠である。このため、久慈市夏井町、長内町を中心に更なる繊維工業の集積の形成及び活性化を図ることにより、当該事業に係る縫製機械製造業等の投資等を

更に促進し、これらを通じて、当該区域において集積を目指している電子機械製造関連産業の製造装置製造業の集積の形成及び活性化を促すことで、地域の投資環境や雇用状況が、震災以前の状態までより速やかに改善されることが見込まれる。

### [参考]

以上の取組みにより各市町村に集積させる主な産業は以下のとおり。

#### 【洋野町】

- ・洋野町種市に電子部品・デバイス・電子回路製造業の工場が立地しており、同地域を中心に実装基板を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・洋野町大野に鶏肉等の畜産物の出荷を取り扱う企業が立地しており、同地域を中心に農畜産物の生産・出荷を行う農業関連産業の集積を図るものとする。

#### 【久慈市】

- ・久慈市久慈港半崎工業区域に船舶製造・修理業、舶用機関製造業の船体プロックの製作を行う工場が立地しており、同地域を中心に船舶の製造・修理を行う輸送用機械器具関連産業の集積を図るものとする。
- ・久慈市寺里に電子部品・デバイス・電子回路製造業の工場が立地しており、同地域を中心に水晶振動子を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・久慈市小久慈町に鶏肉等の畜産物の出荷を取り扱う企業が立地しており、同地域を中心に農畜産物の生産・出荷を行う農業関連産業の集積を図るものとする。
- ・久慈市夏井町、長内町等に纖維工業の工場が立地しており、同地域を中心に高機能商品やトレンド商品を取り扱う纖維関連産業の集積を図るものとする。

#### 【野田村】

- ・野田村野田にその他の生産用機械・同部分品製造業の金型製作を行う工場が立地しており、同地域を中心に金型を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。

#### 【普代村】

- ・普代村第7地割に水産物の出荷を取り扱う企業が立地しており、同地域を中心に水産食品の生産を行う水産関連産業の集積を図るものとする。

#### 【田野畠村】

- ・田野畠村羅賀に宿泊業を営む企業が立地しており、同地域を中心に遊漁船業やマリーナ業等による観光客への魅力づくりを行う観光関連産業の集積を図るものとする。

#### 【岩泉町】

- ・岩泉町二升石に木材・木製品製造業の工場が立地しており、同地域を中心に木製チップ等の木製品の製造を行う木材関連産業の集積を図るものとする。

#### 【宮古市】

- ・宮古市赤前に電子部品製造業の工場が立地しており、同地域を中心にコネクタ

を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。

- ・宮古市津軽石に情報通信機械器具製造業の工場が立地しており、同地域を中心に通信機器を活用した製品の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・宮古市栄町に海藻等の水産物の出荷を取り扱う企業が立地しており、同地域を中心に水産食品の生産を行う水産関連産業の集積を図るものとする。
- ・宮古市宮町に牛・豚・鶏肉等の畜産物の出荷を取り扱う企業が立地しており、同地域を中心に農畜産物の生産・出荷を行う農業関連産業の集積を図るものとする。
- ・宮古市磯鶴に木材・木製品製造業の工場が立地しており、同地域を中心に合板、木製家具等の木製品の製造を行う木材関連産業の集積を図るものとする。

#### 【山田町】

- ・山田町豊間根にその他の生産用機械・同部分品製造業の金型製作を行う工場が立地しており、同地域を中心に金型を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・山田町川向町に魚介類の出荷を取り扱う工場が立地しており、同地域を中心に水産食品の生産・出荷を行う水産関連産業の集積を図るものとする。
- ・山田町織笠に宿泊業を営む企業の立地が計画されており、同地域を中心に観光客を呼び込む観光関連産業の集積を図るものとする。

#### 【大槌町】

- ・大槌町の桼内地域に半導体製造装置製造業の工場が立地しており、同地域を中心に半導体の製造装置部品を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・大槌町の桼内地域に電子部品・デバイス・電子回路製造業の工場が立地しており、同地域を中心に半導体素子等の部品を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・大槌町の安渡地域に食料品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に食料品の製造を行う食品関連産業の集積を図るものとする。

#### 【釜石市】

- ・釜石市の高炉跡地域に大規模な製鉄所を中心に鉄鋼業が集積しており、同地域を中心に鉄鋼を原材料とした鉄鋼関連産業の集積を図るものとする。
- ・釜石市の高炉跡地域に油圧・空圧機器製造業の空気圧機器メーカーの工場が立地しており、同地域を中心に空気圧制御を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・釜石市の片岸地域に電子部品・デバイス・電子回路製造業の半導体素子や真空シールを製造する企業の工場が立地しており、同地域を中心にこれらの製品を活用した機器の製造を行う電子機械製造関連産業の集積を図るものとする。
- ・釜石市鵜住居町に木材・木製品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に木材パレット等の木製品の製造を行う木材関連産業の集積を図るものとする。
- ・釜石市甲子町に医薬品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に医薬

品の製造を行う医薬品関連産業の集積を図るものとする。

- ・釜石市甲子町にパルプ・紙・紙加工品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に豊富な山林資源を活用した木材関連産業の集積を図るものとする。
- ・釜石市の和山牧場では、電気業を営む風力発電施設が立地しており、同地域を中心に風力発電などの再生可能エネルギーを活用した環境負荷低減エネルギー関連産業の集積を図るものとする。
- ・釜石市の平田地域に食料品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に食料品の製造を行う食品関連産業の集積を図るものとする。

#### 【大船渡市】

- ・大船渡市の赤崎町字跡浜周辺の大手セメント工場を中心にセメント・同製品製造業が集積しており、同地域を中心にセメントを原材料としたセメント関連産業の集積を図るものとする。
- ・大船渡市峰岸に食料品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に食料品の製造を行う食品関連産業の集積を図るものとする。
- ・大船渡市赤崎に水産養殖業を営む工場が立地しており、同地域を中心に水産食品の生産を行う水産関連産業の集積を図るものとする。
- ・大船渡市盛町にソフトウェア業を営む企業が立地しており、同地域を中心にシステム開発を行う情報サービス関連産業の集積を図るものとする。

#### 【陸前高田市】

- ・陸前高田市の滝の里工業団地に食料品製造業を営む工場が立地しており、同地域を中心に食料品の製造を行う食品関連産業の集積を図るものとする。

#### b. 雇用等被害地域から通勤圏内にある区域

雇用等被害地域から通勤圏内にある区域を含む市町村は、軽米町、二戸市、九戸村、一戸町、葛巻町、遠野市、住田町、奥州市、平泉町、一関市

#### 【設定の理由】

岩手労働局の雇用統計によると、雇用等被害地域を含む12市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市）において、震災により、平成23年4～6月の3か月間で、前年同時期の約4.7倍に当たる8,865人の事業主都合離職者が発生しており、このことを見ても、当該12市町村のみで必要な雇用機会を確保することは難しい状況にある。

雇用等被害地域を含む市町村の隣接市町村（雇用等被害地域を含む市町村を除く）である、軽米町、九戸村、遠野市、住田町、一関市、葛巻町の6市町村は、統計上雇用等被害地域を含む12市町村からの通勤実績があることから（資料3-3）、これらの市町村においても、雇用等被害地域を含む市町村の住民の雇用機会の確保に取り組む必要がある。

また、事業主都合離職者数の雇用に関する指標を見ると、平成23年4～6月と平成22年4～6月の数値を比較した場合、久慈職業安定所管内（洋野町、久慈市、野田村、普代村）が63%増、宮古職業安定所管内（宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村）が271%増、釜石職業安定所管内（釜石市、大槌町）が337%増、大

船渡職業安定所管内（大船渡市、陸前高田市）が1, 126%増であり、それぞれ大幅な増加となっている。さらに、全従業員に占める割合は、久慈職業安定所管内で1.8%、宮古職業安定所管内で3.1%、釜石職業安定所管内で2.9%、大船渡職業安定所管内で6.3%と、全国平均の0.3%を大きく上回っている。これらのことから、雇用等被害地域を含む12市町村における雇用への被害は特に大きく、当該12市町村の外で雇用機会の確保の必要性がより大きい。

そのため、隣接市町村に加え、岩手県で妥当と認められる通勤時間の範囲内で通勤実績（資料3-3）の認められる西部の4市町（二戸市、一戸町、奥州市、平泉町）においても、雇用等被害地域を含む市町村の住民の雇用機会の確保に取り組む必要がある。

総務省社会生活基本調査（平成18年10月20日）の結果によると、本県の被雇用者の平日の片道の通勤時間は、調査対象の約97%が1時間未満となっている（資料3-1）。さらには、上述のとおり、沿岸12市町村における雇用への被害が特に大きいことから、震災後は本調査時点より、沿岸市町村の住民の通勤時間がさらに長くなることが予想される。

これらのことから、震災後の本県では、通勤時間70分圏内は、社会通念上妥当な通勤圏であると言え、軽米町、九戸村、遠野市、住田町、一関市、葛巻町、二戸市、一戸町、奥州市及び平泉町の10市町村にある復興産業集積区域は、いずれも、自動車による通常の通勤手段により、雇用等被害地域から70分以内の区域である（資料3-2）。

(ア) bにおける復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種及びその主要関連業種

別添資料4のとおり

(イ) (ア)の業種を選定した理由

別添資料5のとおり

c. 日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域

日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域は、別添資料6の理由により、別添で図示する区域（資料1-1）。

雇用等被害地域において日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により新規投資や雇用機会の創出が見込まれる当該事業の実施区域を含む市町村は、八幡平市、岩手町、盛岡市、滝沢村、零石町、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、西和賀町、金ヶ崎町

当該地域における企業の誘致活動に当たっては、地域特性を活かした産業集積を図るとともに、いわて地産地消推進機構を通じた地産地消への取組みの推進、岩手県自動車関連産業成長戦略に基づく自動車関連産業人材育成等支援事業補助金制度の活用や医療機器関連産業創出戦略に基づく医療機器製品開発支援事業費補助制度の活用、技術支援や人材育成、パートナーシップ強化などの各種支援施策による半導体関

連産業の集積促進に向けた取組みを通じて、地場企業の新規参入・取引拡大を図ることにより現地調達率の向上を目指すなどの岩手県における取組みを活用し、当該産業の集積が雇用等被害地域における新規投資や雇用機会の創出につながるものとなるよう留意するものとする。

(ア) c における復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種及びその主要関連業種

別添資料 4 のとおり

(イ) (ア) の業種を選定した理由

別添資料 6 のとおり

(2) 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第 2 条第 4 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（以下「復興特区命令」という。）第 2 条第 1 項の事業（医療機器製造販売業等促進事業）

ア 事業実施主体

岩手県

イ 事業内容

復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のため、必要な医療機器（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業者（同法第 12 条第 1 項の許可を受けた者をいう。）及び製造業者（同法第 13 条第 1 項の許可を受けた者をいう。）の事業の開始の促進に必要な許可基準の緩和を行う。

ウ 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項

(ア) 薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 85 条第 3 項第 2 号

(イ) 薬事法施行規則第 85 条第 4 項第 2 号

(ウ) 薬事法施行規則第 91 条第 3 項第 2 号

(エ) 薬事法施行規則第 91 条第 4 項第 2 号

## 6 復興推進事業ごとの特別の措置の内容

### (1) 法第 2 条第 3 項第 2 号イの事業

ア 法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく課税の特例。ただし、法第 40 条に基づく税制上の特例は、5 (1) ① a における復興産業集積区域に限るものとする。

イ 法第 43 条に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

### (2) 復興特区命令第 2 条第 1 項の事業

ア 薬事法施行規則第 85 条第 3 項第 2 号中「修了した後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修了した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。

なお、特別講習については、平成 24 年 1 月 30 日付け「復興特別区域における「医療機器製造販売業等促進事業」に係る総括製造販売責任者等の基準について（通知）」

（薬食審査発 0130 第 1 号、薬食安発 0130 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知（以下「課長通知」という。））の内容を基に実施する。

イ 薬事法施行規則第 85 条第 4 項第 2 号中「修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修得した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。

なお、特別講習については、課長通知の内容を基に実施する。

ウ 薬事法施行規則第 91 条第 3 項第 2 号中「修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修了した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。なお、特別講習については、課長通知の内容を基に実施する。

エ 薬事法施行規則第 91 条第 4 項第 2 号中「修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修得した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。なお、特別講習については、課長通知の内容を基に実施する。

オ 本事業の期間は、本復興推進計画の内閣総理大臣による認定の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## 7 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

事業等名称	事業内容	実施主体
企業立地促進奨励事業補助金	企業が、工場等を新設（県北・沿岸等は増設も対象）する場合に要する経費（土地購入、建物建設、設備整備）の 1/10～3/10（投資規模及び雇用人数による）以内で市町村が補助した場合に要する経費に対する補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、情報処理サービス業、広告代理業、情報提供サービス業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業、電気機械器具修理業、エンジニアリング業）	岩手県
企業立地促進資金貸付	企業が、工場等を新設・増設する場合に要する経費（土地購入、建物建設、設備整備）の 8/10 以内で資金を貸付（対象業種：製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン・機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）	岩手県
自動車関連産業人材育成	県内中小企業の自動車関連産業への参入の	岩手県

等支援事業補助金交付要綱	促進を図るため、自動車関連産業に係る専門的・実践的な技術・知識の習得や生産体制等の確立を図るため、自動車関連先進企業等と連携して行う人材育成や指導を受ける事業に対して、その経費の一部を補助	
いわて地産地消推進機構	推進運動を円滑に展開するため、推進運動の岩手県趣旨に賛同し自ら実践しようとする生産、流通、消費の各段階の者を地産地消サポーターとして登録し、県が登録したサポーター同士の連絡調整を行い、それぞれのサポーターが互いに連携を図ることにより、地産地消運動を促進	岩手県
医療機器製品開発支援事業費補助金交付要綱	岩手県内企業の医療機器産業への参入を促進するため、県内企業が医療機器又はその構成部品に係る製品試作及び性能を確認するための試験を行う場合に要する経費の一部を補助	岩手県
半導体関連産業集積促進	半導体関連産業の集積を促進するため、県内企業間パートナーシップの強化策として「いわて半導体関連産業集積促進協議会」を、技術支援強化施策として「産業振興センター」を、高度技術者養成施策として「人材育成部会」を一体的に運営・実施する。	岩手県
洋野町企業立地補助金交付要綱	洋野町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：農業、林業、漁業、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	洋野町
久慈市企業立地促進事業費補助金交付要綱	久慈市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	久慈市
久慈市起業・立地奨励補助金交付要綱	新設又は増設するための施設等を賃貸借契約している者に対し、賃料の 1/2 を補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	久慈市
久慈港利用貨物拡大事業補助金交付要綱	前年度より久慈港の利用を拡大しようとする事業者又は新規に貨物を取り扱う事業者に対し経費の一部補助	久慈市
久慈市中小企業振興資金	市内中小企業者に対する金融対策として事業資金等の借り入れに対して、保証料全額と利子 1 %を補助。	久慈市
久慈市企業立地促進資金	市内に工場又は事業所を増設するための資	久慈市

利子補給補助金	金の貸付を受けた場合に要する経費の利子分の一部を補助。	
野田村企業立地補助金交付要綱	野田村に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	野田村
普代村企業立地補助金交付要綱	普代村に立地する企業が工場等の新設等に普代村要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	普代村
田野畠村雇用促進条例	田野畠村に立地する企業が工場等の新設等する場合に、企業立地奨励金、雇用奨励金、福利厚生奨励金を交付（対象業種：農業、林業、漁業、製造業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業）	田野畠村
田野畠村企業立地補助金交付要綱	田野畠村に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：農業、林業、漁業、製造業、宿泊業、飲食店、社会保険・社会福祉・介護事業）	田野畠村
岩泉町企業立地奨励条例	岩泉町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、企業立地奨励金、雇用奨励金を交付（対象業種：農業、林業、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、宿泊業、学術・開発研究機関、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、766 バー、キャバレー、ナイトクラブ、767 喫茶店、社会保険・社会福祉・介護事業、洗濯・理容・美容・浴場業）	岩泉町
岩泉町企業立地補助金交付要綱	岩泉町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、521 農畜産物・水産物卸売業、5311 木材・竹林卸売業、582 野菜・果実小売業、社会保険・社会福祉・介護事業）	岩泉町
宮古市工場設置奨励条例	宮古市に立地する企業が工場等の新設等する場合に、雇用奨励金を交付（対象業種：製造業）	宮古市
宮古市企業立地補助金交付要綱	宮古市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	宮古市
宮古市定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付要綱	宮古港定期コンテナ・フィーダー航路を利用する者に対し経費の一部補助	宮古市

宮古港港湾機能確保支援 補助金交付要綱	宮古港の港湾荷役業者に対し経費の一部補助	宮古市
山田町企業立地補助金交付要綱	山田町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	山田町
大槌町企業立地奨励条例	大槌町に立地する企業が事業所の新設又は増設を奨励する場合に、雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、道路貨物運送業、卸売業各種）	大槌町
釜石市企業立地奨励措置要綱（土地、工場等取得補助金）	釜石市に立地する企業が工場等の新設等する場合の土地、工場等の取得に係る経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、エンジニアリング業、環境産業）	釜石市
釜石市地域産業振興奨励措置要綱	釜石市に立地する企業が工場等の設備投資をする場合に設備投資補助金や雇用開発推進補助金を交付（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、エンジニアリング業、環境産業）	釜石市
釜石港内航フィーダーコンテナ航路利用奨励金交付規則	釜石港内航フィーダーコンテナ航路を利用する個人又は法人が行う輸出入又は移出入に要する経費に対し、奨励金を交付	釜石市
釜石港内航フィーダーコンテナ航路集荷促進奨励金交付規則	釜石港と他市町村との間のドレージに対し、奨励金を交付	釜石市
大船渡市企業立地奨励条例	大船渡市に立地する企業が工場等の新設等する場合に、雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、481 港湾運送業、484 こん包業、卸売業、8821 産業廃棄物収集運搬業、8823 特別管理産業廃棄物収集運搬業）	大船渡市
大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例	大船渡市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、481 港湾運送業、484 こん包業、卸売業、8821 産業廃棄物収集運搬業、8823 特別管理産業廃棄物収集運搬業）	大船渡市
陸前高田市企業立地奨励条例	陸前高田市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造	陸前高田市

(立地促進補助金)	業、ソフトウェア業、自然科学研究所)	
軽米町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	軽米町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	軽米町
九戸村工場設置奨励条例	九戸村に立地する企業が工場等の新設等する場合に、雇用奨励金、利子補給金を交付（対象業種：製造業）	九戸村
九戸村企業立地補助金交付要綱	九戸村に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	九戸村
二戸市企業立地補助金交付要綱	二戸市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	二戸市
二戸市起業・立地奨励補助金交付要綱	拠点工業団地内に事業所を新設・増設する場合に土地又は建物を施設所有者と賃貸借契約している者について、賃借料の1/2を補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	二戸市
一戸町工場等設置奨励条例	一戸町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、工場等立地奨励金、利子補給金を交付（対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）	一戸町
一戸町企業立地補助金交付要綱	一戸町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	一戸町
葛巻町企業立地促進条例	葛巻町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、立地奨励補助金を交付（対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）	葛巻町
遠野市事業所設置奨励条例	遠野市に立地する企業が事業所の新設等する場合に、事業所立地奨励金を交付（対象業種：製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、倉庫業、こん包業、教育・学習支援業、学術・開発研究機関）	遠野市
遠野市企業立地補助金交付要綱	岩手町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	遠野市
住田町雇用促進条例	住田町に立地する企業が工場等の新設等す	住田町

	る場合に、雇用奨励金の交付（対象業種：製造業、鉱工業、卸小売業、農林業及びその他の業種）	
一関市企業立地促進奨励事業補助金交付要綱	一関市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	一関市
平泉町企業奨励条例	平泉町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、利子補給金を交付（対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	平泉町
奥州市企業立地促進補助金交付要綱	奥州市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	奥州市
奥州市空き工場賃借料補助金交付要綱	新たに空き工場を借用し事業活動を行う場合に月額賃料の1/2以内の補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	奥州市
岩手町工場設置奨励条例	岩手町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、利子補給や雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、卸売業、宿泊業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所）	岩手町
岩手町企業立地促進補助金交付要綱	岩手町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、自然科学研究所）	岩手町
八幡平市企業立地促進事業費補助金交付要綱	八幡平市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、道路貨物運送業、卸売業、ソフトウェア業、倉庫業、こん包業、情報サービス業、学術・開発研究機関）	八幡平市
盛岡市工場等設置奨励条例	盛岡市に立地する企業（誘致企業）が工場等の新增設を行う場合に雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、卸売業、道路貨物運送業、広告代理店業、エンジニアリング業）	盛岡市
盛岡市情報関連企業立地促進事業補助金交付要領	盛岡市にコールセンターやソフトウェア業が立地する場合に、その通信回線料や事務所の賃借料に対して助成を行う。	盛岡市
盛岡南新都市産業等用地企業立地促進事業補助金交付要領	盛岡市南新都市産業等用地内に工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、環境計量証明業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、非破壊検査業、デザイン業・機械設計業、エンジニアリング業、その他研	盛岡市

	(究開発を行う事業)	
滝沢村工場等設置奨励条例	滝沢村に立地する企業が工場等の新設等する場合に、利子補給や雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、卸売業、道路貨物運送業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所）	滝沢村
滝沢村企業立地補助金交付要綱	滝沢村に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自然科学研究所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告代理業、土木建築サービス業、機械設計業、非破壊検査業、機械修理業、電気機械器具修理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、エンジニアリング業）	滝沢村
矢巾町企業立地奨励条例	矢巾町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、利子補給や雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、卸売業、道路貨物運送業、情報サービス業）	矢巾町
矢巾町企業立地促進補助金交付要綱	矢巾町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	矢巾町
紫波町企業立地奨励条例	紫波町に立地する企業が工場等の新設等する場合に、利子補給や雇用奨励金を交付（対象業種：製造業、卸売業、道路貨物運送業）	紫波町
紫波町企業立地促進補助金交付要綱	紫波町に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	紫波町
花巻市企業立地促進奨励事業補助金交付要綱	花巻市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	花巻市
北上市企業立地促進補助金	北上市に立地する企業が工場等の新設等に要する経費の一部補助（対象業種：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）	北上市

**8 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明（その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項）**

復興産業集積区域を設定し、地域特性を生かした産業の集積を図るとともに、医療機器製造販売業等促進事業による基準緩和を図ることにより、東日本大震災で甚大な被害を受けた地域における生産基盤の回復が迅速かつ円滑に促進され、沿岸地域における新規投資や雇用機会の創出が期待される。

**9 その他**

- (1) 本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、関係地方公共団体として、県内全33市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、軽米町、二戸市、九戸村、一戸町、葛巻町、岩手町、遠野市、住田町、奥州市、平泉町、一関市、八幡平市、盛岡市、滝沢村、零石町、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、西和賀町、金ヶ崎町）の意見を聴取した。

※別添参照。

- (2) 本計画に基づき実際の産業集積の形成及び活性化を進めていくに当たっては、業種について、よりきめ細かく、地域資源の活用や地域特性を踏まえることとする。

- (3) 本計画の変更に際し、法第4条第3項に基づき、関係地方公共団体として、県内全33市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、軽米町、二戸市、九戸村、一戸町、葛巻町、岩手町、遠野市、住田町、奥州市、平泉町、一関市、八幡平市、盛岡市、滝沢市、零石町、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、西和賀町、金ヶ崎町）の意見を聴取した。

※別添参考。

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 洋野町長 水上信宏

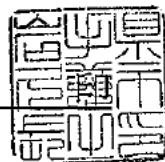


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
○ 変更（案）に対する意見 の有無 (該当のものを○で囲んで ください)	有	無
○ 変更（案）に対して意見 有とした場合の意見の 内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 久慈市長 遠藤 謙一



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 野田村長 小田祐士  


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input checked="" type="circle"/> 無 <input type="circle"/>
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 岩手県産業再生復興推進計画 岩手県産業再生復興推進計画  
長 伊藤洋介

計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書



市町村長名 田野畠村長 石原 弘

計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
○ 変更（案）に対する意見 の有無 (該当のものを○で囲んで ください)	有	無
○ 変更（案）に対して意見 有とした場合の意見の 内容		



(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 岩泉町長 中居健一

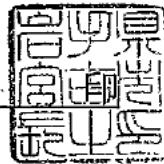


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 宮古市長 山本 正徳

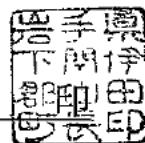


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 山田町長 佐藤信逸



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

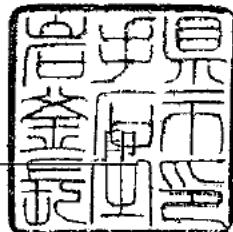
市町村長名 大槌町長 平野公三  


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
○ 変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
○ 変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

## 復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 釜石市長 野田武則

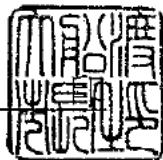


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 大船渡市長 戸田 公明



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 陸前高田市長 戸 羽 太



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	<input type="checkbox"/> 無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

軽米町長 山本 賢一



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 二戸市長 藤 原 淳



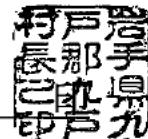
計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
○ 変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無○
○ 変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名

九戸村長 晴山 裕康



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 一戸町長 田中辰也

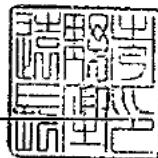


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 遠野市長 本田 敏秋



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

葛巻町長 鈴木重男



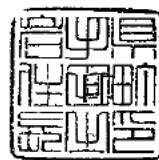
計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
○  変更（案）に対する意見 の有無 (該当のものを○で囲んで ください)	有	○ 無
○  変更（案）に対して意見 有とした場合の意見の 内容		



(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

住田町長 神田謙一



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
○ 変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	□ 無
○ 変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名

奥州市長 小沢昌記



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input checked="" type="circle"/> 無 <input type="circle"/>
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 平泉町長 青木幸保



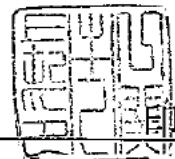
計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名

一関市長勝 部

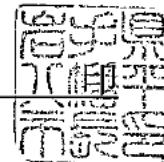


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 八幡平市長 田村正彦



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
○ 変更（案）に対する意見 の有無 (該当のものを○で囲んで ください)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
○ 変更（案）に対して意見 有とした場合の意見の 内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名

岩手町長 佐々木 光 司



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 盛岡市長 谷 藤 裕 明

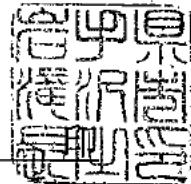


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無。 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input checked="" type="checkbox"/>
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 滝沢市長 主濱 了



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input checked="" type="circle"/> 無 <input type="circle"/>
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

零石町長 猿子 恵久



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 矢巾町長 高橋昌造



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 紫波町長 熊 谷

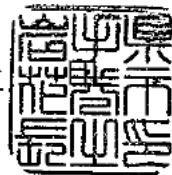
岩手県  
紫波町  
長印

計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 花巻市長 上田 東一

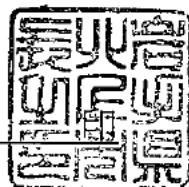


計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 (該当するものを○で囲んでください)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容	

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 北上市長 高橋 敏彦



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 西和賀町長 細井 洋行



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

(別紙様式)

復興推進計画変更に係る意見書

市町村長名 金ヶ崎町長 高橋 由一



計画の名称	岩手県産業再生復興推進計画	
変更（案）に対する意見の有無 (該当のものを○で囲んでください)	有	無
変更（案）に対して意見有とした場合の意見の内容		

**資料1-1**

## **復興産業集積区域**

市町村	復興産業集積区域の範囲
洋野町	<p>○区域A</p> <p>【種市地区復興産業集積区域】</p> <p>洋野町種市第1～58、60、63～69、72、74地割、洋野町小子内第1～8地割、 洋野町有家第1～9地割、洋野町中野第1～13地割</p> <p>【大野地区復興産業集積区域】</p> <p>洋野町上館第54～57地割、洋野町大野第4、6～9、11～12、14、16、19～ 33、35～55、57～65、67～72地割、洋野町阿子木第1～18地割、洋野町帶 島第1～11地割、弥栄、洋野町水沢第7～10地割</p>
久慈市	<p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、青森県の境界線と国道45号線との交会点を起点とし、久慈市の境界線と国 道45号線との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から東西に3km以内、久慈市の 境界線と国道395号線との交会点を起点とし、軽米町の境界線と国道395号線との交会 点に至るまでの国道395号線の中心線から1km以内を区域Bとする。</p> <p>○区域A</p> <p>【拠点工業団地復興産業集積区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久慈市長内町第28地割 105-252、105-253、105-255、105-256、105-257、105-259、105-260、 105-261、105-263、105-264、105-304、105-305、105-307</li> <li>・久慈市長内町第35地割 114-4、123-18、123-19、123-20、123-21、123-22、123-24</li> </ul> <p>【諏訪下埋立地区復興産業集積区域】</p> <p>久慈市長内町の埋立区域（地図参照）</p> <p>【長内工業地区復興産業集積区域】</p> <p>久慈市長内町第27地割 29番2号～3号、7号、10号、30番1号、7号～8号、11号、31 番1号、3号、5号、7号～8号、第28地割1番15号、19号、25号、29号、30号、1番、2 番15号、19号、22号～25号、27号、2番、3番1～2号、15号、23号～25号、28号～30号、 4番2号～7号、15号、28号～29号、5番15号、28号～30号、5番、6番1号～3号、25号、 29号、7番1号～9号、29号～30号、8番1号～2号、25号、28号～29号、9番29号、10 番1号～2号、6号～7号、30号、11番2号～3号、7号、29号～30号、12番29号～30号、 12番、13番、14番、16番、18番、20番、22番、23番、26番、27番、29番2号、13号～ 14号、30番2号、13号～16号、18号～21号、31番2号、31番、32番、33番1号～10号、 34番、35番1号～3号、36番1号～2号、37番1号～2号、38番、40番1号、41番2号、 46番1号～2号、48番1号～2号、50番、51番1号、4号～6号、52番1号、53番1号、54 番1号、56番1号、57番1号～2号、62番、63番1号～2号、64番1号、65番、66番、67 番、68番、69番2号、70番1号、71番、73番1号～2号、74番、75番、76番2号、76番、 77番1号、4号、77番6号～7号、10号～19号、78番2号、78番、80番1号～3号、81番 3号～5号、9号、11号、82番1号、84番、85番1号、86番1号～2号、88番1号～2号、 89番1号、3号、90番2号、98番1号～2号、6号～7号、99番3号～4号、100番1号、4 号～7号、11号～15号、103番1号、34号、55号、63号、74号、第29地割1番1号、3号</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>～6号、14号～21号、25号、30号、2番14号、15号、19号、20号、25号、3番1号、7号、11号、14号、25号、26号、4番1号、3号、5号～8号、16号、24号、25号、5番1号、2号、14号～17号、24号、25号、29号、6番2号、4号、5号、14号～16号、24号、7番14号、15号、21号、24号、7番、8番1号、9号、13号～21号、24号、9番1号～4号、14号、15号、19号、20号、21号、10番1号、7号、10号、14号、16号、17号、21号、11番14号、18号、12番14号、18号、14番1号～3号、5号～14号、15番1号、2号、5号～7号、9号、16番1号、4号～6号、17番1号、5号、18番1号、11号～13号、19番1号、2号、20番1号、2号、21番1号、7号～10号、24番4号～8号、25番1号～5号、26番3号、26番、29番5号、30番1号、2号、31番、32番1号、33番1号、2号、4号、5号、34番1号、2号、35番、36番1号～5号、37番1号～5号、38番1号～3号、39番1号～3号、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、56番、第30地割、第31地割、第32地割1番1号～9号、14号、17号、18号、30号、2番2号、5号、14号、15号、17号、18号、24号、3番14号、15号、17号、29号、4番1号、3号、14号、17号、19号、24号、5番1号、17号、19号、24号、29号、6番1号～3号、7号～9号、17号、19号、24号、29号、7番17号、24号、29号、8番17号、29号、9番29号、10番29号、11番1号、3号～5号、29号、12番1号、4号～7号、19号、29号、13番、14番1号、2号、15番2号、17番1号～8号、22号～25号、18番1号、2号、19番4号～6号、12号～14号、24番2号、4号～7号、29番2号、3号、5号～17号、30番1号、2号、31番、32番1号～12号、34番1号～3号、35番1号、2号、5号～7号、36番1号～4号、6号～8号、52番、第33地割、第34地割、第35地割、第36地割、第37地割、第40地割、第41地割102番1号、102番3号、第42地割1番1号、1番2号、2番、3番、4番18号、6番18号、6番、7番1号、2号、8番1号～15号、9番1号～7号、10番1号～11号、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番3号</p> <p>【半崎埋立地区復興産業集積区域】 久慈市夏井町の埋立区域（地図参照）</p> <p>【夏井町大崎地区復興産業集積区域】 久慈市夏井町の大崎地区のうち15地割1番1及び20番1</p>
	<p>○区域B 区域A及び以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p>【桑畑漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【田子の木漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【川津内漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【横沼漁港復興産業集積区域】 地図参照</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【白前漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【麦生漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【久慈港玉の脇地区港湾復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【舟渡漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【小袖漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【久喜漁港復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【久慈地区復興産業集積区域】</p> <p>国道 45 号線と県道 149 号（侍浜停車場線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、国道 281 号線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 281 号線と市道山岸線との交会点に至るまでの国道 281 号線の中心線から 500m 以内、県道 7 号線（久慈岩泉線）と国道 281 号線との交会点を起点とし、県道 7 号線（久慈岩泉線）と市道和野線との交会点に至るまでの県道 7 号線（久慈岩泉線）の中心線から 500m 以内、市道上長内日吉町線と市道上長内長内橋線との交会点を起点とし、市道上長内日吉町線と市道日吉町宇部線の交会点に至るまでの市道上長内日吉町線の中心線から 500m 以内、市道山岸線と国道 45 号線の交会点を起点とし、市道山岸線と国道 281 号線の交会点に至るまでの市道山岸線の中心線から 500m 以内、市道畠田国坂線と市道山岸線の交会点を起点とし、市道畠田国坂線と市道津内口線との交会点に至るまでの市道畠田国坂線の中心線から 500m 以内、県道 149 号線（侍浜停車場線）と国道 45 号線の交会点を起点とし、県道 149 号線（侍浜停車場線）と市道妻ノ神線との交会点に至るまでの県道 149 号線（侍浜停車場線）の中心線から 500m 以内、市道宇部岩瀬張線と国道 45 号線の交会点を起点とし、市道宇部岩瀬張線と市道和野平線との交会点に至るまでの市道宇部岩瀬張線の中心線から 500m 以内、国道 395 号線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 395 号線と夏井町鳥谷第 2 地割との境界の交会点に至るまでの国道 395 号線の中心線から 500m 以内、林道滝合線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、林道滝合線と国道 45 号線との交会点に至るまでの林道滝合線の中心線から 500m 以内、県道 268 号線（野田長内線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 268 号線（野田長内線）と市道二子線との交会点に至るまでの県道 268 号線（野田長内線）の中心線から 500m 以内、市道二子線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点を起点とし、市道二子線と市道二子館石線との交会点に至るまでの市道二子線の中心線から 500m 以内、市道二子館石線と市道二子線との交会点を起点とし、市道二子館石線と市道二子小袖沢線との交会点に至るまでの市道二子館石線の中心線から 500m 以内、市道二子小袖沢線と市道二子館石線との交会点を起点とし、市道二子小袖沢線と市道三</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>崎館石線との交会点に至るまでの市道二子小袖沢線の中心線から 500m 以内、市道三崎館石線と市道二子小袖沢線との交会点を起点とし、市道三崎館石線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点に至るまでの市道三崎館石線の中心線から 500m 以内、県道 268 号線（野田長内線）と市道三崎館石線との交会点を起点とし、県道 268 号線（野田長内線）と野田村の境界線との交会点に至るまでの県道 268 号線（野田長内線）の中心線から 500m 以内、国道 45 号線と国道 281 号線との交会点を起点とし、国道 45 号線と野田村の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、市道天田内三日町線と県道 7 号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、市道天田内三日町線と市道三日町大通線との交会点に至るまでの市道天田内三日町線の中心線から 300m 以内、市道三日町大通線と市道天田内三日町線との交会点を起点とし、市道三日町大通線と国道 281 号線との交会点に至るまでの市道三日町大通線の中心線から 300m 以内、市道広野平線と市道寺里畠田線との交会点を起点とし、市道広野平線と市道広野山線との交会点に至るまでの市道広野平線の中心線から 500m 以内、県道 279 号線（侍浜夏井線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 279 号線（侍浜夏井線）と市道横沼漁港線との交会点に至るまでの県道 279 号線（侍浜夏井線）の中心線から 500m 以内、市道半崎漁港線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、市道半崎漁港線と久慈港臨港道路（施設番号D-1-27）との交会点に至るまでの市道半崎漁港線の中心線から 500m 以内、国道 45 号線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と市道外屋敷線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、市道桑畠外屋敷線と市道外屋敷線との交会点を起点とし、市道桑畠外屋敷線と市道向井町外屋敷線との交会点に至るまでの市道桑畠外屋敷線の中心線から 300m 以内、市道向井町外屋敷線と市道桑畠外屋敷線との交会点を起点とし、市道向井町外屋敷線と市道粒田浜線との交会点に至るまでの市道向井町外屋敷線の中心線から 300m 以内、市道向井町外屋敷線と市道粒田浜線との交会点を起点とし、市道粒田浜線の終点に至るまでの中心線から 300m 以内、三崎館石線と長内町と宇部町の境界線との交会点を起点とし、林道長内宇部線と長内町と宇部町の境界線との交会点に至るまでの長内町と宇部町の境界線から 100m 以内、県道 279 号線と国道 395 号線との交会点を起点とし、県道 279 号線と林道滝合線との交会点に至るまでの県道 279 号線の中心線から 300m 以内。</p> <p>【山形地区復興産業集積区域①】</p> <p>国道 281 号線と県道 5 号線（一戸山形線）との交会点を起点とし、国道 281 号線と山形町川井第 11 地割の境界線との交会点に至るまでの国道 281 号線の中心線から 500m 以内。</p> <p>【山形地区復興産業集積区域②】</p> <p>林道九戸高原線と県道 5 号線（一戸山形線）との交会点を起点とし、林道九戸高原線と県道 272 号線（戸田荷軽部線）との交会点に至るまでの林道九戸高原線の中心線から 500m 以内、林道九戸高原線と県道 272 号線との交会点を起点とし、林道九戸高原線と市道来内線との交会点に至るまでの林道九戸高原線の中心線から 100m 以内、市道来内線と林道九戸高原線との交会点を起点とし、市道来内線と葛巻町の境界線との交会点に至るまでの市道来内線の中心線から 100m 以内。</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	以上のうち、第1種低層住居専用地域並びに三陸復興国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
野田村	<p>○区域A</p> <p>【中沢・広内地区復興産業集積区域①】 地図参照</p> <p>【中沢・広内地区復興産業集積区域②】 地図参照</p> <p>【新山・城内・泉沢・中平・明内・米田・南浜地区】 地図参照</p> <p>【横合地区復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【沢山・和野平地区復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【玉川地区復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【根井地区復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>【下安家地区復興産業集積区域】 地図参照</p> <p>以上のうち、陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p>
普代村	<p>○区域B</p> <p>地図参照</p> <p>○区域A</p> <p>【普代村沿岸地区復興産業集積区域①】 普代村第19地割、普代村第23地割</p> <p>【普代村沿岸地区復興産業集積区域②】 普代村第4地割、普代村第7地割</p> <p>【普代村工業団地復興産業集積区域】 普代村第11地割字柏木平36-1、36-3、37-1、38、39-1、41、42-1、43-1、44-1、45、46-1、47、48-1</p> <p>以上のうち、陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>区域Aのうち、国道45号線の中心線と村道白井堀内線の中心線とで囲まれた区域、太田名部トンネルから普代村第4地割西側境界線に至るまでの県道44号線（岩泉平井賀普代線）の中心線と海岸線とで囲まれた区域、普代村工業団地復興産業集積区域を区域Bとする。</p> <p>また、以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p><b>【普代村沿岸地区復興産業集積区域③】</b></p> <p>村道小谷地鳥居線と村道白井萩牛線の交会点を起点とし、村道小谷地鳥居線と村道鳥居開拓3号線との交会点に至るまでの村道小谷内鳥居線の中心線から東側100m以内</p> <p><b>【普代村沿岸地区復興産業集積区域④】</b></p> <p>国道45号線と村道普代南浜線の交会点を起点とし、県道44号線と村道普代南浜線の交会点に至るまでの村道普代南浜線の中心線から南側100m以内</p> <p><b>【普代村沿岸地区復興産業集積区域⑤】</b></p> <p>大沢川と県道44号線の交会点と、県道44号線と村道太田名部黒崎線との交会点と、村道太田名部黒崎線のうち県道44号線と村道太田名部黒崎線との交会点から直線距離1km地点と、大沢川のうち大沢川河口から直線距離1kmとで囲まれた区域</p> <p><b>【普代村沿岸地区復興産業集積区域⑥】</b></p> <p>村道太田名部黒崎線と村道黒崎港線の交会点を起点とし、村道太田名部黒崎線と村道黒崎開拓線との交会点に至るまでの村道太田名部黒崎線の中心線から西側100m以内</p>
田野畠村	<p>○区域A</p> <p><b>【田野畠村復興産業集積区域】</b></p> <p>北山、机、明戸、川平、羅賀、和野、松前沢、島越、切牛、大芦、真木沢、田野畠、菅窪、浜岩泉、南大芦、巣合、萩牛、滝ノ沢、一の渡、田代、長根、日蔭、奥地、尾肝要、沼袋、大森、子木地、蝦夷森、奥地向、子木屋敷、姫松、千丈、七滝、室場、目名、猿山、年呂部以上のうち、陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、国道45号線と県道173号線（田野畠岩泉線）との交会点を起点とし、岩泉町の境界線と県道173号線（田野畠岩泉線）との交会点に至るまでの県道173号線（田野畠岩泉線）の中心線から500m以内、普代村の境界線と国道45号線との交会点を起点とし、岩泉町の境界線と国道45号線との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から1km以内、国道45号線と村道田野畠平井賀線との交会点を起点とし、県道44号線（岩泉平井賀普代線）と村道田野畠平井賀線との交会点に至るまでの村道田野畠平井賀線の中心線から500m以内、国道45号線と村道和野平井賀線との交会点を起点とし、県道44号線（岩泉平井賀普代線）と村道和野平井賀線との交会点に至るまでの村道和野平井賀線の中心線から500m以内、普代村の境界線と県道44号線（岩泉平井賀普代線）との交会点を起点とし、県道44号線（岩泉平井賀普代線）と国道45号線との交会点に至るまでの県道44号線（岩泉平井賀普代線）の中心線から500m以内を区域Bとする。</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
岩泉町	<p>○区域A  <b>【岩泉町復興産業集積区域】</b>            岩泉（夏節国有林564林班に隣接する字夏節は除く。）、二升石、尼額、乙茂、猿沢、鼠入、浅内、門、穴沢、裊綿、大川（上外山国有林515林班に隣接する字上外山は除く。）、釜津田（滝上国有林535林班及び536林班に隣接する字滝の上、下大板屋国有林517林班及び上大板屋国有林543林班並びに531林班に隣接する字大板屋は除く。）、小本、中島、中里、裊野、安家（年々山国有林3～5林班に隣接する字年々、茂井国有林12林班に隣接する字茂井、半城子国有林14林班に隣接する字半城子、松ヶ沢国有林53林班に隣接する字松林、折壁国有林24林班に隣接する字氷渡、穴目山国有林33林班及び40林班に隣接する字折壁、大坂本国有林65林班に隣接する字大平及び字大坂本は除く。）、上有芸、下有芸            以上のうち、国有林、第1種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p>
	<p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、県道7号線（久慈岩泉線）と久慈市の境界線との交会点を起点とし、国道455号線と県道7号線（久慈岩泉線）との交会点に至るまでの県道7号線（久慈岩泉線）の中心線から1km以内、安家字半城子と半城子国有林14林班の境界線と県道202号線（普代小屋瀬線）との交会点を起点とし、県道202号線（普代小屋瀬線）と安家字大平と大坂本国有林63林班の境界線との交会点に至るまでの県道202号線（普代小屋瀬線）の中心線から1km以内、国道455号線と県道7号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、国道455号線と国道340号線の分岐点との交会点に至るまでの国道455号線の中心線から1km以内、国道455号線と国道340号線の分岐点との交会点から北西方向の国道340号と国道455号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から1km以内、国道340号線と国道455号線との交会点を起点とし、葛巻町の境界線と国道340号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から1km以内、国道340号線と国道455号線との交会点を起点とし、国道455号線と盛岡市の境界線との交会点に至るまでの国道455号線の中心線から1km以内、国道455号線と国道340号線の分岐点との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道340号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から1km以内、国道340号線と県道171号線（大川松草線）との交会点を起点とし、釜津田字滝の上と滝の上国有林533林班の境界線と県道171号線（大川松草線）との交会点に至るまでの県道171号線（大川松草線）の中心線から1km以内、国道455号線と県道7号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、国道45号線と国道455号線との交会点に至るまでの国道455号線の中心線から1km以内、県道173号線（田野畠岩泉線）と国道455号線との交会点を起点とし、田野畠村の境界線と県道173号線（田野畠岩泉線）との交会点に至るまでの県道173号線（田野畠岩泉線）の中心線から1km以内、国道455号線と県道40号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、県道40号線（宮古岩泉線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道40号線（宮古岩泉線）の中心線から1km以内、県</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	道 177 号線（有芸田老線）と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、県道 177 号線（有芸田老線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 177 号線（有芸田老線）の中心線から 1km 以内、町道上有芸水堀線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、町道上有芸水堀線と宮古市の境界線との交会点に至るまでの町道上有芸水堀線の中心線から 1km 以内、町道長下線と県道 177 号線（有芸田老線）との交会点を起点とし、町道長下線と宮古市の境界線との交会点に至るまでの町道長下線の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）との交会点を起点とし、田野畠村の境界線と県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）との交会点に至るまでの県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）の中心線から 1km 以内、田野畠村の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線と宮古市の境界線、海岸線、大牛内国有林 579 林班西側境界線、大牛内国有林 578 林班西側境界線、大牛内国有林 575 林班西側境界線、田野畠村の境界線で囲まれた範囲、田野畠村の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から西側 1km 以内を区域 B とする。
宮古市	○区域 A <b>【宮古市復興産業集積区域】</b> 新川町、向町、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、大通四丁目、末広町、栄町、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、南町、館合町、鴨崎町、和見町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、泉町、田の神一丁目、田の神二丁目、黒森町、山口一丁目、山口二丁目、山口三丁目、山口四丁目、山口五丁目、宮園、保久田、緑ヶ丘、五月町、小沢一丁目、小沢二丁目、横町、黒田町、新町、本町、沢田、築地一丁目、築地二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、光岸地、臨港通、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町、日の出町、佐原一丁目、佐原二丁目、佐原三丁目、佐原四丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原上町、西ヶ丘一丁目、西ヶ丘二丁目、西ヶ丘三丁目、西ヶ丘四丁目、長町一丁目、長町二丁目、神田沢町、太田一丁目、太田二丁目、千徳町、板屋一丁目、板屋二丁目、板屋三丁目、板屋四丁目、上鼻一丁目、上鼻二丁目、磯鶴石崎、磯鶴沖、磯鶴西、上村一丁目、上村二丁目、実田一丁目、実田二丁目、磯鶴一丁目、磯鶴二丁目、磯鶴三丁目、神林、藤の川、河南一丁目、八木沢一丁目、八木沢二丁目、八木沢三丁目、八木沢四丁目、長根一丁目、長根二丁目、長根三丁目、長根四丁目、近内一丁目、小山田一丁目、小山田二丁目、小山田三丁目、小山田四丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、高浜三丁目、高浜四丁目、山口第 1 地割、山口第 4 地割、山口第 5 地割、山口第 6 地割、山口第 8 地割、山口第 9 地割、山口第 10 地割、山口第 11 地割、山口第 12 地割、山口第 13 地割、山口第 14 地割、山口第 15 地割、田代第 1 地割、田代第 2 地割、田代第 3 地割、田代第 4 地割、田代第 5 地割、田代第 6 地割、田代第 7 地割、田代第 8 地割、田代第 14 地割、田代第 15 地割、田代第 16 地割、田代第 17 地割、田代第 18 地割、田代第 19 地割、田代第 20 地割、田代第 21 地割、近内（仮換地街区分）、近内第 1 地割、近内第 2 地割、近内第 3 地割、近内第 4 地割、近内第 5 地割、近内第 6 地割、近内

市町村	復興産業集積区域の範囲
	第7地割、近内第8地割、近内第9地割、近内第10地割、近内第11地割、近内第12地割、千徳第4地割、千徳第7地割、千徳第8地割、千徳第10地割、千徳第11地割、千徳第12地割、千徳第13地割、千徳第14地割、千徳第15地割、千徳第18地割、千徳第20地割、千徳第21地割、千徳第22地割、千徳第23地割、千徳第24地割、千徳第25地割、千徳第29地割、根市第1地割、根市第2地割、根市第3地割、根市第4地割、根市第5地割、根市第6地割、根市第7地割、根市第8地割、根市第9地割、花原市第1地割、花原市第2地割、花原市第3地割、小山田第1地割、小山田第2地割、小山田第3地割、小山田第4地割、小山田第5地割、小山田第6地割、小山田第7地割、小山田第8地割、小山田第9地割、磯鶴第1地割、磯鶴第3地割、磯鶴第4地割、磯鶴第6地割、磯鶴第7地割、磯鶴第8地割、磯鶴第9地割、磯鶴第10地割、八木沢第1地割、八木沢第2地割、八木沢第3地割、八木沢第4地割、八木沢第5地割、八木沢第6地割、八木沢第7地割、八木沢第8地割、八木沢第9地割、高浜第1地割、高浜第2地割、高浜第3地割、高浜第4地割、高浜第5地割、高浜第6地割、高浜第8地割、高浜第9地割、金浜第1地割、金浜第2地割、金浜第3地割、金浜第4地割、金浜第5地割、金浜第6地割、金浜第7地割、白浜第1地割、白浜第2地割、白浜第3地割、崎山第1地割、崎山第2地割、崎山第3地割、崎山第4地割、崎山第5地割、崎山第6地割、崎山第7地割、崎山第8地割、崎鋸ヶ崎第1地割、崎鋸ヶ崎第2地割、崎鋸ヶ崎第3地割、崎鋸ヶ崎第4地割、崎鋸ヶ崎第5地割、崎鋸ヶ崎第6地割、崎鋸ヶ崎第7地割、崎鋸ヶ崎第8地割、崎鋸ヶ崎第9地割、崎鋸ヶ崎第10地割、崎鋸ヶ崎第11地割、崎鋸ヶ崎第12地割、崎鋸ヶ崎第13地割、崎鋸ヶ崎第14地割、崎鋸ヶ崎第15地割、崎鋸ヶ崎第16地割、崎鋸ヶ崎第17地割、崎鋸ヶ崎第18地割、花輪第1地割、花輪第2地割、花輪第3地割、花輪第4地割、花輪第5地割、花輪第6地割、花輪第7地割、花輪第8地割、花輪第9地割、花輪第10地割、花輪第11地割、花輪第12地割、花輪第13地割、花輪第14地割、花輪第15地割、花輪第16地割、花輪第17地割、花輪第18地割、花輪第19地割、老木第1地割、老木第2地割、老木第3地割、老木第4地割、老木第5地割、老木第6地割、老木第7地割、老木第8地割、老木第9地割、老木第10地割、老木第11地割、老木第12地割、老木第13地割、老木第14地割、老木第15地割、老木第16地割、老木第17地割、老木第18地割、老木第19地割、老木第20地割、老木第21地割、老木第22地割、老木第23地割、老木第24地割、老木第25地割、老木第26地割、老木第29地割、老木第30地割、老木第31地割、老木第32地割、老木第33地割、老木第34地割、老木第35地割、長沢第7地割、長沢第9地割、長沢第10地割、長沢第11地割、長沢第12地割、長沢第13地割、長沢第14地割、長沢第15地割、長沢第16地割、長沢第17地割、長沢第18地割、長沢第19地割、長沢第20地割、長沢第21地割、長沢第22地割、長沢第23地割、長沢第24地割、長沢第25地割、長沢第26地割、田鎖第1地割、田鎖第2地割、田鎖第3地割、田鎖第4地割、田鎖第5地割、田鎖第6地割、田鎖第7地割、田鎖第8地割、田鎖第9地割、田鎖第10地割、田鎖第11地割、田鎖第12地割、田鎖第13地割、松山第1地割、松山第2地割、松山第3地割、松山第4地割、松山第5地割、松山第6地割、松山第7地割、松山第8地割、松山第9地割、松

市町村	復興産業集積区域の範囲
	山第10地割、松山第11地割、松山第12地割、松山第13地割、津軽石第1地割、津軽石第2地割、津軽石第3地割、津軽石第4地割、津軽石第5地割、津軽石第6地割、津軽石第7地割、津軽石第8地割、津軽石第9地割、津軽石第10地割、津軽石第11地割、津軽石第12地割、津軽石第13地割、津軽石第14地割、津軽石第15地割、津軽石第16地割、津軽石第17地割、津軽石第18地割、津軽石第19地割、津軽石第20地割、赤前第1地割、赤前第2地割、赤前第3地割、赤前第4地割、赤前第5地割、赤前第6地割、赤前第7地割、赤前第8地割、赤前第9地割、赤前第10地割、赤前第11地割、赤前第12地割、赤前第13地割、赤前第14地割、赤前第15地割、赤前第16地割、赤前第17地割、音部第1地割、音部第2地割、音部第3地割、音部第4地割、音部第5地割、音部第6地割、音部第7地割、音部第8地割、音部第9地割、音部第10地割、音部第11地割、重茂第1地割、重茂第2地割、重茂第3地割、重茂第4地割、重茂第5地割、重茂第6地割、重茂第7地割、重茂第8地割、重茂第9地割、重茂第10地割、重茂第11地割、重茂第12地割、重茂第13地割、重茂第14地割、重茂第15地割、重茂第16地割、重茂第17地割、重茂第18地割、重茂第19地割、重茂第20地割、重茂第21地割、重茂第22地割、重茂第23地割、重茂第24地割、重茂第25地割、重茂第26地割、宮古第2地割、宮古第3地割、宮古第5地割、宮古第6地割、宮古第7地割、宮古第8地割、宮古第9地割、宮古第10地割、宮古第11地割、宮古第12地割、宮古第14地割、宮古第18地割、宮古乙第1地割、宮古乙第2地割、鍬ヶ崎第1地割、鍬ヶ崎第3地割、鍬ヶ崎第5地割、鍬ヶ崎第6地割、田老字川向、田老字向山、田老字西向山、田老字樫内、田老字古田、田老字小田代、田老字八幡水神、田老字小林、田老字田の沢、田老字田中、田老字館が森、田老字荒谷、田老字野原、田老字乙部、田老字青砂里、田老字越田、田老字和野、田老字駿達、田老字滝の沢、田老字乙部野、田老字重津部、田老字青野滝南、田老字重津部北、田老字青野滝、田老字青野滝北、田老字小堀内南、田老字飛、田老字新田、田老字長畑、田老字新田平、田老字ケラス、田老字水沢南、田老字向新田、田老字水沢、田老字払川、田老字片巻、田老字下撰待、田老字星山、田老字撰待、田老字上撰待、田老字小堀内、茂市第1地割、茂市第2地割、茂市第3地割、茂市第4地割、茂市第5地割、茂市第6地割、茂市第7地割、茂市第8地割、茂市第9地割、墓目第1地割、墓目第2地割、墓目第3地割、墓目第4地割、墓目第5地割、墓目第6地割、墓目第7地割、墓目第8地割、墓目第9地割、墓目第10地割、墓目第11地割、墓目第12地割、墓目第13地割、墓目第14地割、腹帶第1地割、腹帶第2地割、腹帶第3地割、腹帶第4地割、刈屋第1地割、刈屋第2地割、刈屋第3地割、刈屋第4地割、刈屋第5地割、刈屋第6地割、刈屋第7地割、刈屋第8地割、刈屋第10地割、刈屋第11地割、刈屋第12地割、刈屋第13地割、刈屋第14地割、刈屋第15地割、刈屋第16地割、刈屋第17地割、和井内第1地割、和井内第2地割、和井内第3地割、和井内第4地割、和井内第5地割、和井内第6地割、和井内第9地割、和井内第10地割、和井内第11地割、和井内第12地割、和井内第13地割、和井内第14地割、和井内第15地割、和井内第16地割、和井内第17地割、和井内第18地割、和井内第19地割、和井内第20地割、和井内第21地割、和井内第22地割、和井内第23地割、和井内第24地割、和井内第25地割

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>地割、和井内第 26 地割、和井内第 27 地割、和井内第 28 地割、古田第 1 地割、古田第 2 地割、川井第 1 地割、川井第 2 地割、川井第 3 地割、川井第 4 地割、川井第 5 地割、川井第 6 地割、川井第 7 地割、川井第 8 地割、川井第 10 地割、川井第 11 地割、片巣第 1 地割、片巣第 2 地割、片巣第 3 地割、箱石第 1 地割、箱石第 2 地割、箱石第 4 地割、箱石第 5 地割、箱石第 6 地割、鈴久名第 1 地割、鈴久名第 2 地割、鈴久名第 5 地割、鈴久名第 6 地割、鈴久名第 7 地割、夏屋第 2 地割、夏屋第 4 地割、夏屋第 5 地割、夏屋第 6 地割、夏屋第 7 地割、川内第 1 地割、川内第 2 地割、川内第 3 地割、川内第 4 地割、川内第 5 地割、川内第 6 地割、川内第 7 地割、川内第 8 地割、川内第 9 地割、平津戸第 1 地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、平津戸第 2 地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、門馬第 1 地割、門馬第 2 地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、区界第 1 地割、区界第 2 地割、区界第 3 地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、区界第 4 地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、江繫第 1 地割、江繫第 2 地割、江繫第 3 地割、江繫第 4 地割、江繫第 5 地割、江繫第 6 地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、江繫第 7 地割、江繫第 8 地割、江繫第 9 地割、江繫第 10 地割、江繫第 11 地割、江繫第 12 地割、江繫第 13 地割、江繫第 19 地割、小国第 1 地割、小国第 2 地割、小国第 4 地割、小国第 5 地割、小国第 6 地割、小国第 9 地割、小国第 10 地割、小国第 12 地割、小国第 13 地割、小国第 14 地割、小国第 15 地割、小国第 16 地割、小国第 17 地割、小国第 18 地割、小国第 19 地割、小国第 20 地割、小国第 21 地割、小国第 22 地割</p> <p>以上のうち、陸中海岸国立公園の第 1 種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p>
	<p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、岩泉町の境界線（田老子摂待北側）と国道 45 号線との交会点を起点とし、山田町の境界線（津軽石第 13 地割南側）と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 2km 以内、国道 45 号線と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点を起点とし、山田町の境界線（重茂第 22 地割南側）と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、岩泉町の境界線（田代第 14 地割北側）と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、国道 106 号線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点に至るまでの県道 40 号線（宮古岩泉線）の中心線から 2km 以内、山田町の境界線（津軽石第 15 地割南側）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点を起点とし、県道 200 号線（花輪千徳線）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点に至るまでの県道 290 号線（宮古山田線）の中心線から 1km 以内、県道 200 号線（花輪千徳線）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点を起点とし、国道 106 号線と県道 200 号線（花輪千徳線）との交会点に至るまでの県道 200 号線（花輪千徳線）の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と国道 106 号線との交会点を起点とし、盛岡市の境界線（区界第 2 地割西側）と国道 106 号線との交会点に至るまでの国道 106 号線の中心線から 1km 以内（国有林地を除く。）、岩泉町の境界線（和井内第 1 地割北側）と国道 340 号線との交会点を起点とし、国道 106 号線と国道 340 号線との</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 106 号線と国道 340 号線との交会点を起点とし、小国第 1 地割南側の境界線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 340 号線と県道 25 号線（紫波江繫線）との交会点を起点とし、早池峰山国有林 183 林班の境界線と県道 25 号線（紫波江繫線）との交会点に至るまでの県道 25 号線（紫波江繫線）の中心線から 1km 以内を区域Bとする。</p> <p>また、県道 41 号線（重茂半島線）と市道浦の沢線との交会点（重茂中学校バス停）を起点とし、市道浦の沢線と市道白浜峠荒巻線との交会点に至るまでの市道浦の沢線の中心線の西側 500m と重茂半島の東部海岸線で囲まれた区域、市道浦の沢線と市道白浜峠荒巻線との交会点を起点とし、市道浦の沢線と市道閉伊崎線との交会点に至るまでの市道浦の沢線の中心線の西側 200m と重茂半島の東部海岸線で囲まれた区域、市道浦の沢線と市道閉伊崎線の交会点を起点とし、市道浦の沢線の終点に至るまでの市道浦の沢線の中心線から 200m 以内、市道追切線と市道閉伊崎線の交会点を起点とし、市道追切線の終点に至るまでの市道追切線の中心線から 200m 以内、市道閉伊崎線の中心線と重茂半島の東部及び西部海岸線で囲まれた区域、県道 41 号線（重茂半島線）と市道千鶴姉吉線との交会点（姉吉バス停）を起点とし、市道千鶴姉吉線の終点に至るまでの市道千鶴姉吉線の中心線から 200m 以内を区域Bとする。</p>
山田町	<p>○区域A</p> <p>【山田町復興産業集積区域①】</p> <p>豊間根第 1 地割、豊間根第 2 地割、豊間根第 3 地割、豊間根第 4 地割、豊間根第 5 地割、豊間根第 6 地割、豊間根第 7 地割、豊間根第 8 地割、豊間根第 9 地割、豊間根第 10 地割、豊間根第 12 地割、豊間根第 13 地割、豊間根第 14 地割、豊間根第 15 地割、第豊間根 16 地割、豊間根第 17 地割、豊間根第 18 地割、豊間根第 19 地割、豊間根第 20 地割、豊間根第 21 地割、石峠第 1 地割、石峠第 2 地割、石峠第 3 地割、石峠第 4 地割、荒川第 1 地割、荒川第 2 地割、荒川第 3 地割、荒川第 4 地割、荒川第 6 地割、第荒川 7 地割、荒川第 8 地割、荒川第 9 地割、大沢第 1 地割、大沢第 2 地割、大沢第 3 地割、大沢第 4 地割、大沢第 5 地割、大沢第 6 地割、大沢第 7 地割、大沢第 8 地割、大沢第 9 地割、大沢第 10 地割、山田第 1 地割、山田第 2 地割、山田第 3 地割、山田第 4 地割、山田第 5 地割、山田第 9 地割、山田第 10 地割、山田第 11 地割、山田第 13 地割、山田第 15 地割、山田第 16 地割、山田第 17 地割、山田第 19 地割、山田第 20 地割、北浜町、中央町、八幡町、長崎一丁目～四丁目、境田町、川向町、後楽町、飯岡第 2 地割、飯岡第 6 地割、飯岡第 7 地割、飯岡第 8 地割、織笠第 1 地割、織笠第 2 地割、織笠第 8 地割、織笠第 9 地割、織笠第 10 地割、織笠第 11 地割、織笠第 12 地割、織笠第 13 地割、織笠第 14 地割、織笠第 15 地割、織笠第 16 地割、織笠第 19 地割、織笠第 20 地割、織笠第 21 地割、織笠第 23 地割、織笠第 24 地割、織笠第 25 地割、織笠第 26 地割、織笠第 27 地割、船越第 2 地割、船越第 3 地割、船越第 4 地割、船越第 5 地割、船越第 6 地割、船越第 7 地割、船越第 8 地割、船越第 9 地割、船越第 10 地割、船越第 11 地割、船越第 12 地割、船越第 13 地割、船越第 14 地割、船越第 15 地割、船越第 16 地割、船越第 17 地割、船越第 18 地割、船越第 19 地割、船越第 20 地割、船越第 21 地割、船越第 22 地割、船越第 23 地割、民有林第 14 林班 46 小班内</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p><b>【山田町復興産業集積区域②】</b></p> <p>大沢第13地割</p> <p>以上のうち、陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、国道45号線と宮古市の境界線との交会点を起点とし、国道45号線と大槌町の境界線との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から1km以内、県道290号線（宮古山田線）と国道45号線との交会点を起点とし、県道290号線（宮古山田線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道290号線（宮古山田線）の中心線から1km以内、国道45号線と県道41号線（重茂半島線）との交会点を起点とし、県道41号線（重茂半島線）と大沢第10地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道41号線（重茂半島線）の中心線から1km以内、県道41号線（重茂半島線）と大沢第13地割の西側境界線との交会点を起点とし、県道41号線（重茂半島線）と大沢第13地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道41号線（重茂半島線）の中心線から1km以内、町道長林大浦線と国道45号線との交会点を起点とし、船越第23地割内の町道長林大浦線終点に至るまでの町道長林大浦線の中心線から1km以内、織笠第15地割内の織笠川の中心線から1km以内及び織笠第8地割、織笠第16地割、織笠第18地割のうち織笠川から北側、織笠第19地割、織笠第20地割を区域Bとする。</p> <p>また、以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p><b>【山田町復興産業集積区域③】</b></p> <p>県道41号線（重茂半島線）と大沢第11地割の西側境界線との交会点を起点とし、県道41号線と大沢第11地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道41号線（重茂半島線）の中心線から南側の海岸線で囲まれた区域。</p> <p><b>【山田町復興産業集積区域④】</b></p> <p>国道45号線と町道三浦医院前線との交会点を起点とし、町道前須賀・タブの木荘線との交会点に至るまでの町道三浦医院前線の中心線から1km以内、町道三浦医院前線と町道前須賀・タブの木荘線との交会点を起点とし、町道金浜線との交会点に至るまでの町道前須賀・タブの木荘線の中心線から1km以内、町道前須賀・タブの木荘線と町道金浜線との交会点を起点とし、町道金浜線と船越第16地割の南側境界線との交会点に至るまでの町道金浜線の中心線から1km以内。以上のうち、復興整備計画における居住候補地及び居住地を除く。</p>
大槌町	<p>○区域A</p> <p><b>【浪板・吉里吉里地区復興産業集積区域】</b></p> <p>吉里々々第7～14地割、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里々々第29～31地割、吉里吉里四丁目、吉里々々第1、2、5地割</p> <p><b>【赤浜・安渡地区復興産業集積区域】</b></p> <p>赤浜一丁目、吉里々々第24地割、赤浜二丁目、赤浜三丁目、安渡一丁目、安渡二丁目、大槌第28地割、安渡三丁目、港町、新港町、大槌第21地割</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【沢山・大ヶ口・源水・金澤地区復興産業集積区域】</p> <p>大槌第 11 地割大ヶ口 14-1 及び 17-1、大槌第 15、16、22~24 地割、大槌第 14 地割、大槌第 12、13 地割、大ヶ口一丁目、大ヶ口二丁目、大槌第 5~10 地割、大槌第 1~4 地割、金澤第 42、43 地割、金澤 29~31、40 地割、金澤第 23~25 地割、金澤第 21、22、27、28 地割、金澤第 14~18、20 地割、金澤第 9~13 地割、金澤第 7 地割、金澤第 1~6 地割</p> <p>【町方地区復興産業集積区域】</p> <p>上町、小鎌第 26~28 地割、栄町、末広町、本町、大町、須賀町、新町</p> <p>【小枕地区復興産業集積区域】</p> <p>小鎌第 28 地割</p> <p>【臼沢・寺野・桜木・小鎌地区復興産業集積区域】</p> <p>桜木町、小鎌第 25 地割、小鎌第 16、18~24 地割、小鎌第 14、15、17 地割、小鎌第 11~13 地割</p> <p>以上のうち、第 1 種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第 1 種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p>
	<p>○区域B</p> <p>区域A及び以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p>【小槌地区復興産業集積区域】</p> <p>町道新山 2 号線と町道新山 1 号線との交会点を起点とし、町道新山 2 号線と町道新山 3 号線との交会点に至るまでの町道新山 2 号線の中心線から 1km 以内、町道新山 1 号線と町道新山 2 号線との交会点を起点とし、町道新山 1 号線と町道新山 4 号線との交会点に至るまでの町道新山 1 号線の中心線から 1km 以内、町道新山 1 号線と町道小鎌 1 号線との交会点を起点とし、町道新山 1 号線と町道新山 4 号線との交会点に至るまでの町道新山 1 号線の中心線から 200m 以内、町道新山 2 号線と町道新山 3 号線との交会点を起点とし、町道新山 2 号線と町道新山 1 号線との交会点に至るまでの町道新山 2 号線の中心線から 200m 以内。</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
釜石市	<p>○区域A</p> <p><b>【釜石市復興産業集積区域】</b></p> <p>大字釜石第1地割から第17地割まで、大渡町一丁目、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、只越町一丁目、只越町二丁目、只越町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、天神町、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、東前町、鈴子町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、嬉石町一丁目、嬉石町二丁目、嬉石町三丁目、大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、大平町四丁目、大字平田第1地割から第6地割まで、千鳥町一丁目、千鳥町二丁目、駒木町、中妻町一丁目、中妻町二丁目、中妻町三丁目、八雲町、岩井町、源太沢町一丁目、源太沢町二丁目、住吉町、新町、上中島町一丁目、上中島町二丁目、上中島町三丁目、上中島町四丁目、小佐野町一丁目、小佐野町二丁目、小佐野町三丁目、小佐野町四丁目、小川町一丁目、小川町二丁目、小川町三丁目、小川町四丁目、小川町五丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、礼ヶ口町、定内町一丁目、定内町二丁目、定内町三丁目、定内町四丁目、野田町一丁目、野田町二丁目、野田町三丁目、野田町四丁目、野田町五丁目、甲子町第1地割～第16地割、鶴住居町第1地割～第29地割、両石町第1地割～第5地割、箱崎町第5地割～第13地割、片岸町第1地割～第10地割、栗林地区（栗林町第1地割～第24地割）、橋野地区（橋野町第1地割～第43地割）、唐丹町（花露辺、本郷、向、大石、屋形を除く）</p> <p>以上のうち、第1種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第1種特別区域（自然公園法第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p>
	<p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、国道283号線（釜石街道）と遠野市の境界線との交会点を起点とし、国道283号線（釜石街道）と国道45号線との交会点に至るまでの国道283号線（釜石街道）の中心線から2km以内、国道45号線と大槌町の境界線との交会点を起点とし、国道45号線と大船渡市の境界線との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から2km以内、県道35号線（釜石遠野線）と遠野市の境界線との交会点を起点とし、県道35号線（釜石遠野線）と国道45号線との交会点に至るまでの県道35号線（釜石遠野線）の中心線から500m以内、県道193号線（唐丹日頃市線）と大船渡市の境界線との交会点を起点とし、県道193号線（唐丹日頃市線）と国道45号線との交会点に至るまでの県道193号線（唐丹日頃市線）の中心線から500m以内、県道242号線（水海大渡線）と県道4号線（釜石港線）との交会点を起点とし、県道242号線（水海大渡線）と国道45号線との交会点に至るまでの県道242号線（水海大渡線）の中心線から500m以内、県道4号線（釜石港線）と国道45号線との交会点に至るまでの県道4号線（釜石港線）の中心線から500m以内、市道小川町1号線と国道283号線との交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道小川町1号線との交会点に至るまでの市道小川町1号線の中心線から500m以内、</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>市道桜木町上小川線と国道 283 号線との交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点に至るまでの市道桜木町上小川線の中心線から 500m以内、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点を起点とし、市道上小川線と市道ふれあい湖畔線との交会点に至るまでの市道上小川線の中心線から 500m以内、市道平田上中島線と国道 45 号線との交会点を起点とし、上平田内の市道平田上中島線終点に至るまでの市道平田上中島線の中心線から 1 km以内、国道 45 号線と市道水海線との交会点を起点とし市道水海線と市道新浜町 1 号線との交会点に至るまでの市道水海線の中心線から 1 km以内、市道水海線と市道新浜町 1 号線との交会点を起点とし、市道新浜町 1 号線と県道 4 号線（釜石港線）との交会点に至るまでの市道新浜町 1 号線の中心線から 1 km以内、橋野町第 3, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18 地割、橋野第 2 国有林 394 林班・400 林班・401 林班・403 林班、唐丹町字山谷 170 番 1～4、唐丹町字川目 64 番 1、3、63 番 1、市道鵜住居 2 号線と市道鵜住居 5 号線との交会点を中心として半径 600m以内及び市道鵜住居 2 号線と市道鵜住居 5 号線との交会点を起点として市道鵜住居 2 号線と市道鵜住居 32 号線との交会点に至るまでの市道鵜住居 2 号線の中心線から 600m以内及び市道鵜住居 2 号線と市道鵜住居 32 号線との交会点を中心として半径 600m以内（復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。）を区域Bとする。</p> <p>また、以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p><b>【箱崎白浜復興産業集積区域】</b></p> <p>市道鵜住居 32 号線と市道鵜住居 42 号線の交会点を中心として半径 300m以内、市道鵜住居 32 号線と市道白浜小学校線との交会点を中心として半径 250m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p><b>【仮宿復興産業集積区域】</b></p> <p>市道鵜住居 8 号線の起点を中心として半径 100m以内及び市道鵜住居 8 号線の起点から市道鵜住居 8 号線と市道仮宿 2 号線との交会点に至るまでの市道鵜住居 8 号線の中心線から 100m以内及び市道鵜住居 8 号線と市道仮宿 2 号線との交会点を中心として半径 100m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p><b>【尾崎白浜復興産業集積区域】</b></p> <p>市道尾崎白浜 5 号線の起点を中心として半径 300m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。</p> <p><b>【佐須復興産業集積区域】</b></p> <p>市道佐須 2 号線の起点を中心として半径 300m以内。</p> <p><b>【本郷・花露辺復興産業集積区域】</b></p> <p>市道唐丹 2 号線の終点を中心として半径 300m以内、市道唐丹 12 号線と市道唐丹 59 号線との交会点を中心として半径 500m以内。</p> <p><b>【大石復興産業集積区域】</b></p> <p>市道唐丹 35 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を中心として半径 150m以内及び市道唐丹 35 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を起点として市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>会点に至るまでの市道唐丹 36 号線の中心線から 150m 以内及び市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交会点を中心として半径 150m 以内。</p> <p>ただし、対象区域に含まれる国有林については、森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている区域であることから、立地の際に、許認可等関係法令との個別の調整が必要になる。</p>
大船渡市	<p><b>【大船渡地区復興産業集積区域】</b></p> <p>○区域A</p> <p>欠ノ下向、中港、役料、砂森、堀川、地ノ森、中道下、田中島、山口、大立、石橋前、亀井田、曲土手、普金、跡浜、塩場、野々田、笹崎、二本杵、みどり町、馬場、諏訪前、佐野、生形、永沢、上平、下平、砂子前、宮ノ前、下船渡、峯岸、内田、細浦、中野、小細浦、神坂、山岸、蛸ノ浦、鳥沢、永浜、清水、中井、沢田、上板用、中板用、下板用、上宿、下宿、権現堂、木町、町、館下、宇津野沢、内ノ目、御山下、下館下、東町、砂土場、富沢、山馬越、新田、赤沢、台、上山、茶屋前、明神前、猪頭、丸森、末崎山、船河原、石浜、上山、平林、大田、小田、高清水、鶴巻、門之浜、西館、中森、山根、大浜、泊里、長崎、外口、中井沢、轆轤石、下権現堂、前田、久名畑、藤沢口、堰口、宮田、岩脇、堀之内、中野、桑原、冷清水、関谷、前谷地、沼田、萱中、沼川、長安寺、川内、関谷、中宿、下鷹生、下甲子、合足、赤土倉、小中井、烏崎、細野、大畠野、立根山、田谷、小森、平山、上鷹生、上代</p> <p>以上のうち、第 1 種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第 1 種特別地域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第 1 種特別区域（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、下甲子、上代、上鷹生、下鷹生、中宿、上宿、下宿、関谷北側の境界線と国道 107 号線との交会点を起点とし、国道 107 号線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 107 号線の中心線から 1km 以内、細野東側の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、陸前高田市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と市道大船渡農業高校線との交会点を起点とし、市道大船渡農業高校線の終点に至るまでの市道大船渡農業高校線の中心線から 1km 以内、市道大船渡農業高校線の中心線の終点を起点とした半径 1km 以内、萱中東側の境界線と市道萱中中央線との交会点を起点とし、国道 45 号線と市道萱中中央線との交会点に至るまでの市道萱中中央線の中心線から 1km 以内、萱中東側の境界線と市道萱中中央線との中心線との交会点を起点とした半径 1km 以内、国道 45 号線と県道 38 号線（大船渡広田陸前高田線）との交会点を起点とし、県道 38 号線（大船渡広田陸前高田線）と陸前高田市の境界線との交会点に至るまでの県道 38 号線（大船渡広田陸前高田線）の中心線から 1km 以内、県道 38 号線（大船渡広田陸前高田線）と県道 275 号線（碁石海岸線）との交会点を起点とし、県道 275 号線（碁石海岸線）と市道山根線との交会点に至るまでの県道 275 号線（碁石海岸線）の中心線から 1km 以内、県道 275 号線（碁石海岸線）</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>海岸線）と市道山根線との交会点を起点とし、県道 275 号線（碁石海岸線）と市道山根線との交会点に至るまでの市道山根線の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点を起点とし、合足東側の境界線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）の中心線から 1km 以内、県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）と市道蛸ノ浦合足線との交会点を起点とし、県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）と市道蛸ノ浦合足線との交会点に至るまでの市道蛸ノ浦合足線の中心線から 1km 以内を区域Bとする。</p> <p>また、鷹頭のうち、下平南側の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、船河原東側の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、長谷堂、善蔵敷、宮野のうち、長谷堂西側境界線と市道長谷堂線との交会点を起点とし、市道長谷堂線と市道今出山線との交会点に至るまでの市道長谷堂線の中心線から 1km 以内及び市道長谷堂線と市道今出山線との交会点を起点とし、市道今出山線と市道刈山線との交会点に至るまでの市道今出山線の中心線から 1km 以内及び市道今出山線と市道刈山線との交会点を起点とし、善蔵敷東側の境界線と市道刈山線との交会点に至るまでの市道刈山線の中心線から 1km 以内、後ノ入のうち、後ノ入南側の境界線と市道後ノ入線との交会点を起点とし市道後ノ入線と市道大股線との交会点に至るまでの市道後ノ入線の中心線から 1km 以内及び市道後ノ入線と市道大股線との交会点を起点とし、市道後ノ入線と市道大股線との交会点から直線 900m 地点に至るまでの市道大股線の中心線から 1km 以内、大豆沢のうち、市道山根線と県道 275 号線（碁石海岸線）の西側の交会点を起点とし、県道 275 号線（碁石海岸線）と市道山根線の東側の交会点に至るまでの県道 275 号線（碁石海岸線）の中心線から 1km 以内を区域Bとする。</p> <p>さらに、以下に示す区域を区域Bとする。</p> <p>【上甲子地区復興産業集積区域】</p> <p>上甲子 19 番地 16、17、89、22 番地 1、18</p> <p>【三陸地区復興産業集積区域】</p> <p>○区域A</p> <p>港、平館、黒土田、館、石浜、八ヶ森、田浜上、田浜下、浪板、杉下、前田、宮野、大野、川原、中井、沖田、岩崎、中曾根、白浜、殿畑、砂子浜、館ヶ森、小石浜、鬼沢、甫嶺、東上甫嶺、小泊、泊、肥の田、沖田、所通、大平、仲崎浜、東崎浜、小出、上野、扇洞、根白、千歳、清水、西上甫嶺、向野、横石、増館、鳥頭、明神道、大明神、野々前、小路 以上のうち、陸中海岸国立公園の第 1 種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B</p> <p>区域Aのうち、千歳漁港の千歳漁港舟揚場南端から半径 1km 以内、向野東側の境界線と県道 250 号線（吉浜上荒川線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 250 号線（吉浜上荒川線）との交会点に至るまでの県道 250 号線（吉浜上荒川線）の中心線から 1km 以内、遊 YOU 亭夏虫の施設正面玄関入口から半径 1km 以内、道の駅さんりくの施設正面玄関入口から半径</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>1km以内、市道大塩線と市道小壁線との交会点を起点とし、市道小壁線と県道209号線（崎浜港線）との交会点に至るまでの市道小壁線の中心線から1km以内、市道大塩線と市道小壁線の中心線との交会点を起点とした半径1km以内、市道小壁線と県道209号線（崎浜港線）との交会点を起点とし、県道209号線（崎浜港線）と県道9号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道209号線（崎浜港線）の中心線から1km以内、国道45号線と県道9号線（大船渡綾里三陸線）との交会点を起点とし、小路西側の境界線と県道9号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道9号線（大船渡綾里三陸線）の中心線から1km以内、県道9号線（大船渡綾里三陸線）と市道小石浜砂子浜線との交会点を起点とし、市道小石浜砂子浜線と市道展勝地砂子浜線との交会点に至るまでの市道小石浜砂子浜線の中心線から1km以内、市道展勝地砂子浜線と市道小石浜砂子浜線の中心線との交会点を起点とした半径1km以内を区域Bとする。</p> <p>また、井戸洞のうち、井戸洞東側の境界線と県道9号線（大船渡綾里三陸線）との交会点を起点とし、井戸洞南側の境界線と県道9号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道9号線（大船渡綾里三陸線）の中心線から1km以内、井戸洞内の道の駅さんりくの施設正面玄関入口から半径1km以内を区域Bとする。</p>
陸前高田市	<p>○区域A</p> <p><b>【陸前高田市復興産業集積区域】</b></p> <p>山谷・味米・信内・二田野・大嶋部・諏訪・山崎・三の戸・金平・和山・袖野・清水川・越戸内・片地家・鍋谷・徳前・東角地・二又・中平・出口・打越・愛宕下・金屋敷・馬越・寺前・木戸口・神明前・湯漬畠・堂前・小嶋部・中島・耳切・根岸・元屋敷・梅木・沖・外道尻・清水、太田・銭洞・久連坪・袋沢・堂の沢・狩集・宇南沢・金成・本宿・砂子田・西宿・黄金山・梅の木・友沼・釘の子・孤舞柳・三日市・志田実、相川・細根沢・赤畑・上壺・滝の里・大畑・新田・下壺・仲の沢・十日市場・北平・上細根・館・童子、神崎・奈々切・三本松・水上・荒川・中堰・田の浜・要谷・荒川沢・砂盛・丑沢・福伏・中井・木場・二日市・中ヶ谷・土手影・湊・川口・長洞・内野・月山・町・垂井ヶ沢・牧田・町裏・愛宕下・古谷・中瀬・小渕・双六・的場、中川原・古川・洞の沢・飯森場・大石沖・曲松・下和野・中田・柄ヶ沢・砂畠・西和野・中長砂・鳴石・裏田・中和野・長砂・大石・川原・東和野・寒風・森の前・荒町・太田・本宿・馬場前・大町・山苗代・中宿・並杉・馬場・荒沢・下宿・館の沖・本丸・法量、沼田・野沢・松峰・和野・中田・川内・脇の沢・西風道・川崎・佐野・館・中島・地竹沢・川西・堂の前・糠塚沢・川向・樋の口・和方・西の沢・神田・道の上、金浜・中西・新田前・雲南・冥加沢・上の坊・泉田・茂里花・両替・柳沢・谷地前・浦の前・茗荷・後谷地・唯出・浦田・三日市・宮崎・谷地館・小屋敷・松山前・柳沢前・小ヶ口前・沢辺・西の坊・花崎・小谷地上・中里・唐笠松・衣地下・小ヶ口・獣沢・西下・下新田・上新田・矢の浦・茶立場・猪森・衣地・鳥嶋・小崎下・財当・花前・塩谷・金田・寺長根・腰廻・鳥越・門前・菖蒲・小友浦、長洞・谷地・赤坂角地・御城林・小長洞・明下・根岬・越田・長根洞・六ヶ浦・集・大陽里・袖野・平畑・久保・大陽・小屋敷・山田・中沢・長船崎・後花貝・蒲田・田端・前花貝・大祝・泊・天王前・黒崎・後浜・羽根穴・岩倉・大久保</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>以上のうち、陸中海岸国立公園の第1種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第20条第3項第1号又は第21条第3項第1号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。</p> <p>○区域B            区域Aのうち、国道343号線と坂下の境界線との交会点を起点とし、国道343号線と国道340号線との交会点に至るまでの国道343号線の中心線から2km以内、国道343号線と県道246号線（世田米矢作線）との交会点を起点とし、県道246号線（世田米矢作線）との場の境界線との交会点に至るまでの県道246号線（世田米矢作線）の中心線から西側500m以内および東側2km以内、国道340号線と南行の境界線との交会点を起点とし、国道340号線と国道45号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から2km以内、気仙沼市の境界線と国道45号線との交会点を起点とし、国道45号線と大船渡市の境界線との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から2km以内、小友町、広田町を区域Bとする。</p>
軽米町	<p>【軽米町復興産業集積区域】            大字軽米第16地割37番地1</p>
二戸市	<p>【二戸下斗米地区復興産業集積区域】            下斗米字上野平67-14~16、19、22~25、27~31</p> <p>【二戸淨法寺地区復興産業集積区域】            淨法寺町明神沢56-1、2、15、16、20、22</p> <p>【二戸堀野地区復興産業集積区域】            堀野字大畑51</p>
九戸村	<p>【九戸村復興産業集積区域①】            大字江刺家第20地割20-3、10、11、13~15、大字江刺家第20地割22、大字山屋第3地割57-8~10、15</p> <p>【九戸村復興産業集積区域②】            大字山屋第3地割73-168</p> <p>【九戸村復興産業集積区域③】            大字江刺家第20地割48-34</p>
一戸町	<p>【一戸インター工業団地復興産業集積区域】            岩館字田中65-1、12、14、19~21</p>
葛巻町	<p>【葛巻田部地区復興産業集積区域①】            田部字触沢2-1</p> <p>【葛巻田部地区復興産業集積区域②】            田部字境の沢44</p> <p>【葛巻地区復興産業集積区域】            葛巻39-215</p>
遠野市	<p>【遠野東工業団地復興産業集積区域】            上郷町板沢6地割97番、6地割104番1、6地割105番1、2、6地割106番、6地割107番、</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>6 地割 115 番、6 地割 116 番、6 地割 117 番、板沢 7 地割 1 番、7 地割 2 番、7 地割 3 番、7 地割 4 番、7 地割 5 番、7 地割 6 番 1~5、7 地割 7 番 1、3~5、7 地割 11 番、7 地割 110 番 1~3、7 地割 111 番 1~4、7 地割 112 番、板沢 8 地割 86 番 1、6~8、青笹町中沢 27 地割 1 番、27 地割 2 番、27 地割 3 番、27 地割 4 番、27 地割 5 番、27 地割 6 番、27 地割 7 番、27 地割 8 番 1、27 地割 9 番、27 地割 10 番 1、2、27 地割 11 番 1、3~6、27 地割 15 番 3、4、8、9、27 地割 17 番 5、6、27 地割 32 番 1、4、5、27 地割 33 番</p> <p>【遠野向野地区復興産業集積区域①】</p> <p>青笹町糠前 19 地割 33-3、19 地割 35-2、19 地割 36、19 地割 40、19 地割 44、糠前 20 地割 1-2、20 地割 2、20 地割 3、20 地割 4-1、20 地割 6-1、20 地割 4~6</p> <p>【遠野向野地区復興産業集積区域②】</p> <p>土淵町土淵第 10 地割字向野 71 番 1、3、向野 73 番 1、8、向野 74 番 1、2、向野 75 番 1、5、向野 76 番 1、向野 77 番 1、向野 78、向野 80 番 1、向野 160 番 4、向野 162</p> <p>【遠野鶴崎地区復興産業集積区域】</p> <p>綾織町みさ崎 9 地割 9 番 3</p> <p>【遠野鹿込地区復興産業集積区域】</p> <p>宮守町下宮守 41 地割 145-1~3、12、16、18、19、147-2、148-2</p>
住田町	<p>【住田町世田米川向地区復興産業集積区域】</p> <p>世田米字川向 6 番地 9~11、8 番地 1、2、4~13、9 番地 1~3、5~11、13~17、11 番地 1、3、21、24、29、30、12 番地 3~5、7~10、13~15、17、18</p> <p>【住田町世田米西風地区復興産業集積区域①】</p> <p>世田米西風 35 番地 14、36 番地 2、37 番地 1、43 番地 1、46 番地 1、47 番地、48 番地 1~6、49 番地、52 番地 1~4、58 番地 1、2、59 番地 1</p> <p>【住田町世田米西風地区復興産業集積区域②】</p> <p>世田米西風 76 番地 1、2、78 番地 1、80 番地 1、81 番地 1、113 番地 2、114 番地 3</p> <p>【住田町世田米赤畑地区復興産業集積区域】</p> <p>世田米字赤畑 4 番地 1~3、5 番地 1、2、4~6、10、11、8 番地 1、9 番地 1、3~6、8、10、11 番地 1、13 番地 1、14 番地 1、15 番地 1</p> <p>【住田町世田米向川口地区復興産業集積区域】</p> <p>世田米字向川口 9 番地 1~9、10 番地 1、2、4、5、12 番地 1、13 番地、14 番地 1、15 番地 1、2、18 番地 1、19 番地 1、20 番地 1、4、21 番地 1、3、22 番地 1、23 番地 1、25 番地 1、26 番地 1、27 番地 5、30 番地 1~5、31 番地 1~5、33 番地 1、36 番地 3、76 番地 4、6、77 番地 1</p> <p>【住田町下有住高瀬地区復興産業集積区域】</p> <p>下有住字高瀬 203 番地 1、8、204 番地 1、205 番地 1、3、207 番地 1、2、208 番地 1、2、210 番地、219 番地 2、3、220 番地 1</p>
奥州市	<p>【奥州水沢工業団地復興産業集積区域】</p> <p>水沢区水沢工業団地一丁目、二丁目、三丁目、四丁目</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【奥州水沢区復興産業集積区域①】 水沢区字桜屋敷西、字笛森谷地</p> <p>【奥州水沢区復興産業集積区域②】 水沢区羽田町宝生、字堀ノ内、字寺前、字下屋敷、字小屋敷、字明正</p> <p>【奥州水沢区復興産業集積区域③】 水沢区御町</p> <p>【奥州水沢区復興産業集積区域④】 水沢区東大通り一丁目、太日通り一丁目、太日通り二丁目、中田町、山崎町、字寺脇、字道合、字南町、真城字北塩加羅、字苅又、字小山崎、字片子沢、字搦手</p> <p>【奥州水沢区復興産業集積区域⑤】 水沢区真城字垣ノ内、姉体町字原ノ西、上姉体三丁目、上姉体四丁目、上姉体五丁目、上姉体六丁目、上姉体七丁目</p> <p>【奥州水沢区復興産業集積区域⑥】 水沢区佐倉河字沢田、字百目木、字東鍛治屋、字矢中、字蟹沢</p> <p>【奥州水沢区復興産業集積区域⑦】 水沢区佐倉河字五反町、字鎧田、字後田、字前田、字川原田</p> <p>【奥州江刺中核工業団地復興産業集積区域】 江刺区岩谷堂字松長根 1-1~9、岩谷堂字松長根 2、岩谷堂字松長根 3、岩谷堂字松長根 4、岩谷堂字松長根 5、岩谷堂字松長根 6-1~6、岩谷堂字松長根 7、岩谷堂字松長根 8、岩谷堂字松長根 9、岩谷堂字松長根 10-1~5、岩谷堂字松長根 11-2、4、9~10、岩谷堂字松長根 12-2~4、岩谷堂字松長根 13、岩谷堂字松長根 14、岩谷堂字松長根 15-1~13、岩谷堂字松長根 16-1~5、岩谷堂字松長根 17-1~3、岩谷堂字松長根 18-1~4、岩谷堂字松長根 19、岩谷堂字松長根 20-1~10、12、岩谷堂字松長根 22、岩谷堂字松長根 23、岩谷堂字松長根 24、岩谷堂字松長根 25、岩谷堂字松長根 26、岩谷堂字松長根 27、岩谷堂字松長根 28、岩谷堂字松長根 29、岩谷堂字松長根 30、岩谷堂字松長根 31-1~3、岩谷堂字松長根 32-1~5、岩谷堂字松長根 33、岩谷堂字松長根 34、岩谷堂字松長根 35-1~3、岩谷堂字松長根 36、岩谷堂字松長根 37、岩谷堂字松長根 38、岩谷堂字松長根 39-2、4、6、岩谷堂字松長根 40、岩谷堂字松長根 41、岩谷堂字松長根 42-1、2、岩谷堂字松長根 43、岩谷堂字松長根 44、岩谷堂字松長根 45、岩谷堂字松長根 46、岩谷堂字松長根 47、岩谷堂字松長根 48-1~4、岩谷堂字松長根 49、岩谷堂字松長根 50、岩谷堂字松長根 51、岩谷堂字松長根 52-1、2、岩谷堂字松長根 53-1、2、岩谷堂字松長根 54-1、2、岩谷堂字松長根 55-1~4、岩谷堂字松長根 56-1~4、岩谷堂字松長根 57-1~4、岩谷堂字松長根 58-1~6、岩谷堂字松長根 59-1~3、岩谷堂字松長根 60-1~7、岩谷堂字松長根 61、岩谷堂字松長根 62、岩谷堂字松長根 63-1~14、17~19、岩谷堂字松長根 64、岩谷堂字松長根 65、岩谷堂字松長根 67、岩谷堂字松長根 68-1、2、岩谷堂字松長根 69-1~3、岩谷堂字松長根 70、岩谷堂字松長根 71</p> <p>【奥州江刺フロンティアパーク復興産業集積区域】 江刺区岩谷堂字袖山 11-10、16~76、78、80、岩谷堂字袖山 94-6、岩谷堂字袖山 108-2、岩</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>谷堂字袖山 116-3~6、岩谷堂字袖山 367-1~3、岩谷堂字柳沢 90-2、岩谷堂字柳沢 94-1~5  <b>【奥州江刺区復興産業集積区域①】</b>          江刺区愛宕字梁川字小畠、字後中野、字谷地</p> <p><b>【奥州江刺区復興産業集積区域②】</b>          江刺区岩谷堂字内ノ町、字根岸</p> <p><b>【奥州江刺区復興産業集積区域③】</b>          江刺区岩谷堂、字北八日市、字南八日市、江刺区愛宕) 字觀音堂沖、字池向、字梁川</p> <p><b>【奥州塔ヶ崎工業団地復興産業集積区域】</b>          前沢区字塔ヶ崎 34-1、字塔ヶ崎 45、字塔ヶ崎 46、46-1、字塔ヶ崎 47-3、字塔ヶ崎 48-2~4、7、字塔ヶ崎 50-1~14、17~20、字塔ヶ崎 118-1、字大桜 1、字大桜 2、字大桜 3、字大桜 4、字大桜 5、字大桜 6、字大桜 7、字大桜 8、字大桜 9、字大桜 10、字大桜 11、字大桜 12、字大桜 13、字大桜 14、字大桜 16-3、字大桜 20、字大桜 26-2、字大桜 27、字大桜 31、字大桜 33、字大桜 37-1、2、字大桜 46-1、字大桜 50-2、字大桜 51、字大桜 52、字大桜 53、字大桜 54、字大桜 55、55-1、字大桜 56-2、6、字大桜 57-2、字大桜 58、字大桜 61-1、字大桜 62-3、字大桜 116-1、2、4、字大桜 117-1、字大桜 118、字大桜 120-3</p> <p><b>【奥州前沢インター工業団地復興産業集積区域】</b>          前沢区字新城 58-1、6~19、字新城 60、字新城 61-1、字新城 78-1、6、字新城 82-1、字新城 83-1、字新城 85、字新城 91-12、20、22、字新城 95-2、10、字新城 111-1、字新城 119、字新城 121-1、2、字新城 122、字新城 123、字新城 124-1、字新城 125-3、字新城 127、字新城 129、字新城 131-1、字新城 132-1、字新城 133-2、5、字新城 135-1、3、5、字新城 136、字新城 137、字徳沢 1-4、17、18、39、40、109~114、118、149、161、167、168、357、369、371~373、385~389、392、407、410、字徳沢 16、字徳沢 17、字徳沢 18、字徳沢 21-1、字徳沢 35-1、字徳沢 36-1、字徳沢 38、字徳沢 39、字徳沢 40-1、字徳沢 41-1、字徳沢 42-1、3~6、9~14、字徳沢 63-1、字徳沢 72-2、5、字徳沢 74-1、字徳沢 75-1、字徳沢 84-1、3、5、6</p> <p><b>【奥州本杉工業団地復興産業集積区域】</b>          前沢区字本杉 10-1、字本杉 37-1、3~9、字本杉 48、字本杉 61-2、4~7、字本杉 70-1~3、5、7、8、字本杉 119-1~6、字本杉 128、字本杉 136-1~3、字本杉 138-7~10、字本杉 139-2、4、字本杉 158-1、3~7、9~11、字本杉 166-2、字本杉 173-1、字本杉 176-1、字本杉 189-1、2、字本杉 190、字五合田 1-1、4、字五合田 2-1、3、字五合田 3-1、字五合田 4-1、字五合田 6-1、字五合田 7-1、字五合田 10-2、字五合田 12-1、字五合田 14-1、字五合田 15-1、4、5、字五合田 16-5、字五合田 17-2、字五合田 19-1~5、7、9~11、13~16、字五合田 26-1~3、字五合田 31-2、字五合田 32-3、字五合田 47-2、字五合田 48-2~6、字五合田 62-2、字五合田 63-1、3、字五合田 74-1、字五合田 76-2、字五合田 77-3、字五合田 78-1~3、字五合田 89-2、字五合田 96-2、字五合田 97-2</p> <p><b>【奥州前沢区復興産業集積区域①】</b>          前沢区向田一丁目、向田二丁目、字五合田、字本杉、字高畠、字田中、字屋敷、字大桜、字平前</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p><b>【奥州前沢区復興産業集積区域②】</b> 前沢区字塔ヶ崎、字南塔ヶ崎、字沖田</p> <p><b>【奥州胆沢東部工業団地復興産業集積区域】</b> 胆沢区小山字北長壇 143-3、5、小山字北長壇 152-1、3~6、小山字北長壇 156-1~3、小山字北長壇 157-2、3、小山字北長壇 170-1、4、小山字北長壇 173-1、小山字北長壇 174-1、小山字森 75、小山字森 161-1</p> <p><b>【奥州胆沢東南部工業団地復興産業集積区域】</b> 胆沢区小山字中油地 117、小山字中油地 119、小山字中油地 121、小山字中油地 122、小山字中油地 124、小山字中油地 125、小山字中油地 129-3、小山字中油地 130-2、小山字中油地 132-2、小山字中油地 133-2、小山字中油地 134-2、小山字中油地 135-2、小山字中油地 137</p> <p><b>【奥州広表工業団地復興産業集積区域】</b> 胆沢区南都田字京徳田 14、南都田字京徳田 15-1、2、南都田字京徳田 16-1、2、南都田字京徳田 17、南都田字京徳田 18、南都田字京徳田 19、南都田字京徳田 20、南都田字京徳田 21、南都田字京徳田 22-1、4、南都田字京徳田 23-1、2、南都田字京徳田 24、南都田字京徳田 25、南都田字京徳田 26、南都田字京徳田 27、南都田字京徳田 28、南都田字京徳田 29、南都田字京徳田 30、南都田字京徳田 31、南都田字京徳田 32、南都田字京徳田 33、南都田字京徳田 34、南都田字京徳田 73-1、4、南都田字京徳田 74、南都田字京徳田 75、南都田字京徳田 76、南都田字京徳田 77、南都田字京徳田 78、南都田字京徳田 79、南都田字京徳田 80、南都田字京徳田 81、南都田字京徳田 105-1、南都田字京徳田 106-1、南都田字京徳田 107-1、南都田字京徳田 108-1、南都田字京徳田 109-1、南都田字京徳田 110-1、南都田字京徳田 111-1、3、南都田字京徳田 112-1、南都田字京徳田 113-1、2、南都田字広表 92-1、5~7、南都田字広表 93-2、南都田字広表 94、南都田字広表 116-3、南都田字広表 118-4、南都田字広表 119-5、6、南都田字広表 128-1、3~5、南都田字広表 129-1、2、南都田字広表 130、南都田字広表 131-1、3、4、南都田字広表 140-1、3、4、南都田字広表 141、南都田字広表 142、南都田字広表 143-1、3、南都田字広表 173-1、3、南都田字広表 174-1、3、南都田字広表 175、南都田字広表 176、南都田字広表 177、南都田字広表 178-1、2、南都田字広表 179-1、3、南都田字広表 180、180-1、2、4、南都田字広表 195-1、4、5、南都田字広表 196、南都田字広表 197、南都田字広表 198、南都田字広表 199、南都田字広表 204-1、5、南都田字広表 205、南都田字広表 206-1、3</p> <p><b>【奥州日向工業団地復興産業集積区域】</b> 衣川区日向 42-8~10、日向 59-1、224、331、423、512、513</p>
平泉町	<p><b>【平泉高田前工業団地復興産業集積区域】</b> 平泉字高田前 124-4~7、字高田前 126-5、字宿 41-3、7、9~11、字宿 118-4、字宿 122-4~7、9、11、字大平 119</p> <p><b>【平泉瀬原工業団地復興産業集積区域】</b> 平泉字上徳沢 65</p> <p><b>【平泉黄金沢企業立地用地復興産業集積区域】</b> 平泉字黄金沢 8、字黄金沢 9、字黄金沢 11、字黄金沢 13-1、2、字黄金沢 15、字黄金沢 21、</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	字黄金沢 35-11、字黄金沢 76-1、3~5、8~11、15、16、19~21、24、29
一関市	<p><b>【一関駅東地区復興産業集積区域①】</b></p> <p>字柄貝 1-1、字柄貝 2-1、字柄貝 3-1、4、5、字柄貝 4-1、2、字柄貝 5-1、字柄貝 6-1、字柄貝 7-2~4、字柄貝 8-2、3、字柄貝 9-2~4、字柄貝 10-2、字柄貝 11-2、字柄貝 12-2、西沢 24-1、西沢 25-1、西沢 26、西沢 27-1、西沢 29、西沢 30-1、西沢 35-1、西沢 36、西沢 38-1、西沢 39、西沢 40、西沢 45-1、西沢 46、西沢 47-2、西沢 49-1、西沢 51-1、相去 3-1、46-1</p> <p><b>【一関駅東地区復興産業集積区域②】</b></p> <p>西沢 2-1、西沢 3-1、2、4、西沢 4-1、5、西沢 7-1、4、6、西沢 8-1、2、西沢 9-1</p> <p><b>【一関駅東地区復興産業集積区域③】</b></p> <p>旭町 11-2、3、6、12、旭町 17-49、52、101、104、旭町 39-14~18、旭町 143-6、9、13</p> <p><b>【一関駅東地区興産業集積区域④】</b></p> <p>旭町 17-47、95、106</p> <p><b>【一関駅東地区興産業集積区域⑤】</b></p> <p>旭町 17-69、旭町 76-3</p> <p><b>【一関駅東地区興産業集積区域⑥】</b></p> <p>旭町 58-2、旭町 60-7、旭町 86-1、2</p> <p><b>【一関駅東地区復興産業集積区域⑦】</b></p> <p>柳町 1-1、柳町 2-1、柳町 4-1、柳町 69-2、3、柳町 71-2</p> <p><b>【一関東工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>東台 14-5~7、14、19~22、24~28、30~51、54~67、101、102、104、106、107、109、116、118、東台 50-30</p> <p><b>【真柴工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>真柴字吉ヶ沢 4-32、字吉ヶ沢 20-118~120、123、141、142、145、字吉ヶ沢 29</p> <p><b>【真柴第二工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>真柴字吉ヶ沢 2-22、24、26、30、31、字吉ヶ沢 10-6、9、字吉ヶ沢 12-4、字吉ヶ沢 46-66</p> <p><b>【上油田工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>花泉町油島字柳沢 21-1、2、油島字柳沢 38、油島字柳沢 42-19、油島字柳沢 95-82</p> <p><b>【上油田第二工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>花泉町油島字南沢 97-141~143、145、151、152、156~158、160、162、163</p> <p><b>【花泉日向前地区復興産業集積区域】</b></p> <p>花泉町老松字日向前 154-2、老松字日向前 155-10、11、老松字日向前 156、老松字日向前 159-2、4、老松字日向前 160-4、8、13、老松字日向前 173-1、老松字日向前 174-1、老松字日向前 177-1~5</p> <p><b>【花泉油島地区復興産業集積区域】</b></p> <p>花泉町油島字外別当 1-5、8、油島字外別当 7-2、油島字内谷地 7-7、油島字内谷地 98、油島字内谷地 99、油島字内別当 19-1、油島字内別当 20-1、油島字内別当 21-7、油島字内別当 22-1、油島字内別当 23-2、油島字内別当 24-3、油島字内別当 25-1、油島字内別当 26-1、油</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>島字内別当 27-1、3、油島字内別当 28、油島字内別当 29、油島字内別当 30、油島字内別当 31、油島字内別当 32、油島字内別当 33-2、油島字内別当 34-5、油島字内別当 36、油島字内別当 38、油島字内別当 39、油島字内別当 40、油島字内別当 41、41-6、8、油島字内別当 42、油島字内別当 44、油島字内別当 45-1、2、油島字内別当 47-1、2、4、14、16~18、油島字内別当 48-2、油島字内別当 49、油島字内別当 52、油島字内別当 53-1、油島字内別当 54-1、2、油島字内別当 55-2、油島字内別当 57-4、油島字内別当 59-1、油島字内別当 62-5、油島字内別当 76-1、油島字内別当 77-1、油島字内別当 78-1、油島字内別当 79、油島字内別当 80、油島字内別当 81-1、2、油島字内別当 82、油島字内別当 82-2</p> <p>【花泉涌津地区復興産業集積区域①】</p> <p>花泉町涌津字惡法師 38-27、29、139、208、218、288、292、293、297~299、301、367、369、372、373、375、涌津字向川 82-7、86、174、197、198、200、涌津字向川 150、涌津字向川 151、涌津字藤ノ巻 44-2、3、涌津字藤ノ巻 45-2、涌津字藤ノ巻 48-2、涌津字藤ノ巻 54-1、63、70、71、78、82、85、86</p> <p>【花泉涌津地区復興産業集積区域②】</p> <p>涌津字西風谷地 96-374、375</p> <p>【花泉涌津地区復興産業集積区域③】</p> <p>涌津字石畠 85-19、28、32~34、涌津字石畠 87-1~4、涌津字石畠 88-1~3、涌津字石畠 125-9、11~19、21、24、25、54~59、61~63、65、66</p> <p>【大東渋民地区復興産業集積区域①】</p> <p>渋民字繞石 39-16、17、渋民字繞石 52-74、渋民字大馬場 79-6、渋民字鶴巻 41-10、11</p> <p>【大東渋民地区復興産業集積区域②】</p> <p>渋民字横張 62、渋民字大洞地 19</p> <p>【沼田工業団地復興産業集積区域】</p> <p>大東町摺沢字沼田 74-1</p> <p>【大東大原地区復興産業集積区域】</p> <p>大東町大原字台 89-2、大原字台 90-1、大原字台 103-2、大原字台 129、大原字七切 601</p> <p>【千厩駒場清田地区復興産業集積区域①】</p> <p>千厩町千厩字下駒場 128-4、千厩字下駒場 140-4</p> <p>【千厩駒場清田地区復興産業集積区域②】</p> <p>千厩字下駒場 253-6、千厩字下駒場 254</p> <p>【千厩駒場清田地区復興産業集積区域③】</p> <p>千厩字北ノ沢 22-6</p> <p>【千厩駒場清田地区復興産業集積区域④】</p> <p>清田字鳥喰 1-1</p> <p>【千厩木六地区復興産業集積区域】</p> <p>千厩町千厩字下木六 275-3、千厩町千厩字下木六 321、千厩町千厩字下木六 327</p> <p>【西小田工業団地復興産業集積区域①】</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>千厩町千厩字西小田 300-7  <b>【西小田工業団地復興産業集積区域②】</b>          千厩町千厩字西小田 300-5、6  <b>【千厩町浦地区復興産業集積区域】</b>          千厩町千厩字町浦 67-1、千厩字町浦 74-3、千厩字町浦 75-1、2、4~6、9、14、16、千厩字町浦 76、千厩字町浦 83、千厩字町浦 84、千厩字町浦 85-6、10、千厩字町浦 88、千厩字町浦 89-1、2、千厩字町浦 195-1、2  <b>【千厩北方地区復興産業集積区域】</b>          千厩町千厩字北方 134、134-1、2、千厩字北方 137-2、7  <b>【千厩落合地区復興産業集積区域】</b>          千厩町小梨字落合 157-1  <b>【千厩深芦沢地区復興産業集積区域】</b>          千厩町奥玉字深芦沢 147-1、2、6、8、18、20、28~30、奥玉字深芦沢 148-2、4、8~10、13、奥玉字深芦沢 149-4、奥玉字深芦沢 150-1、奥玉字深芦沢 154-2  <b>【柴宿里前工業団地復興産業集積区域①】</b>          東山町長坂字柴宿 30-2、31、長坂字柴宿 33-1、長坂字東本町 25、25-9、13、14  <b>【柴宿里前工業団地復興産業集積区域②】</b>          東山町長坂字柴宿 88-2、5、長坂字柴宿 103-1 長坂字柴宿 105-1、長坂字柴宿 106-4  <b>【柴宿里前工業団地復興産業集積区域③】</b>          東山町長坂字里前 105-8、48、50、51、55  <b>【柴宿里前工業団地復興産業集積区域④】</b>          長坂字里前 105-46  <b>【丸森工業団地復興産業集積区域】</b>          東山町長坂字丸森 86-1、5  <b>【地蔵平工業団地復興産業集積区域】</b>          東山町松川字地蔵平 150-3、松川字地蔵平 156-1、6~8、松川字地蔵平 160-2、松川字地蔵平 161-2、3、松川字地蔵平 162-3、松川字地蔵平 185、松川字地蔵平 186、松川字地蔵平 189  <b>【東山松川地区復興産業集積区域①】</b>          松川字卯入道平 47-6  <b>【東山松川地区復興産業集積区域②】</b>          松川字卯入道平 47-8  <b>【東山松川地区復興産業集積区域③】</b>          松川字滝ノ沢 29-1、6、7、15、16、松川字滝ノ沢 30-1、松川字滝ノ沢 41-2、松川字滝ノ沢 42-3、松川字滝ノ沢 51-1、13、23、28、松川字滝ノ沢 56-1、松川字滝ノ沢 61-1、松川字滝ノ沢 125-7、松川字滝ノ沢 126-8、松川字滝ノ沢 144-5  <b>【東山松川地区復興産業集積区域④】</b>          松川字滝ノ沢 177-4、松川字滝ノ沢 181-8、12、松川字滝ノ沢 192-1、松川字滝ノ沢 193-1、       </p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>3、松川字滝ノ沢 198-1、2、15、松川字滝ノ沢 199-1、2、松川字滝ノ沢 200-3、松川字滝ノ沢 209-3、松川字滝ノ沢 213-4</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑤】</p> <p>松川字野平 40-4</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑥】</p> <p>松川字野平 102-1、2、松川字野平 103</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑦】</p> <p>松川字野平 159-1、4、松川字野平 213、松川字野平 352-1、352-2、松川字野平 354-4、松川字野平 355-2~4、松川字野平 357-2~4、6、松川字野平 358-1、3、松川字野平 359-3~7、9、松川字野平 361-1、松川字野平 366、松川字野平 367、松川字野平 368-1、13、17~36、41~50、53~56、58、61~63、67</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑧】</p> <p>長坂字羽根堀 243</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑨】</p> <p>長坂字羽根堀 214、長坂字羽根堀 219、長坂字羽根堀 225、長坂字羽根堀 228-2、長坂字羽根堀 239、長坂字羽根堀 245-2、7、長坂字羽根堀 252-4、長坂字羽根堀 280-2、長坂字羽根堀 282-1~3、長坂字羽根堀 284</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑩】</p> <p>長坂字羽根堀 50-3、長坂字羽根堀 91、長坂字羽根堀 100、長坂字羽根堀 103-1、長坂字羽根堀 187-3、長坂字羽根堀 192-19、長坂字羽根堀 193-5、長坂字羽根堀 198-2、長坂字羽根堀 201-1</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑪】</p> <p>長坂字西本町 91、長坂字西本町 106-2、長坂字西本町 111-2、</p> <p>【東山松川地区復興産業集積区域⑫】</p> <p>長坂字町裏 1、長坂字町裏 2、長坂字町裏 3、長坂字町裏 4、長坂字町裏 5、長坂字町裏 6、長坂字町裏 7、長坂字町裏 8、長坂字町裏 9、長坂字町裏 10-3、4、長坂字町裏 22-1、長坂字町裏 88-1、4、長坂字町裏 90-4、長坂字町裏 332-2、4、長坂字町裏 335-2、長坂字町裏 336、長坂字町裏 337、長坂字町裏 339-1、2、長坂字町裏 340-2、長坂字町裏 341、長坂字町裏 342、長坂字町裏 343、長坂字町裏 344-1~3、長坂字町裏 345-1~2、長坂字町裏 346、長坂字町裏 347、長坂字町裏 348、長坂字町裏 349-1、長坂字町裏 351、長坂字町裏 352-1、長坂字町裏 353、長坂字町裏 356、長坂字町裏 357、長坂字町裏 358、長坂字町裏 359、長坂字町裏 360-1、2、長坂字町裏 361、長坂字町裏 362-1、2、長坂字町裏 364、長坂字町裏 365、長坂字町裏 366、長坂字町裏 367、長坂字町裏 369、長坂字町裏 370-1、長坂字町裏 371-1、長坂字町裏 373、長坂字町裏 374-4、長坂字町裏 375、長坂字町裏 376、長坂字町裏 378-1、2、長坂字町裏 379-1、3~6、8、10、長坂字町裏 383-1、2、6、長坂字町裏 384、長坂字町裏 386、長坂字町裏 436</p> <p>【東山石ノ森地区復興産業集積区域】</p> <p>東山町田河津字石ノ森 119-3、田河津字石ノ森 125-1、田河津字石ノ森 126-2</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【野土工業団地復興産業集積区域】 東山町田河津字野土 88-1、3、4、6、田河津字野土 133-2、田河津字野土 169-1、3</p> <p>【大久保工業団地復興産業集積区域①】 川崎町字薄衣字折坂 7-4、字薄衣字大久保 95-1</p> <p>【大久保工業団地復興産業集積区域②】 川崎町字薄衣字折坂 1-6</p> <p>【川崎泉台地区復興産業集積区域】 川崎町字薄衣字泉台 96-3、字薄衣字泉台 104-3、5、7、字薄衣字泉台 113-2</p> <p>【一関中里地区復興産業集積区域】 山目町二丁目 571</p> <p>【一関赤荻地区復興産業集積区域①】 赤荻字亀田 78、字亀田 79-1、2、字亀田 80-1、2、字亀田 81、字亀田 90、字亀田 91-1、2、字亀田 92-1、2、字亀田 93、字亀田 94、字亀田 95、字亀田 96、字亀田 97、字亀田 98、字亀田 99、字亀田 100、字亀田 101、字亀田 102、字亀田 103、字亀田 104、字亀田 105、字亀田 134-2、字亀田 135、字亀田 136-2、字亀田 137-2、4、6、11、字亀田 139、字亀田 140-2、字亀田 141-1、字亀田 143、字亀田 145-2、字亀田 146-2、字亀田 147-1、字亀田 148-1、字亀田 149-1、字亀田 150、字亀田 151-1、字亀田 152、字亀田 153-2、字亀田 198、字亀田 199、字亀田 210、字亀田 211、字亀田 254-6</p> <p>【一関赤荻地区復興産業集積区域②】 赤荻字亀田 122-2</p> <p>【一関赤荻地区復興産業集積区域③】 赤荻字清水 134-1、4、5、字清水 135-6、字清水 137-1、4、字清水 138-1、字清水 139-1、字清水 385</p> <p>【一関赤荻地区復興産業集積区域④】 赤荻字鬼吉 13-2、字鬼吉 16-2</p> <p>【一関赤荻地区復興産業集積区域⑤】 赤荻字雲南 134-1、2、字雲南 135、字雲南 136、字雲南 137、字雲南 138、字雲南 139、字雲南 175-2、字雲南 176-2、字雲南 177-2、字雲南 178-2</p> <p>【一関東第二工業団地復興産業集積区域】 滝沢字鶴ヶ沢 85-1~5、字鶴ヶ沢 86-1~7、字鶴ヶ沢 87-1~3</p> <p>【一関沢地区復興産業集積区域】 字沢 237-17、字沢 297-14、16、28、29、39、78、91、186、190、206、207、209、210、225~230、字沢 308-2、字沢 311-1、字沢 312-2~6</p> <p>【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域①】 藤沢町藤沢字赤畑 30、30-5、藤沢字赤畑 32-7、藤沢字赤畑 42-2</p> <p>【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域②】 藤沢字大母 79-4、藤沢字大母 80、藤沢字大母 328-2、藤沢字大望沢 83-4</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域③】 藤沢字大母 1-3、藤沢字大望沢 62-9</p> <p>【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域④】 藤沢字大榴 114-6、藤沢字夕川 68-2、藤沢字夕川 210</p> <p>【藤沢町黄海地区復興産業集積区域①】 藤沢町黄海字天堤 158、158-1、3</p> <p>【藤沢町黄海地区復興産業集積区域②】 藤沢町黄海字町裏 441</p> <p>【藤沢町黄海地区復興産業集積区域③】 藤沢町黄海字八景下 65-4、黄海字八景下 80-3</p> <p>【藤沢町黄海地区復興産業集積区域④】 藤沢町黄海字天堤 185-2、黄海字天堤 196-2、黄海字天堤 200、200-2、4~7、黄海字天堤 202-1</p> <p>【藤沢町八沢地区復興産業集積区域①】 藤沢町徳田字赤庭 93-1、徳田字赤庭 97-3</p> <p>【藤沢町八沢地区復興産業集積区域②】 藤沢町砂子田字宮ノ脇 12-5、砂子田字宮ノ脇 30、30-1、砂子田字宮ノ脇 32-8、砂子田字宮ノ脇 199、砂子田字宮ノ脇 205、砂子田字宮ノ脇 206-2~5、砂子田字新城沢 62-1、8、12、14、砂子田字新城沢 66-1、砂子田字新城沢 71-1、砂子田字新城沢 100-4、砂子田字新城沢 113-8、砂子田字新城沢 138-3</p> <p>【藤沢町八沢地区復興産業集積区域③】 藤沢町徳田字野岡 18-13、徳田字野岡 23-4、徳田字野岡 27-1、徳田字桜ノ沢 20-12、徳田字火ノ田 46-25、26、徳田字火ノ田 83-16、30</p> <p>【藤沢町大津保地区復興産業集積区域】 藤沢町保呂羽字二本柳 5</p> <p>【藤沢榴地区復興産業集積区域】 藤沢町藤沢字榴 114-92、藤沢字平蕨 114</p> <p>【室根絵図下地区復興産業集積区域】 室根町折壁一丁目 138-1~3</p>
八幡平市	<p>【盛岡北部工業団地復興産業集積区域】 大更第 1 地割 202-1、2、14~18、第 1 地割 203-1、3~5、14~20、23~29、第 1 地割 204、第 1 地割 205-1~3、第 1 地割 206-1、2、第 1 地割 207、第 1 地割 208-1~14、第 1 地割 209、209-1~4、第 1 地割 210-1、2、第 1 地割 211、第 1 地割 212-1~4、第 1 地割 213、第 1 地割 214-1~3、10、第 1 地割 215、第 1 地割 216-1、2、第 1 地割 217、217-1、第 1 地割 218-1、2、第 1 地割 219-1、3~6、第 1 地割 220-1~4、第 1 地割 221、第 1 地割 222-1、2、4~8、第 1 地割 223-1~5、第 1 地割 224、第 1 地割 225-1、6、10、11、13~19、第 1 地割 226-1、第 1 地割 231-3、第 1 地割 232-1、2、第 1 地割 233、第 1 地割 234-1、2、第 1 地割 235、第 1 地割</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>236-1~5、第1地割 237-1~3、第1地割 238-3、4、7~9、第1地割 239-1、5~10、第1地割 241-1、2、4、5、第1地割 242-3、4、第1地割 318-1、2、第1地割 319-1、2、第1地割 320、第1地割 321-2、5、6、第1地割 322-1~3、第1地割 325-1、2、第1地割 326-1、2、4、第1地割 331-1、3、第1地割 339-1、4、第1地割 342、第1地割 343-1、第1地割 344-1、第1地割 345-1、2、第1地割 346、第1地割 347、第1地割 348、第1地割 360、第1地割 361、第1地割 362、第1地割 363-2~4、第1地割 364-1、2、第2地割 18、第2地割 19-1、3、5~7、第2地割 38-2、3、第2地割 40-1~3、第2地割 42、第2地割 43、第2地割 46-1、3、4、第2地割 47、第2地割 48-1、2、4~7、第2地割 49、第2地割 50、第2地割 51-1、3、4、第2地割 52-1、2、第2地割 53、第2地割 54-1、2、第2地割 55、第2地割 56、第2地割 57-1、2、第2地割 58、第2地割 59、第2地割 60-1、2、第2地割 61、第2地割 62、第2地割 63-1~3、第2地割 65-1~7、第2地割 66、第2地割 67-2、3、第2地割 68、第2地割 69-1、5~10、第2地割 70、第2地割 71、第2地割 72、第2地割 73、第2地割 74、第2地割 75、第2地割 77、第2地割 78、第2地割 79、第2地割 80、第2地割 82-1~3、第2地割 83、第2地割 84、第2地割 85、第2地割 86-1~4、第2地割 87、第2地割 88-1~4、第2地割 89、第2地割 141-1、4~21、23、25~34、39~41、43~49、52~64、第2地割 154-1、3、5~11、13~28、30~39、48~53、第2地割 229-1、2、第2地割 230-1~3、第2地割 232-1、2、第2地割 233-1、2、第2地割 234-1、2、第2地割 235-1~3、第2地割 236-1、2、第2地割 237-1、4、7、第2地割 266-1~8、第2地割 267-1~4、第4地割 400-1、2、第4地割 401-1~45、70~83、85~89、92、94、98~116、第4地割 402、第4地割 403、第4地割 404-1、2、第4地割 405-1~3、第4地割 477-1~11、第4地割 478-1~3、5、第4地割 479-1~4、第4地割 480-1、2、第4地割 481-1、2、第4地割 482-1~3、第4地割 483-1~5、第4地割 606、第4地割 621、第4地割 625、第4地割 646-1、2、第4地割 647、平笠第24地割 1-1</p> <p><b>【八幡平中渡地区復興産業集積区域】</b></p> <p>大更第3地割 155-1、5、第3地割 169、第3地割 170、第3地割 172-1、3、第3地割 173-1、第3地割 174-1、第3地割 175-5、第3地割 176-1</p> <p><b>【八幡平平笠地区復興産業集積区域】</b></p> <p>平笠第24地割 1-43</p> <p><b>【八幡平鬼清水地区復興産業集積区域】</b></p> <p>野駄第3地割 306-1、第3地割 307、第3地割 308、第3地割 309、第3地割 310、第3地割 311、第3地割 312、第3地割 313、第3地割 314、第3地割 315、第3地割 316-1、第3地割 317-1、第3地割 320-4、第3地割 321-6、7、第3地割 322-5、第3地割 323-1、第3地割 324、第3地割 325、第3地割 326、第3地割 327、第3地割 328、第3地割 329、第3地割 330、第3地割 331、第3地割 332、第3地割 333-1、第3地割 334、第3地割 335、第3地割 336、第3地割 337、第3地割 338、第3地割 339、第3地割 340、第3地割 341、第3地割 342-3、第3地割 343-1、4~8、第3地割 344、第3地割 345、第3地割 346-2、3、第3地割 347-2、第3地割 348、第3地割 349-1、第3地割 350-3、第3地割 353-2、第3地割 354-2、第3地割 355-4、第3地割 445、第3地割 446、第3地割 447-2、第3地割 448-2、3</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【八幡平トラウトガーデン地区復興産業集積区域】 松尾寄木第1地割 34-4~6、第1地割 474-6、8~10、第1地割 577-3、5、6、第1地割 579-1、第1地割 642-3</p> <p>【八幡平下台地区復興産業集積区域】 松尾寄木第12地割 1-6、21~23、25~34</p> <p>【八幡平大花森地区復興産業集積区域】 松尾第5地割 997-5、第5地割 998、998-3</p> <p>【八幡平保土沢地区復興産業集積区域】 高畠 131-2、96-124、126</p>
岩手町	<p>【岩手町復興産業集積区域】 大字土川第1地割 428番地1</p>
盛岡市	<p>【盛岡北飯岡地区復興産業集積区域】 北飯岡一丁目8、一丁目9、一丁目10</p> <p>【盛岡工業団地復興産業集積区域】 玉山区大字渋民字岩鼻 20-1~52、54~72、大字渋民字岩鼻 69-28、35、大字渋民字岩鼻 100-3、大字渋民字狐沢 34-7~14、大字渋民字狐沢 48-47、48、大字渋民字狐沢 70-1~6</p> <p>【盛岡玉山区芋田地区復興産業集積区域】 玉山区大字芋田字下芋田 10-1~19、大字芋田字下芋田 93-1、大字芋田字下芋田 94、大字芋田字下芋田 99、大字芋田字下芋田 100、大字芋田字上芋田 31、大字芋田字上芋田 50-1~5</p> <p>【盛岡玉山区生出地区復興産業集積区域】 玉山区大字下田字生出 624、大字下田字生出 1576、大字下田字生出 1577</p> <p>【盛岡四十四田工業団地復興産業集積区域】 岩脇町 1-1、7、9~28、上田字松屋敷 84-43、44、87-2、20~33</p> <p>【盛岡青山地区復興産業集積区域】 青山二丁目 4-1、二丁目 5-2、4、5</p> <p>【盛岡みたけ地区復興産業集積区域】 みたけ六丁目 177-1、10、11、六丁目 180-1、7</p> <p>【盛岡玉山区上武道地区復興産業集積区域】 玉山区芋田字上武道 122-3、芋田字上武道 165-1、芋田字上武道 170-1、芋田字上武道 176-1、芋田字上武道 180-1、芋田字上武道 181</p> <p>【盛岡玉山区芋田向地区復興産業集積区域】 玉山区好摩字芋田向 81-1~3、6、7、好摩字芋田向 82-5、10~12、43、好摩字芋田向 90-1、好摩字上山 1-5、7、21</p> <p>【盛岡中央工業団地復興産業集積区域】 川目町 4-1、10~32、36~40、42、44~46、48、川目町 5-10、川目町 68-3~18</p> <p>【盛岡都南工業団地復興産業集積区域】 手代森第5地割 19-1、5~12</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【盛岡南工場流通団地復興産業集積区域①】</p> <p>湯沢 13 地割 30-2~4、10、11、16 地割 15-2~13、18、20~23、27~29、32~34、16 地割 20-1、16 地割 23-1、16 地割 26-1、16 地割 27-2、3、16 地割 37-1、16 地割 38-1</p> <p>【盛岡南工場流通団地復興産業集積区域②】</p> <p>羽場 9 地割 155-2~4、8、10~14、羽場 10 地割 1-2~12、19~24</p> <p>【盛岡上飯岡地区復興産業集積区域】</p> <p>上飯岡 1 地割 12-4、5、1 地割 13-1、2、1 地割 14-1、1 地割 15-8~12</p> <p>【盛岡中央卸売市場地区復興産業集積区域】</p> <p>羽場 10 地割 100、100-2、3、6、8、羽場 10 地割 127-1、羽場 10 地割 203-2、羽場 10 地割 204-2、羽場 10 地割 205-2、羽場 10 地割 220-2、羽場 10 地割 224-2、羽場 10 地割 226-2、羽場 10 地割 230-2、羽場 10 地割 231-2、羽場 10 地割 232-2、羽場 10 地割 233-2、羽場 10 地割 234-2、羽場 10 地割 235-2、羽場 10 地割 236-2、羽場 10 地割 239、羽場 10 地割 241、羽場 10 地割 244-1</p> <p>[盛岡市中央卸売市場のうち矢巾町域]</p> <p>矢巾町赤林 3 地割 2 番地 5、8、3 番地 8、11 番地 4、206 番地 1~3、7、290 番地 3、293 番地 3、295 番地 2、3、296 番地 3、297 番地 1~7、299 番地 3、300 番地 3、301 番地 4、5、302 番地 3、305 番地 3、306 番地 3、310 番地 3、316 番地 2、3、317 番地 3~5、345 番地 4、5、9、19、22、25、28、32、4 地割 1 番地 1、7、9、12、17 番地 5、200 番地 3、6</p>
滝沢村	<p>【滝沢村大釜篠木地区復興産業集積区域】</p> <p>大釜字竹鼻、大釜字土井尻、大釜字荒屋敷、大釜字田の尻、大釜字外館、大釜字大畑、篠木字明法、篠木字参郷、篠木字黒畑、篠木字樋の口、篠木字待場</p> <p>※復興産業集積区域は、上記地区的うち地図に示す地域に限定するもの。</p> <p>なお、都市計画に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域を除くもの。</p> <p>【滝沢村鵜飼地区復興産業集積区域】</p> <p>鵜飼字上山、鵜飼字御庭田、鵜飼字家近森、鵜飼字鰍森、鵜飼字中鵜飼、鵜飼字八人打、鵜飼字滝向、鵜飼字年毛</p> <p>※復興産業集積区域は、上記地区的うち地図に示す地域に限定するもの。</p> <p>なお、都市計画に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域を除くもの。</p> <p>【滝沢村鵜飼滝沢地区復興産業集積区域】</p> <p>鵜飼字迫、鵜飼字洞畑、鵜飼字狐洞、鵜飼字向新田、鵜飼字下鵜飼、鵜飼字上高柳、鵜飼字笹森、鵜飼字下高柳、鵜飼字石留、鵜飼字諸葛川、鵜飼字大緩、鵜飼字白石、鵜飼字細谷地、滝沢字耳取山、滝沢字室小路、滝沢字土沢、滝沢字牧野林、滝沢字穴口</p> <p>※復興産業集積区域は、上記地区的うち地図に示す地域に限定するもの。</p> <p>なお、都市計画に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域を除くもの。</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p><b>【滝沢村巣子地区復興産業集積区域】</b>  滝沢字巣子、滝沢字狼久保、滝沢字明神平、滝沢字葉の木沢山、滝沢字妻の神  ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。  なお、都市計画に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域を除くもの。</p> <p><b>【滝沢村野沢大崎地区復興産業集積区域】</b>  滝沢字野沢、滝沢字大崎  ※復興産業集積区域は、上記地区的うち地図に示す地域に限定するもの。  なお、都市計画に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域を除くもの。</p> <p><b>【滝沢大釜地区用地復興産業集積区域】</b>  大釜字高森 58-1、7-47</p> <p><b>【滝沢盛岡西リサーチパーク復興産業集積区域】</b>  大釜字風林 3-14~32、39、41</p> <p><b>【滝沢大清水地区農工団地復興産業集積区域】</b>  大釜字大清水 356-6、11、14~17</p> <p><b>【滝沢県立大学周辺地区復興産業集積区域】</b>  滝沢字巣子 152-16、89、90、292、295、309、378、379</p> <p><b>【滝沢県立大学地域連携棟地区復興産業集積区域】</b>  滝沢字巣子 151-3、8、10、20、40、46、47、滝沢字野沢 62-4、24、581</p> <p><b>【滝沢巣子地区復興産業集積区域】</b>  滝沢字巣子 5-5、字巣子 10-2、字巣子 1162-2</p> <p><b>【滝沢外山地区復興産業集積区域】</b>  滝沢字外山 301-1、字外山 309</p>
零石町	<p><b>【零石町長山地区復興産業集積区域】</b>  長山狼沢 11 番地 1</p> <p><b>【零石町鶯宿地区復興産業集積区域】</b>  南畠第 32 地割南柵沢 15 番地 1、2</p>
矢巾町	<p><b>【矢巾ウエストヒルズ広宮沢復興産業集積区域】</b>  第二地区土地区画整理事業 1 街区 1~7 画地、2-1 街区 1~19 画地、2-2 街区 1~3 画地、3 街区 1~7 画地、4 街区 1~10 画地、7 街区 1~9 画地、8 街区 1~6 画地、9 街区 1~12、14 画地、10 街区 1~10 画地、11 街区 1~7 画地、12-1 街区 1~9 画地、12-2 街区 1、2 画地、17 街区 1~5 画地、18 街区 1~11 画地、19 街区 1~8 画地、20 街区 1~16 画地、21 街区 1~14 画地、22 街区 1~7 画地、23 街区 1~7 画地、24 街区 1~10 画地</p> <p><b>【岩手流通センター復興産業集積区域】</b>  流通センター南一丁目 1、南一丁目 2-1、2、南一丁目 3-1~13、南一丁目 4-1~10、南一丁目 5-1~14、南一丁目 6-1~11、南一丁目 7-1~11、南一丁目 8-1~11、南一丁目 9-1~7、南</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>一丁目 10、南一丁目 11、南一丁目 12、南一丁目 13、南一丁目 14、南一丁目 15、南一丁目 16、南一丁目 17、南一丁目 18、南一丁目 19、南一丁目 20、南一丁目 21、南二丁目 1-1~4、南二丁目 2-1~3、南二丁目 3、南二丁目 4-1~38、南二丁目 5-1~7、南二丁目 6-1~24、南二丁目 7、7-2~5、南二丁目 8、南二丁目 9、南二丁目 10、南二丁目 11、南二丁目 12、南二丁目 13、南二丁目 14、南二丁目 15、南二丁目 16-1、南二丁目 17、南二丁目 18、南三丁目 1-1~7、南三丁目 2-1~10、南三丁目 3-1~5、南三丁目 4-1~13、南三丁目 5-1~13、南三丁目 6-1~8、南三丁目 7-1~12、南三丁目 8-1~12、南三丁目 9-1~16、南三丁目 10-1~14、南三丁目 11、南三丁目 12、南三丁目 13、南三丁目 14、南三丁目 15、南三丁目 16、南三丁目 17、南三丁目 18、南三丁目 19、南三丁目 20、南三丁目 21、南三丁目 22、大字広宮沢 10-501-1~42、大字広宮沢 10-502-1~11、大字広宮沢 10-503-1~9、大字広宮沢 10-504-1、4、7、大字広宮沢 10-505-1~4、大字広宮沢 10-506-1~8、大字広宮沢 10-507-1~13、大字広宮沢 10-508-1~14、大字広宮沢 10-509-1~7、大字広宮沢 10-510-1~6、大字広宮沢 10-511-1~27、大字広宮沢 10-512-1~23、大字広宮沢 10-513-1~20、大字広宮沢 10-514-1~11、大字広宮沢 10-515-1~13、大字広宮沢 10-516-1~19、大字広宮沢 10-517、大字広宮沢 10-518-1~4、大字広宮沢 10-519-1~4、大字広宮沢 10-520-1~13、大字広宮沢 10-521-1~3、大字広宮沢 10-522-1~19、大字広宮沢 10-523-1~3、大字広宮沢 10-525、大字広宮沢 10-526、大字広宮沢 10-527、大字広宮沢 10-528、大字広宮沢 10-529、大字広宮沢 10-530-1、2、大字広宮沢 10-531、大字広宮沢 10-532、大字広宮沢 10-533、大字広宮沢 10-534、大字広宮沢 10-535、大字広宮沢 10-536、大字広宮沢 10-537、大字広宮沢 10-538、大字広宮沢 10-539、大字広宮沢 10-540、大字広宮沢 10-541、大字広宮沢 10-542、大字広宮沢 10-543、大字広宮沢 10-545、大字広宮沢 10-546、大字広宮沢 10-547、大字広宮沢 10-548、大字広宮沢 10-549、大字広宮沢 10-550、大字広宮沢 10-551、大字広宮沢 10-552、大字広宮沢 10-553、大字広宮沢 10-554、大字広宮沢 10-555、大字広宮沢 11-501-1~15、大字広宮沢 11-502-1~8、大字広宮沢 11-503-1~6、大字広宮沢 11-504-1~10、大字広宮沢 11-505-1~6、大字広宮沢 11-506-1~14、大字広宮沢 11-507-1~17、大字広宮沢 11-508、大字広宮沢 11-509、大字広宮沢 11-510、大字広宮沢 11-511、大字広宮沢 11-512、大字広宮沢 11-513、大字広宮沢 11-514、大字広宮沢 11-515、大字広宮沢 11-516、大字広宮沢 11-517、大字広宮沢 11-518</p> <p><b>【矢幅駅西地区復興産業集積区域】</b></p> <p>土地区画整理事業 6 街区、7 街区、18 街区、19 街区、20 街区、21 街区、22 街区、24 街区、30 街区、31 街区、32 街区、33 街区、34 街区</p>
紫波町	<p><b>【紫波南伝法寺地区復興産業集積区域】</b></p> <p>南伝法寺字田沢 2-5、田沢 3-1~10、12~14、23、25~28、31~33、35、37、40、42~43、45~48、60、62、84、103~106、南伝法寺字上山新田 3-1、新田 80-1~2、5、南伝法寺字水持 1-1~3、23、小屋敷字新在家 1-1、45、56、57、小屋敷字焼野 46、小屋敷字焼野 50、小屋敷字焼野 52-1~2、小屋敷字焼野 56-3、小屋敷字焼野 57-2~3、小屋敷字焼野 58-2、小屋敷字焼野 59-2、小屋敷字焼野 60-2、小屋敷字焼野 61-4、小屋敷字焼野 62-1、小屋敷字焼野 64-2、小屋敷字焼野 65-2~3、小屋敷字焼野 66-2、小屋敷字焼野 68、小屋敷字焼野 79-2、4、小屋</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>敷字焼野 80-2、小屋敷字焼野 81-4、小屋敷字焼野 82-5、小屋敷字焼野 83-1、4、5、小屋敷字焼野 84-4、小屋敷字焼野 85-4、小屋敷字焼野 86-2、小屋敷字焼野 101-1、7、8、小屋敷字焼野 102-1、8、9、小屋敷字焼野 103-1、4、5、小屋敷字焼野 113、小屋敷字焼野 117、小屋敷字焼野 124、小屋敷字焼野 125、小屋敷字焼野 126、小屋敷字焼野 127、小屋敷字焼野 128-1、小屋敷字焼野 129、小屋敷字焼野 130、小屋敷字焼野 131</p> <p><b>【紫波上平沢地区復興産業集積区域】</b></p> <p>上平沢字馬場 143、144、145、上平沢字東馬場 38、39、40、42-1、45-1、46-1、47-1、48-1、49、50、51、54、55、55-1、56、56-1、57、57-1、58、58-1、59、59-1、60、60-1、61、61-1、62、62-1、63、64-2、66、67、69-1、70-1、71、72-1、73-1、74-1、75、76-1、77-1、78-1、79-1、80-1、81-1、82-1、3、83-1、84-1、85-1、86-1、87-1、88-1、90-1、91-1、92-1、93、94、95、96、97-1、99、100、101、102、103-1、105-1、106-1、107-1、118-1、119-1、2、120、121-1、126-1、134-1、135-1、136、137-1、138-1、139、140、141、155、156-1、157-1、158-1、上平沢字栗田 25-1、46-1、稻藤字升形 16、18、19-2、21、25-1、30、31-1、2、32-2、35、44-1、6、48-1、50、51、52-1、2、61-1、69-1、70-1、71-1、72-1、73-1、76-1、80、81、83、85、86、87、88、90、94、107-1、108-1、122-1、123-1、124、124-1、131-1、135-1、136-1、137、138、143-1、144、145、147-1、148-1、149-1、150、151、152、153、157-1、158-1、159、160、161、162、165-1、166-1、167-1、168-1、3、169-1、3、170-1、3、171-3、173、174-1、175-1、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185-1、186-1、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198-1、199-1、200</p> <p><b>【紫波南日詰地区復興産業集積区域】</b></p> <p>南日詰字箱清水 65、字箱清水 66、字箱清水 67、字箱清水 68-1、字箱清水 83、字箱清水 84、字箱清水 85-1~4、字箱清水 86-1、字箱清水 87-1、字箱清水 88-1、字箱清水 89-1、字箱清水 90-1、字箱清水 91-1、字箱清水 92-1、字箱清水 93-1、字箱清水 94、字箱清水 95、字箱清水 96、字箱清水 99、字箱清水 101-2、字箱清水 102-1、字箱清水 103、字箱清水 104、字箱清水 106-1、字箱清水 107</p> <p><b>【紫波犬渕地区復興産業集積区域】</b></p> <p>犬渕字南谷地 94-1、字南谷地 106、字南谷地 107-3、字南谷地 113-1~3、字南谷地 118-4、字南谷地 149-2、6、字南谷地 150-2</p>
花巻市	<p><b>【花巻空港南地区復興産業集積区域】</b></p> <p>空港南一丁目 1、一丁目 2、一丁目 3、一丁目 5、一丁目 6、一丁目 7-1~3、一丁目 8、一丁目 10、一丁目 11、一丁目 12、一丁目 13、一丁目 14、一丁目 15、一丁目 137、二丁目 1、2-1、2、二丁目 3、二丁目 5-1、2、二丁目 7-1~3、二丁目 8-1、4、二丁目 10、二丁目 15、二丁目 16、二丁目 17、二丁目 18、二丁目 19、二丁目 20、二丁目 21、二丁目 22、二丁目 23、二丁目 24-1、2、二丁目 25-1、4、5、二丁目 30、二丁目 31</p> <p><b>【花巻第一工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>大畠第 9 地割 92-4~6、24~26、大畠第 9 地割 368~376、大畠第 10 地割 109、109-2~7、二枚橋第 4 地割 3-3~6、18、19、21、229~240、254~265、322、御町 7、9-1~4、10、12~</p>



市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>石鳥谷町南寺林第4地割382-2、石鳥谷町南寺林第4地割383、383-2、石鳥谷町南寺林第4地割384、石鳥谷町南寺林第4地割385、石鳥谷町南寺林第4地割386、石鳥谷町南寺林第4地割387、石鳥谷町南寺林第4地割388、石鳥谷町南寺林第4地割389、石鳥谷町南寺林第4地割390、石鳥谷町南寺林第4地割391、石鳥谷町南寺林第4地割392、石鳥谷町南寺林第4地割393、石鳥谷町南寺林第4地割394、石鳥谷町南寺林第4地割395、石鳥谷町南寺林第4地割396-1、石鳥谷町南寺林第4地割397、石鳥谷町南寺林第4地割398、石鳥谷町南寺林第4地割399、石鳥谷町南寺林第4地割400、石鳥谷町南寺林第4地割401、石鳥谷町南寺林第4地割402、石鳥谷町南寺林第4地割403、石鳥谷町南寺林第4地割404、石鳥谷町南寺林第4地割405、石鳥谷町南寺林第4地割406、石鳥谷町南寺林第4地割407、石鳥谷町南寺林第4地割408、石鳥谷町南寺林第4地割409、石鳥谷町南寺林第5地割33-26、27、38、40~42、35-1、3、石鳥谷町南寺林第5地割190-1、石鳥谷町南寺林第5地割191-1、石鳥谷町南寺林第5地割192-1、石鳥谷町南寺林第5地割193-1、石鳥谷町南寺林第5地割194-2、石鳥谷町南寺林第5地割195-1、石鳥谷町南寺林第5地割196、石鳥谷町南寺林第5地割388、石鳥谷町南寺林第5地割389、石鳥谷町南寺林第5地割390、石鳥谷町南寺林第5地割391、石鳥谷町南寺林第5地割392、石鳥谷町南寺林第5地割393、石鳥谷町南寺林第5地割394、石鳥谷町南寺林第5地割395、石鳥谷町南寺林第5地割396-1、二枚橋第5地割6-1、3~4、6-6、6-9、6-14、6-17~18、6-20~23、6-26~30、6-32~34、6-36~43、6-45~46、二枚橋第5地割22-2~3、二枚橋第5地割23-1~3、5、6、二枚橋第5地割59-5~7、二枚橋第5地割60-5~7</p> <p><b>【花巻北湯口地区復興産業集積区域】</b></p> <p>北湯口第1地割1-12、14、15、17、18、20~22、第1地割28-1、5、第1地割32-1、5、第1地割46-1、14、15、35~38、40、第1地割47-11、第1地割82-14、16、第1地割142、第1地割143、第1地割144-1、第1地割387-1、第2地割1-3、7~11、13~15、18、25~27、第2地割77-2、第2地割82-1、2、5、13~16、第2地割217-29、第17地割46-11、第18地割14-10、41~44、46、47、第18地割26-3、10、14、15、17、18、第18地割45-1、第18地割47-1</p> <p><b>【花巻横志田・中笹間地区復興産業集積区域】</b></p> <p>横志田第6地割142-154、158、160、中笹間第1地割5、中笹間第1地割91-92、113、124、226、240</p> <p><b>【花巻東十二丁目地区復興産業集積区域】</b></p> <p>東十二丁目第16地割19-1、20、21-1~2、22-1、23-1、24-1、25-1、26-1、27~30、31-1~3、32、33-1、34-1、35、36、37-1、38-1、40~47、48-2、49-1、50-1、51-1、52-1、53-1、54-1、55~66、67-1、東十二丁目第17地割1-1、2-1、3~11、12-1、13-1、14~16、17-1、17-2、18~22、23-1、23-2、24-1、25-1、第17地割32、第17地割33-2、第17地割37-1、第17地割38-3~5、第19地割10-2~15、17、20~26、34、38、39、43、49~55、第19地割70-25、27、第19地割92-1、第19地割93-1、第19地割114-3</p> <p><b>【花巻山の神地区復興産業集積区域①】</b></p> <p>山の神670、675、678、682、686、732、735~737、742、993、996、1010</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>【花巻山の神地区復興産業集積区域②】 山の神 33~40、42、51、52、63、88、実相寺 258~262、264、266、268~277、401~411</p> <p>【花巻円万寺地区復興産業集積区域】 円万寺字中村 1、7、円万寺字堰田 1、21、22</p> <p>【花巻城内地区復興産業集積区域】 城内 32~37、77、78、80、82、83、88、90、91、93~99、101</p> <p>【花巻田力地区復興産業集積区域】 田力第 3 地割 88~96、103、104、143、161</p> <p>【花巻柵ノ目地区復興産業集積区域】 柵ノ目第 2 地割 10~13、26、28~32、35~38、65~67、70~78、柵ノ目第 6 地割 114、115、 柵ノ目第 7 地割 1~3、18~20、22、32、33、39、43~45、48、51~53、59~75、80~82</p> <p>【花巻小瀬川地区復興産業集積区域】 小瀬川第 3 地割 143、144、298~300、303</p> <p>【花巻中根子地区復興産業集積区域】 中根子字堂前 22、36~42</p> <p>【花巻下北万丁目地区復興産業集積区域】 下北万丁目 14~18</p> <p>【花巻大通地区復興産業集積区域】 大通り 1 丁目 538~549</p> <p>【花巻南新田地区復興産業集積区域】 南新田 330~336</p> <p>【花巻下根子地区復興産業集積区域】 下根子 534~536</p> <p>【花巻若葉町地区復興産業集積区域】 若葉町 2 丁目 626~628、666</p> <p>【花巻ぶどう沢地区復興産業集積区域】 大迫町大迫第 14 地割 31、33、36、49、56、95、106~108、112、114、117</p> <p>【花巻大迫沢田地区復興産業集積区域】 大迫町亀ヶ森第 11 地割 26、40~49、53~59、65~67</p> <p>【花巻石鳥谷八重畠地区復興産業集積区域】 石鳥谷町八重畠第 5 地割 23、38、39、56~58、60、62~66、八重畠第 6 地割 60~71</p> <p>【花巻石鳥谷八幡地区復興産業集積区域①】 石鳥谷町八幡第 8 地割 30、八幡第 13 地割 36</p> <p>【花巻石鳥谷八幡地区復興産業集積区域②】 石鳥谷町八幡第 4 地割 161</p> <p>【花巻石鳥谷好地地区復興産業集積区域①】 石鳥谷町好地第 1 地割 72、394~399、404、425、438、439、446、468~471、473、483~489、</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>495～499、501、506～512、515～518、530～532、538、547、553、555、556、564、565、好地第2地割30</p> <p><b>【花巻石鳥谷好地地区復興産業集積区域②】</b></p> <p>石鳥谷町好地第3地割75、77～79、85、87、90、92、96、98</p> <p><b>【花巻石鳥谷上口地区復興産業集積区域】</b></p> <p>石鳥谷町好地第12地割28～30、35、44、53、82、85</p> <p><b>【花巻石鳥谷北寺林地区復興産業集積区域】</b></p> <p>石鳥谷町北林寺第2地割21、198、199、205～211、224、227、228</p> <p><b>【花巻石鳥谷大瀬川地区復興産業集積区域】</b></p> <p>石鳥谷町大瀬川第9地割31、32、36、37</p> <p><b>【花巻石鳥谷新堀地区復興産業集積区域】</b></p> <p>石鳥谷町新堀第9地割27、34～37、41、45、48、141、142</p> <p><b>【花巻石鳥谷中寺林地区復興産業集積区域】</b></p> <p>石鳥谷町中寺林第1地割47、49、50、54、56、87、89～93、中寺林第2地割30、32、33、36、48、西中島第1地割2～6、西中島第2地割1、16、33</p> <p><b>【花巻東和鷹巣堂地区復興産業集積区域】</b></p> <p>東和町鷹巣堂3区1、3～7、10～17、館迫5区69～75、99、102～115、125～135</p> <p><b>【花巻東和町井地区復興産業集積区域】</b></p> <p>東和町町井2区4、9～14、16、22～27、128、129、133～139</p> <p><b>【花巻東和安俵地区復興産業集積区域】</b></p> <p>東和町安俵1区7～10、12、13、15、17～29、219～259、261～268、270～273、278、338</p>
北上市	<p><b>【北上南部工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>相去町大松沢1番5～19、21、23～30、32～49、51、53～62、64～66、72、73、75～93、95～105、大松沢25番39、大松沢46番、大松沢57番、大松沢77番、前稗沢3番1、3～12、17、山根梨の木43番73、74、76～79、81～83、86～88、90、92～112、114～132、136、137、144、145、山根梨の木69番、山根梨の木342番2、館1番10、平林3番2～5、8～11、15、平林8番6、11～16、19、平林14番4、5、8、10～12、14、17、25、平林15番13～17、21、23、29、31、平林21番37、41、48、50、51、53、56、57、66、68、104、109、154、200、201、平林22番1、3、4、平林27番6、45、平林55番2、平林56番1、平林98番2、平林102番1、平林178番、平林251番、平林252番、平林253番、前塘12番6、前塘17番1～3、5、8、9、12、15、16、前塘18番10、12、36、37、43、46、51、52、54、前塘29番、前塘30番、前塘31番1</p> <p><b>【北上後藤野工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>和賀町後藤2地割48番1、3、6、7、後藤2地割106番6、137～140、145～148、150、151、156、159～164、166～168、170、172、174、後藤2地割112番1～5、後藤2地割113番1、2、後藤2地割114番2、3、後藤2地割116番2、6～8、後藤2地割118番2、6、7、後藤2地割209番1、2、後藤2地割210番1、3、後藤2地割211番1～3、後藤2地割212番、後藤2地</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>割 214 番 2、後藤 2 地割 217 番 2、後藤 2 地割 218 番 2、後藤 2 地割 219 番 2、3、後藤 2 地割 222 番 2、後藤 2 地割 225 番 1、2、後藤 2 地割 226 番 3、4、後藤 2 地割 227 番 2、3、後藤 2 地割 230 番 3、5、後藤 2 地割 234 番 4~6、後藤 2 地割 235 番 2、3、後藤 2 地割 238 番 4~7、後藤 2 地割 242 番 2、後藤 2 地割 243 番 2、3、後藤 2 地割 246 番 2、後藤 2 地割 250 番 2、後藤 2 地割 251 番 2~4、後藤 2 地割 254 番 3、5、後藤 2 地割 258 番 2、後藤 2 地割 259 番 2~4、後藤 2 地割 262 番 2、後藤 2 地割 266 番 2、後藤 2 地割 267 番 2~4、後藤 2 地割 270 番 3、5、後藤 2 地割 274 番 2、後藤 2 地割 275 番 1~4、後藤 2 地割 276 番、後藤 2 地割 277 番、後藤 2 地割 278 番 1、3~5、後藤 2 地割 279 番 1~4、後藤 2 地割 280 番 1、後藤 2 地割 281 番 1、後藤 2 地割 282 番 1、2、後藤 2 地割 285 番 2、後藤 2 地割 286 番 1、2、後藤 2 地割 289 番 5~11、後藤 2 地割 290 番 2~8、後藤 2 地割 293 番 3、4、後藤 2 地割 294 番 1、2、後藤 2 地割 297 番 3、4、後藤 2 地割 300 番 2、3、後藤 2 地割 301 番、後藤 2 地割 304 番 3、4、後藤 2 地割 305 番 2~4、後藤 2 地割 308 番 3、5、後藤 2 地割 309 番 1、2、後藤 2 地割 312 番 4~6、後藤 2 地割 315 番 2、後藤 2 地割 316 番、後藤 2 地割 319 番 2、後藤 2 地割 320 番、後藤 2 地割 321 番 3、5、後藤 2 地割 322 番、後藤 2 地割 325 番 5~8、後藤 2 地割 327 番 4、6、8、後藤 2 地割 328 番、後藤 2 地割 330 番 2、後藤 2 地割 331 番 2、後藤 2 地割 333 番 2、後藤 2 地割 334 番、後藤 2 地割 337 番 2、後藤 2 地割 339 番 2、後藤 2 地割 340 番、後藤 2 地割 343 番 2、後藤 2 地割 345 番 3、5、後藤 2 地割 346 番 1、2、後藤 2 地割 349 番 2、後藤 2 地割 351 番 3、5、後藤 2 地割 352 番、後藤 2 地割 355 番 2、後藤 2 地割 356 番 2、後藤 2 地割 357 番 1、2、後藤 2 地割 360 番 2、後藤 2 地割 382 番、後藤 2 地割 383 番、後藤 2 地割 384 番、後藤 2 地割 385 番、後藤 2 地割 386 番、後藤 2 地割 387 番、後藤 2 地割 388 番、後藤 2 地割 389 番、後藤 2 地割 390 番、後藤 2 地割 391 番、後藤 2 地割 392 番、後藤 2 地割 404 番、後藤 2 地割 405 番 1~4、後藤 2 地割 406 番、後藤 2 地割 407 番、後藤 2 地割 408 番、後藤 2 地割 409 番、後藤 2 地割 410 番、後藤 2 地割 411 番、後藤 2 地割 412 番、後藤 2 地割 413 番、後藤 2 地割 414 番、後藤 2 地割 415 番、後藤 2 地割 416 番、後藤 2 地割 417 番、後藤 2 地割 418 番、後藤 2 地割 419 番、後藤 2 地割 420 番、後藤 2 地割 421 番、後藤 2 地割 422 番、後藤 2 地割 423 番、後藤 2 地割 424 番、後藤 2 地割 425 番、後藤 3 地割 28 番 23、26~29、31~34、後藤 3 地割 390 番 7、後藤 3 地割 391 番 3、後藤 3 地割 458 番 3、後藤 5 地割 39 番 40</p> <p>【北上流通基地復興産業集積区域】</p> <p>流通センター1 番 1~46、流通センター57 番 2、流通センター64 番 3、4、流通センター92 番 7、11、13、流通センター102 番 3、流通センター103 番 4、5、8、流通センター106 番 7、8、10、流通センター108 番 2、流通センター109 番 1、流通センター110 番 2、流通センター111 番 3、流通センター112 番 1~3、流通センター113 番 2、流通センター120 番 2、流通センター121 番 1、流通センター122 番 1、流通センター124 番 3、流通センター125 番 4、流通センター126 番 6、流通センター134 番 2、流通センター136 番 1、3、流通センター147 番 11、13、15、17~19、流通センター156 番 1、3~12、流通センター182 番 3、4、流通センター183 番 2~5、7~20、流通センター185 番 3、流通センター186 番 3、流通センター197 番 10、12~14、流通センター199 番 3、4、流通センター215 番 1、流通センター216 番 1、流通センター218 番</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>3、流通センター219番1、流通センター220番3~5、9、13、流通センター222番2、流通センター230番6~9、12~16、18~21、23~26、流通センター235番3、4、8、9、流通センター236番3、流通センター257番2、5、流通センター259番4、流通センター260番4、流通センター291番2、流通センター292番2、3、流通センター293番3、4、流通センター294番3、4、流通センター295番1、3、流通センター296番1、3、流通センター300番1、3、流通センター301番1、3、流通センター302番3、4、流通センター303番3、4、流通センター304番2、流通センター305番2、流通センター306番1、2、4、流通センター307番1~4、流通センター308番1、3、流通センター313番、流通センター354番2、流通センター355番1、流通センター357番1、流通センター402番1、3、6、流通センター413番2、流通センター415番2、流通センター416番2、流通センター427番1、流通センター432番1、流通センター455番11、流通センター456番1、流通センター593番2、流通センター594番2、流通センター601番5~41、43~50、54~56、流通センター602番、流通センター603番、603番1、流通センター604番、604番1~5、流通センター605番1~5、7、流通センター606番、606番1、2、流通センター607番、607番1~9、流通センター608番、608番1~5、流通センター609番、609番1、2、流通センター610番、610番1~3、流通センター611番、流通センター612番、612番1、2、流通センター613番1~4、流通センター614番、614番1~5、流通センター615番、615番1~6、流通センター616番、616番1、流通センター617番1~9、流通センター618番、618番1、流通センター619番、619番1~10、流通センター620番1、2、4、流通センター621番、621番1、流通センター760番2、流通センター761番2、流通センター762番1、流通センター764番1、流通センター765番1、流通センター770番1、3、流通センター771番1、3、流通センター775番1、流通センター777番2、藤沢14地割77番1、2-80、2-81、3、7、14地割81番1、14地割86番1、14地割87番、14地割88番、14地割362番2、15地割48番1、2、15地割66番1、15地割74番3、6、15地割84番3、15地割85番1、2、15地割177番1、5、15地割232番1、3~7、15地割238番2、15地割253番1、2、15地割254番、15地割255番、15地割256番、15地割257番、15地割259番、15地割264番2、15地割279番2、15地割284番、15地割285番、15地割286番1、2、15地割413番3、15地割415番3、15地割416番3</p> <p><b>【北上産業業務団地復興産業集積区域】</b></p> <p>相去町西裏1番6、25、28~32、34、36~43、西裏63番7、14~17、19、20、23~27、29、30、館下1番2、3、9、10、13、17~23、館下2番3、館下3番11、13、15、19、20、館下11番16、館下33番13、山田2番5~31、35、39、42、山田35番1、山田123番2、5、山田132番3、山田165番3、下鬼柳7地割105番5、14地割82番12</p> <p><b>【北上工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>北工業団地1番、1番1、4~13、17~29、北工業団地3番、3番1~10、北工業団地4番1~4、北工業団地5番1~3、北工業団地6番、北工業団地7番、7番2、北工業団地8番、北工業団地9番、北工業団地10番、10番2、北工業団地11番1~3、北工業団地12番1~9、北工業団地13番、北工業団地14番1~9、北工業団地15番1~5、北工業団地16番、北工業</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	団地 17 番 1、2、北工業団地 19 番 2、3、北工業団地 20 番 2、北工業団地 21 番 2、6、8、北工業団地 22 番 2、北工業団地 23 番 5、北工業団地 24 番 1、4、北工業団地 25 番 4、北工業団地 27 番、27 番 1、2、北工業団地 28 番、北工業団地 29 番、北工業団地 30 番、30 番 1~3、北工業団地 31 番、北工業団地 32 番、32 番 2、北工業団地 33 番、33 番 1~3、52、53、北工業団地 35 番 3~6、北工業団地 36 番、北工業団地 37 番、北工業団地 38 番、38 番 2、4、北工業団地 39 番 1~6、北工業団地 40 番、北工業団地 41 番 1、2、4~6、北工業団地 44 番 2、3、5、北工業団地 45 番 2、3、北工業団地 46 番 2、5、7、北工業団地 48 番 2、4、6、7、北工業団地 49 番 1~5、北工業団地 50 番、北工業団地 52 番 2、北工業団地 53 番、北工業団地 54 番、北工業団地 55 番、北工業団地 56 番、北工業団地 57 番、北工業団地 58 番、北工業団地 60 番 1、2、北工業団地 61 番、北工業団地 62 番、北工業団地 72 番 2、北工業団地 73 番 1、北工業団地 74 番、北工業団地 75 番 1、北工業団地 76 番 1、3~5、8、11、14~27、北工業団地 83 番 1、3、北工業団地 86 番 1、北工業団地 87 番、北工業団地 88 番 1、北工業団地 91 番 3~5、北工業団地 101 番 1、北工業団地 105 番 2~4、6、北工業団地 106 番 4、8、北工業団地 107 番 2、北工業団地 109 番、111 番 1、北工業団地 115 番 1~4、北工業団地 117 番 1、3、5、北工業団地 118 番 2、北工業団地 120 番 1、2、北工業団地 122 番 1、2、北工業団地 123 番 1、北工業団地 124 番、北工業団地 125 番 2、北工業団地 127 番 1~4、北工業団地 128 番 2、3、北工業団地 130 番 1~3、北工業団地 131 番、北工業団地 131 番 1、北工業団地 132 番、北工業団地 133 番 1~3、北工業団地 134 番 3、北工業団地 135 番 2、140 番 1、北工業団地 142 番 1、北工業団地 159 番 1、北工業団地 169 番 2、北工業団地 201 番 1~6、8、9、北工業団地 203 番 2、北工業団地 207 番 3、北工業団地 208 番 2、4、北工業団地 209 番 2、4、5、北工業団地 210 番 2、北工業団地 211 番 1、北工業団地 212 番 1、北工業団地 225 番、北工業団地 227 番 2、北工業団地 228 番 4、北工業団地 229 番 2、北工業団地 235 番 1、北工業団地 241 番 1、2、北工業団地 242 番 1、北工業団地 243 番 3、北工業団地 244 番 2、北工業団地 246 番 1、北工業団地 247 番 2、北工業団地 248 番 2、北工業団地 249 番 2、北工業団地 250 番 2、北工業団地 251 番 3、4、北工業団地 252 番 1、北工業団地 262 番、北工業団地 267 番 1、北工業団地 268 番 2、3、北工業団地 269 番 39、北工業団地 270 番 1~7、北工業団地 271 番 2、北工業団地 272 番 7、9、11、13、15、22、25、北工業団地 273 番 2、3、5、6、北工業団地 274 番 3、北工業団地 276 番 3、4、北工業団地 284 番、北工業団地 301 番 6、8、9、北工業団地 307 番、北工業団地 308 番、北工業団地 312 番 2~6、10、11、北工業団地 330 番 3、北工業団地 337 番 1、3、5~10、北工業団地 339 番 5、北工業団地 340 番 1、3、北工業団地 346 番 2、北工業団地 347 番 1~3、北工業団地 348 番 3~5、北工業団地 349 番 3、4、7、北工業団地 353 番 1、北工業団地 355 番 2、4、北工業団地 356 番 1、3~5、北工業団地 357 番 2、3、5、6、北工業団地 384 番 1、18、19、25、26、32~34、39、42~44、北工業団地 387 番 1、4、8、北工業団地 390 番 2、4~10、13~16、22、23、26~28、31、北工業団地 392 番 1、2、北工業団地 400 番 1、北工業団地 401 番 3、北工業団地 406 番 2~5、北工業団地 407 番 1~4、北工業団地 408 番 2、北工業団地 409 番 2、北工業団地 411 番 1、北工業団地 412 番 2、北工業団地 413 番 2、北工業団地 415 番 2、4、北工業団地 418 番、北工業団地 421 番、北工業団地 427 番 2、4、7~9、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>北工業団地 428 番 3、北工業団地 431 番 2、4~6、8~12、14、15、18~21、北工業団地 442 番 2、北工業団地 447 番 1、2、北工業団地 467 番、北工業団地 483 番 2、北工業団地 501 番 1、北工業団地 502 番 2、3、北工業団地 505 番 1、北工業団地 507 番 1、3、北工業団地 510 番 2、北工業団地 516 番 2~4、北工業団地 518 番 2、3、北工業団地 522 番 2~5、7~9、北工業団地 523 番 3、4、北工業団地 547 番 29、30、49、72、75、北工業団地 549 番 5、北工業団地 552 番 11、北工業団地 553 番 2、北工業団地 556 番 2、北工業団地 557 番 2、北工業団地 558 番 2、4、北工業団地 561 番 6~10、北工業団地 562 番 4、北工業団地 563 番 2~4、7、北工業団地 564 番 2、北工業団地 565 番 5、北工業団地 566 番 1、北工業団地 577 番、北工業団地 578 番 2、北工業団地 580 番 1、4、北工業団地 584 番 3、5、北工業団地 585 番 2、北工業団地 587 番、北工業団地 587 番 1、3、4、北工業団地 594 番 2、北工業団地 595 番 2、北工業団地 599 番、北工業団地 600 番、北工業団地 600 番 2、北工業団地 601 番 2、北工業団地 602 番、北工業団地 604 番、北工業団地 607 番、北工業団地 616 番 1、3、北工業団地 629 番 1~6、北工業団地 630 番 2、北工業団地 631 番 3、北工業団地 632 番 3、北工業団地 633 番 3、北工業団地 634 番 2、北工業団地 635 番 2、北工業団地 646 番 2、北工業団地 647 番 1、北工業団地 648 番 2、北工業団地 650 番 3~5、北工業団地 659 番 2、北工業団地 664 番、北工業団地 665 番 2、北工業団地 683 番 2、北工業団地 701 番 1、2、北工業団地 723 番 1、北工業団地 745 番 1、北工業団地 746 番 10~13、15~19、北工業団地 748 番 1、3、北工業団地 765 番 2、3、北工業団地 768 番 2、北工業団地 770 番 3~5、7、8、10、11、13、14、16~20、22~25、北工業団地 776 番 3、北工業団地 778 番 3、北工業団地 809 番 1、北工業団地 815 番 2、3、北工業団地 816 番 3、北工業団地 838 番 1、3、4、北工業団地 858 番 1、4、6、8、9、北工業団地 859 番 3、北工業団地 863 番 1、2、北工業団地 864 番 2、3、北工業団地 865 番 1、2、北工業団地 866 番、村崎野 21 地割 30 番 1、6~13、31 番 1~5、32 番 1~5、33 番、33 番 5、59 番 2、3、60 番、62 番、64 番 1~3、65 番 1、2、66 番、66 番 2、67 番 2、4、5、8~10、68 番 2、70 番 1、2、4、6~9、84 番 56、61、66、74、80、82~84、85 番 4、161 番 5、162 番 1~8、163 番、村崎野 22 地割 92 番 5、177 番、村崎野 24 地割 15 番 5~8、村崎野 25 地割 7 番 5、村崎野 26 地割 22 番 2、24 番 1~3、26 番、29 番、30 番、31 番 1、2、32 番 1~3、5、7、8、11、12、15、22、62~65、37 番、102 番 1、103 番 1、116 番 1、122 番 1、124 番 1、173 番 1、3、176 番、二子町秋子沢 69 番 74、115 番 2、118 番 1、8、9、132 番 2、134 番 1、134 番 4、135 番 3~6、138 番、139 番 1、140 番 1、141 番、142 番、143 番 1、2、362 番 1、成田 26 地割 23 番 1、5、24 番 1、4~8、25 番 1、26 番 1、2、27 番 1~3、28 番 1、29 番、30 番、37 番、38 番 1~3、39 番、40 番 1~4、41 番 1~3、42 番 1~5、43 番 1、44 番、45 番 1、46 番 2、47 番 1、49 番 4、51 番 2、127 番 2~4、130 番 1、2</p> <p><b>【北上飯豊西部中小企業工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>成田 26 地割 83 番 5、8~10、12、14、15、成田 26 地割 89 番 1、4、7、9、成田 26 地割 90 番 1、成田 26 地 98 番、村崎野 21 地割 26 番 1~3、7~11、15~18、22~26、28~31、村崎野 21 地割 44 番 2、村崎野 21 地割 134 番 1~19、30、村崎野 21 地割 135 番、村崎野 21 地割 151 番 1、村崎野 22 地割 83 番 1、2、10、12、13、15~23、25~28、村崎野 22 地割 89 番 5、6、</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>村崎野 23 地割 30 番 1、3、7、9、10、12~21、23、25、28~31、村崎野 25 地割 7 番 6、11、12、飯豊 25 地割 135 番 2</p> <p><b>【北上和賀川東部工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>川岸一丁目 1 番 7、301 番 1、15、16、24~80、24~81、326 番、2、53、56、57、392 番 2、393 番、394 番 2、395 番 1~3、418 番 1、3~5、419 番 2~4、420 番 1、2、4~6、421 番 3、5~7、422 番 1、3、433 番 1、4~6、436 番 1~3、449 番 5、463 番 1、479 番 1、5、484 番 1~3、492 番 1、3~6、493 番 3~6、8、11~15、495 番 2、4、5、525 番 3、17~19、537 番 1、538 番 3~6、539 番 1~3、7、593 番、594 番 1、3~8、596 番、597 番 2、若宮町一丁目 30 番 2、122 番 1、318 番 2、382 番、383 番、385 番、386 番、389 番、397 番、398 番</p> <p><b>【北上村崎野西部工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>村崎野 14 地割 55 番 2、61 番 1、2、63 番 1~4、6~14、16~20、65 番 1、12、14、70 番 1~5、163 番 2、17、174 番 1、11、194 番 5、243 番 3、6、15、16、18、20~22、24、425 番、426 番 1~6、436 番 2、445 番 2、4、6、8~11、453 番 5、9、25~29、33、40~43、45、46、15 地割 107 番 1、2、139 番 2~4、207 番 1、14、15~80、15~81、20、21、23、24、212 番 10、213 番 1、3~8、214 番 1、215 番 1~4、217 番 2、218 番 2、5、16~18、219 番 1、2、4、6、7、221 番 2、9、10、307 番 2、308 番 1、640 番 1、2、652 番、653 番、16 地割 52 番 2、53 番 3、55 番 1、5、6、60 番、62 番 1、95 番 1、113 番 1、120 番 1、126 番 1、333 番、336 番、384 番、385 番、17 地割 60 番、61 番 1、70 番 2、92 番 3、93 番 2、96 番 2、97 番、98 番 2、315 番</p> <p><b>【北上機械鉄工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>堤ヶ丘一丁目 35 番 123、146、172、173、190、202、203、204、206、57 番 2、6、7、9、10、12、13、15~17、69 番 4、5、16、91 番 4~6、47~50、96 番 2、11、113 番 3、115 番 20、437 番 2、438 番、堤ヶ丘二丁目 6 番 58、12 番 1、4、6~10、12~15、17、20、15 番 1、6、8~10、14、15~90、54 番 5、7、85 番 1、4~8、88 番 2、4~7、藤沢 21 地割 12 番 11、18、19、43 番 3</p> <p><b>【北上堅川目工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>堅川目 1 地割 1 番 77、99、100、105、146~149、163、27 番 5、12、13、17、33 番 14、15、20~25、27、49、101、111、120、126~128、130、131、136~139、141~144、93 番 1、115 番 5、6、171 番 3~5、182 番 16、192 番 1、193 番 6~8、195 番 1、7、200 番、200 番 2、3、234 番 24、235 番 18</p> <p><b>【北上藤根地区工業地域復興産業集積区域】</b></p> <p>藤根 18 地割 7 番 1、14 番、14 番 1、16、17、20~22、25~27、16 番 1、6~9、21 番 1、7、23 番 5、24 番 1、25 番 1~4、26 番 1、3、4、28 番 1、30 番 2、6、31 番、32 番 1、3、5、6、39 番 13、15、52 番 4、5、66 番 2、4~6、67 番 1~7、68 番 1~6、72 番 1、6、81 番 1、82 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、94 番、95 番 1、2、4、96 番 1、3、98 番、99 番、100 番、101 番 1~3、104 番 2、3、6、12、105 番、107 番 1、108 番 1、109 番 1、111 番 1、113 番 1、115 番 2~11、14、119 番 1~3、120 番 1、2、121 番 1、2、122 番 1、</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>3、123番1、124番1、125番1、126番1、127番1、128番1、2、129番1~3、130番1、2、131番1、132番1、133番1、135番1、136番1、2、137番1、2、138番1、139番1、140番1、141番1、143番1、144番1、145番1、146番1、150番1、151番1、215番1、2、216番1、220番1、2、221番1~3、223番1、2、229番1、2、6~17、243番2、244番1、245番1、2、246番1、3、247番1、2、248番1、2、249番1、250番1、3、251番1、2、252番1、2、253番1~3、254番1、2、255番1、3、256番、257番、258番、259番1、404番、406番2、407番、408番、412番、413番</p> <p><b>【北上笹長根地区工業専用地域復興産業集積区域】</b></p> <p>相去町笹長根 12番1、2、13番2、3、5、7、8、14番1、3、15番1、2、20番1~4、21番1、3、5~7、10~15、22番、23番3、28番1、35番3、16、18、49番、50番、52番2、52番3、和田前1番2、5番2、3、7番2、10番1、16番、16番1、18番3~5、20番2、23番1、24番2、4、30番、31番、32番1~3、往還西1番、2番2、17番、100番、121番、122番、岩の目1番1~3、2番1、2、3番1、37番2、67番、72番2、74番、75番1~3、76番、和田尻6番2、3</p>
西和賀町	<p><b>【西和賀町泉沢地区復興産業集積区域】</b></p> <p>沢内字泉沢 29地割 2-19~23、31、33、39、41~43、75、102、103、106、29地割 44-1、2、4、6</p> <p><b>【西和賀町貝沢地区復興産業集積区域】</b></p> <p>沢内字貝沢 3地割 647-1~22</p> <p><b>【西和賀町南部地区復興産業集積区域】</b></p> <p>湯田大沓 36地割 26-1、5、36地割 31-1、36地割 32-1、2、12~14、36地割 39-1、3、4、36地割 40-1、3、5、6、36地割 41-1、3、5~9、36地割 42-1、3、8~10、12、14、29、30、39、47~51、36地割 44-1、2、36地割 45-1、36地割 46-1~5、36地割 47-1、2、36地割 51-1、2、8、9、11、36地割 57-1、2、13、36地割 59-1~5、36地割 61-1、2、36地割 62-1、3、4、36地割 63-3、6</p> <p><b>【西和賀町耳取地区復興産業集積区域】</b></p> <p>湯田耳取 49地割 2-99、100、167</p> <p><b>【西和賀町小繫沢地区復興産業集積区域】</b></p> <p>湯田小繫沢 55地割 125-1、2、4~6、55地割 126-1、55地割 128-1、2、6~8、55地割 129、55地割 130-1~5、55地割 131、131-1~7、55地割 132-1、55地割 134、55地割 135、55地割 136-1、2、55地割 137-4~6、55地割 138、55地割 139、55地割 140-1~3、55地割 141、55地割 142-1、2、55地割 143、143-4~7、55地割 145-2、55地割 147-2、6、9、23、55地割 455-1、2、55地割 484</p>
金ヶ崎町	<p><b>【岩手中部（金ヶ崎）工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>西根森山 1-1~3、6~27、森山 2-7、森山 3、森山 4-1~3、5~10、12~20、森山 5、森山 6-1、2、森山 7-1、森山 8-4、森山 9、森山 10-1、森山 11-1、森山 12-1~3、森山 13-1、5、6、森山 14-1、4~11、森山 15-2、3、森山 16-1、2、4~6、森山 17-1~3、5~42、44~46、48~</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	<p>50、森山 18-1~8、森山 19-1~5、森山 20、森山 21-1~3、5、7、10~12、15~17、森山 22、森山 23、森山 24、森山 25、森山 26、森山 27、森山 28、森山 29、森山 30-1~6、森山 31-1~5、森山 32-2~5、7~11、13、森山 33-1、8、9、森山 34-2~5、7~10、森山 71-1、森山 75-1、4、花館 37-27、28、50、65、67、68、花館 39-2、3、5、北大曲 15-13、117~123、改断 11-1、改断 13、改断 14-3</p> <p><b>【金ヶ崎森合工業団地復興産業集積区域】</b></p> <p>六原森合 6-3、7-1~3、5、8、10-1、2、4~7、11、12-1、2、13-1~3、23、24、25、31、32、33、34、35、36、47-1、48、49-1、50、52-2、53-2、54-2、55-3、56-2、57-2、63-2</p> <p><b>【金ヶ崎北部流通業務団地復興産業集積区域】</b></p> <p>六原七里 2-1、3、七里 3-1、七里 23-1、六原赤坂前 36-2、4、6、赤坂前 43-10、11、赤坂前 44-3、4</p> <p><b>【金ヶ崎西根、三ヶ尻地区復興産業集積区域】</b></p> <p>三ヶ尻渋川、三ヶ尻上渋川、三ヶ尻下渋川、三ヶ尻荒巻横道上、三ヶ尻荒巻、三ヶ尻勘九郎東、西根荒巻、西根下荒巻、西根二の台、西根餅田、西根北野中、西根南野中、西根日干、西根北羽沢、西根南羽沢、西根西地蔵野、西根東地蔵野、西根本宮後、西根塩川原、西根鎧水、西根前野、西根原添、西根古寺、西根古寺前、西根縦街道北</p> <p>※復興産業集積区域は、上記地区的うち地図に示す地域に限定するもの。</p> <p><b>【金ヶ崎西根下庄地区復興産業集積区域】</b></p> <p>西根寺下、西根鍛冶下</p> <p>※復興産業集積区域は、上記地区的うち地図に示す地域に限定するもの。</p> <p><b>【金ヶ崎六原頭無地区復興産業集積区域】</b></p> <p>六原頭無 46-1、50-9、60-8、狐森 1-1、3-1、15-2、16、61</p> <p><b>【金ヶ崎永栄飛鳥田後地区復興産業集積区域】</b></p> <p>永栄上宿 1、14-2、永栄飛鳥田後 12-1、36-1</p> <p><b>【金ヶ崎永栄林蔵寺地区復興産業集積区域】</b></p> <p>永沢林蔵寺 1-1、12、15、12-2、</p> <p><b>【金ヶ崎下二の町・赤坂・赤坂前地区復興産業集積区域】</b></p> <p>六原赤坂前 49-3、赤坂前 54、赤坂 25-2、六原下二の町 174-1、3~5、下二の町 175-2、4、下二の町 176-4、下二の町 177-5、7、9、下二の町 182-1、2、下二の町 205-6、8、10、12、14、下二の町 210、下二の町 215、215-2、3、下二の町 222-2、下二の町 223-1、2、7~9、下二の町 224-5、6、下二の町 225-2、下二の町 226-2、下二の町 227-2、下二の町 228-2、下二の町 229-2、下二の町 230-2、下二の町 231-2、下二の町 232-2、下二の町 233-3、下二の町 234-2、下二の町 235-2、下二の町 236-2、下二の町 237-2、下二の町 238-2、下二の町 239-2、下二の町 241-2、下二の町 242-2、下二の町 247-1、2、下二の町 248-2、下二の町 249-2、下二の町 250-1、2、下二の町 251-2、下二の町 252-2、下二の町 253-2、下二の町 254-2、下二の町 255-2、下二の町 256-1~3、下二の町 265-2、下二の町 266-2、下二の町 267-2、下二の町 269、下二の町 271、下二の町 272、下二の町 273、下二の町 274、下二の町 275、下二の町</p>

市町村	復興産業集積区域の範囲
	276、下二の町 277

【備考】洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、  
大船渡市及び陸前高田市に係る区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

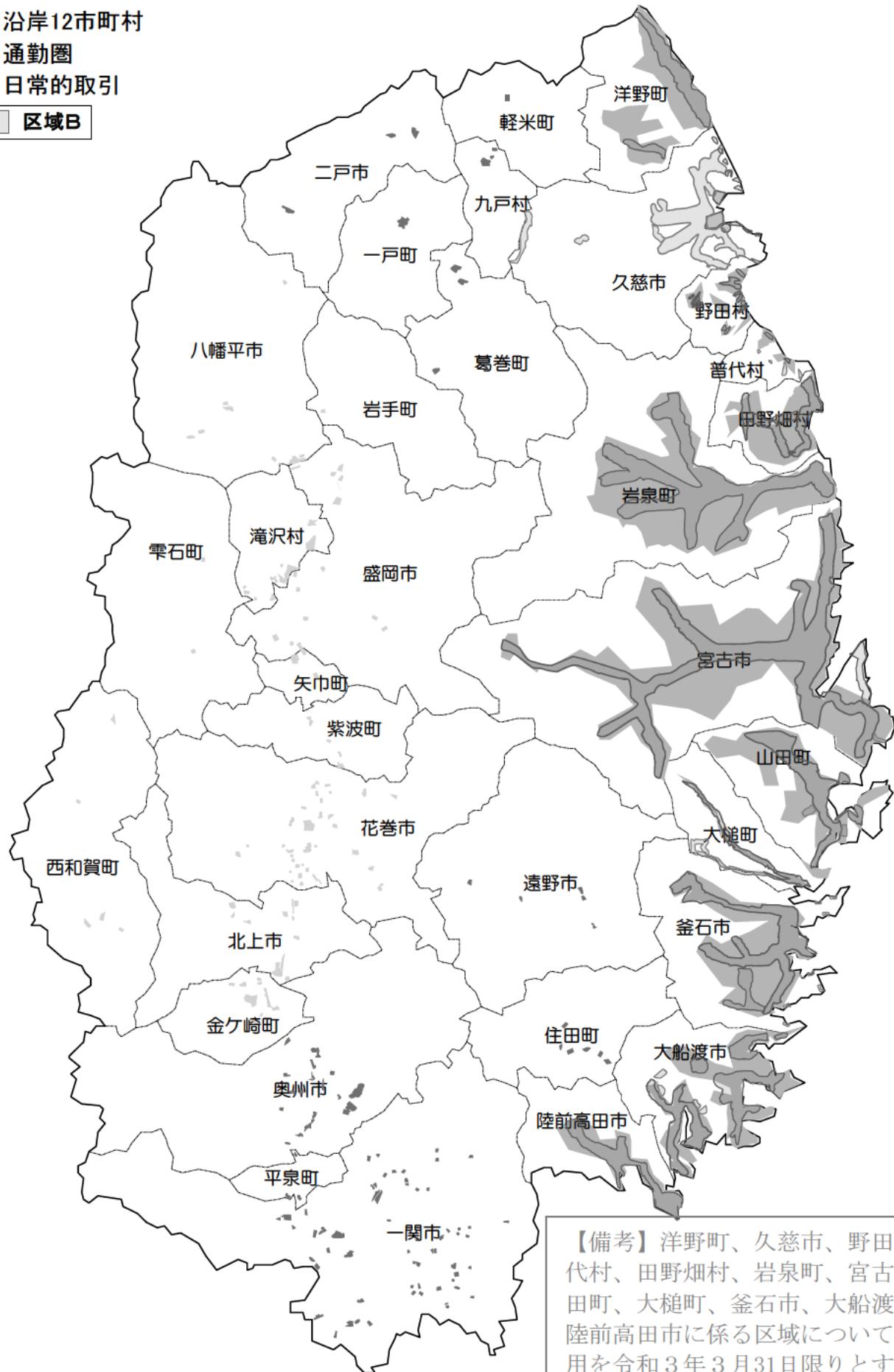
## 復興産業集積区域概略図

赤:沿岸12市町村

青:通勤圏

黄:日常的取引

区域B



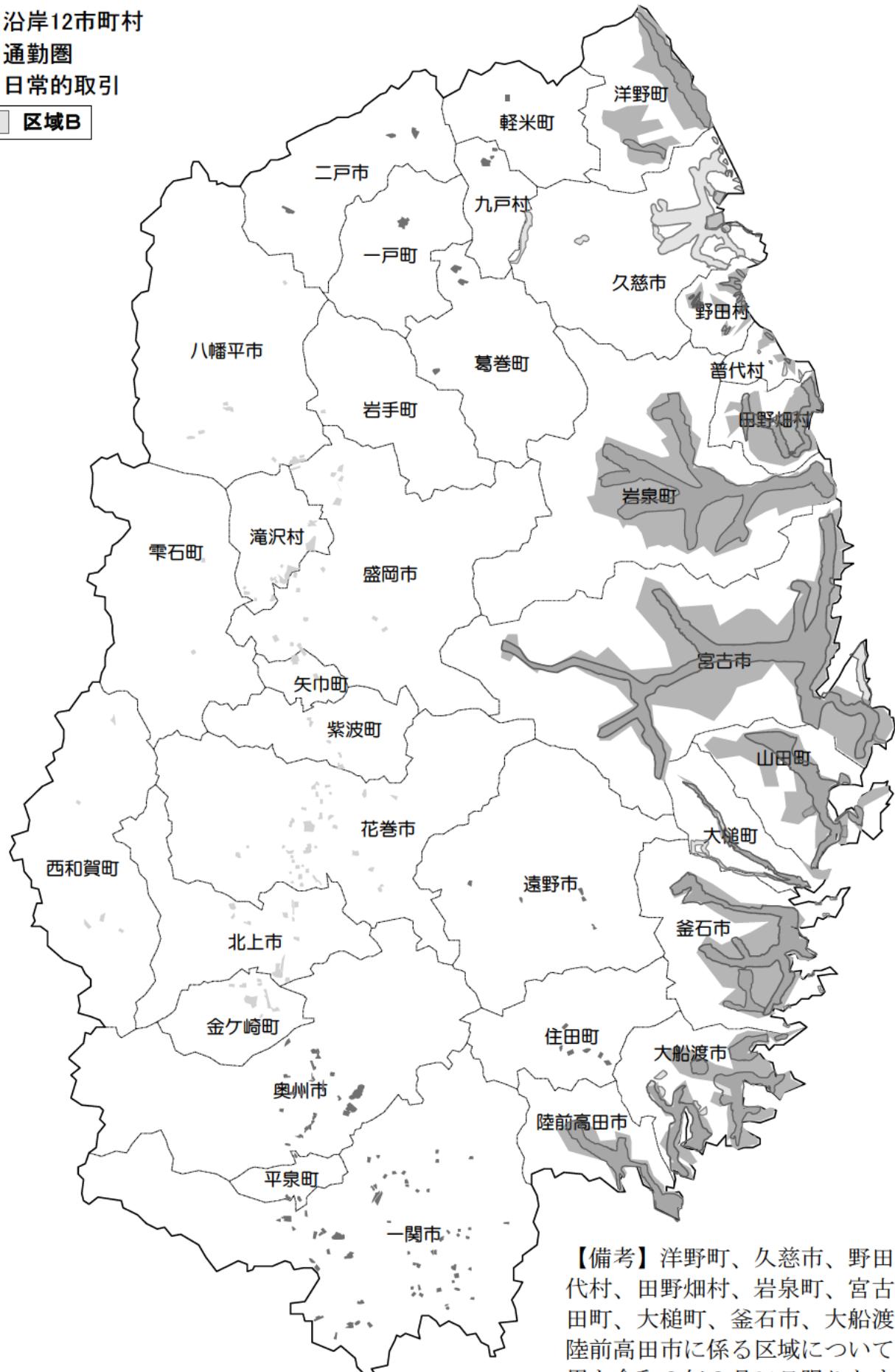
## 復興産業集積区域概略図

赤:沿岸12市町村

青:通勤圏

黄:日常的取引

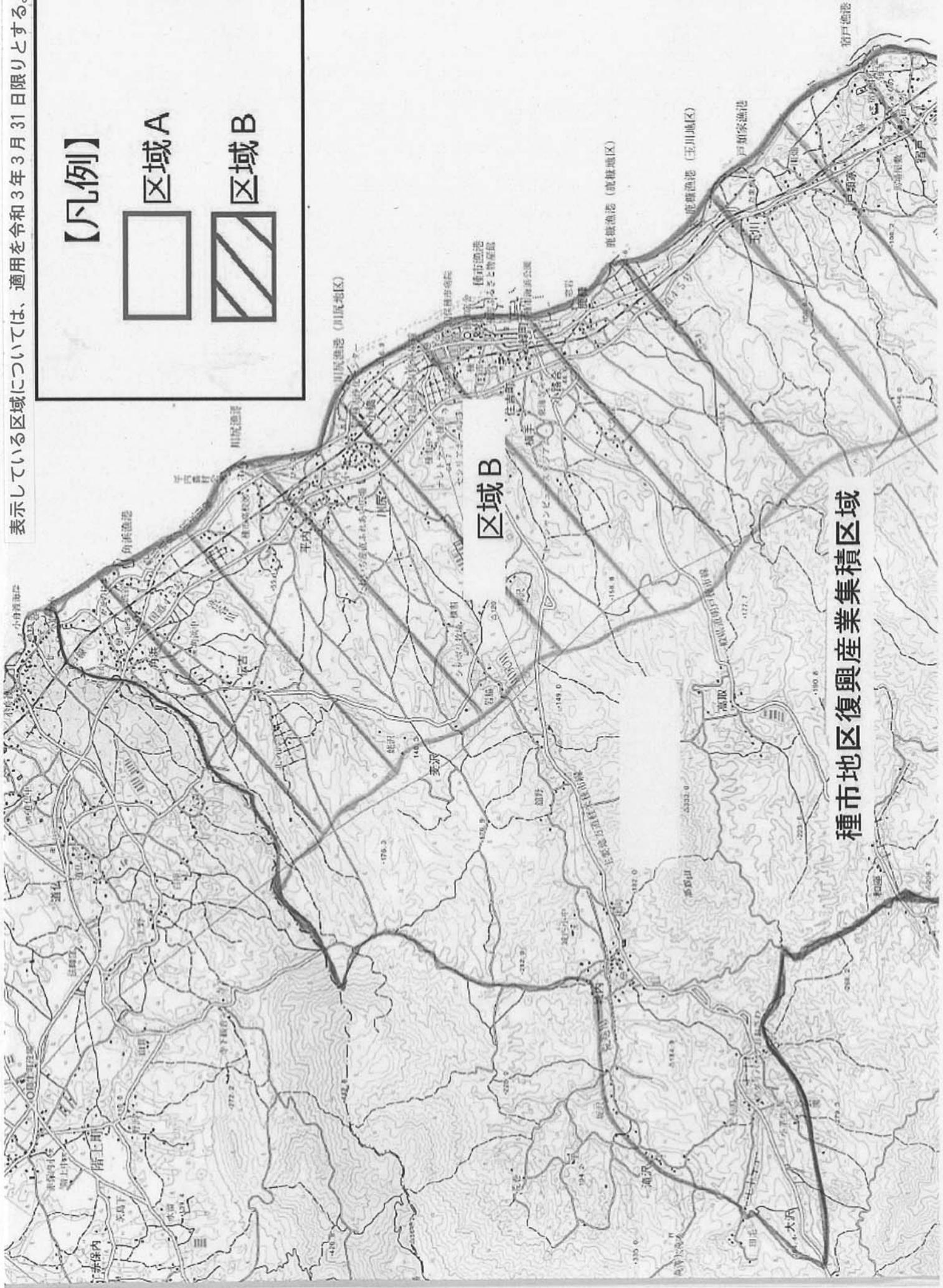
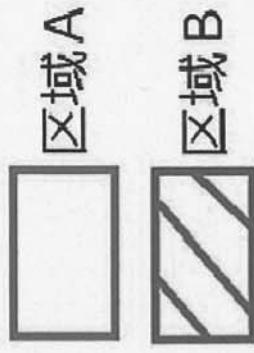
区域B



【備考】洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市に係る区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

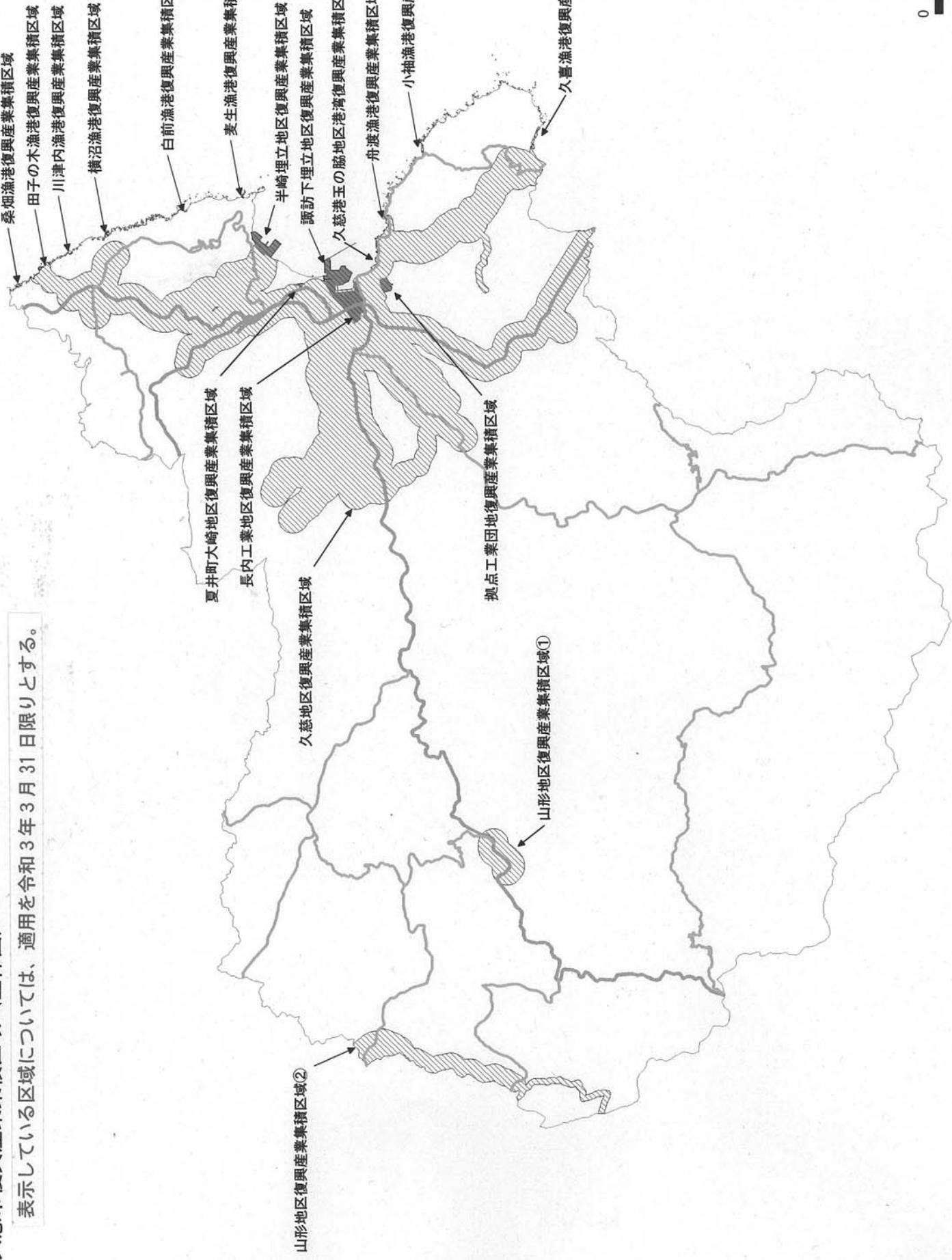
表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

## 【凡例】



## 久慈市復興産業集積区域（全体図）

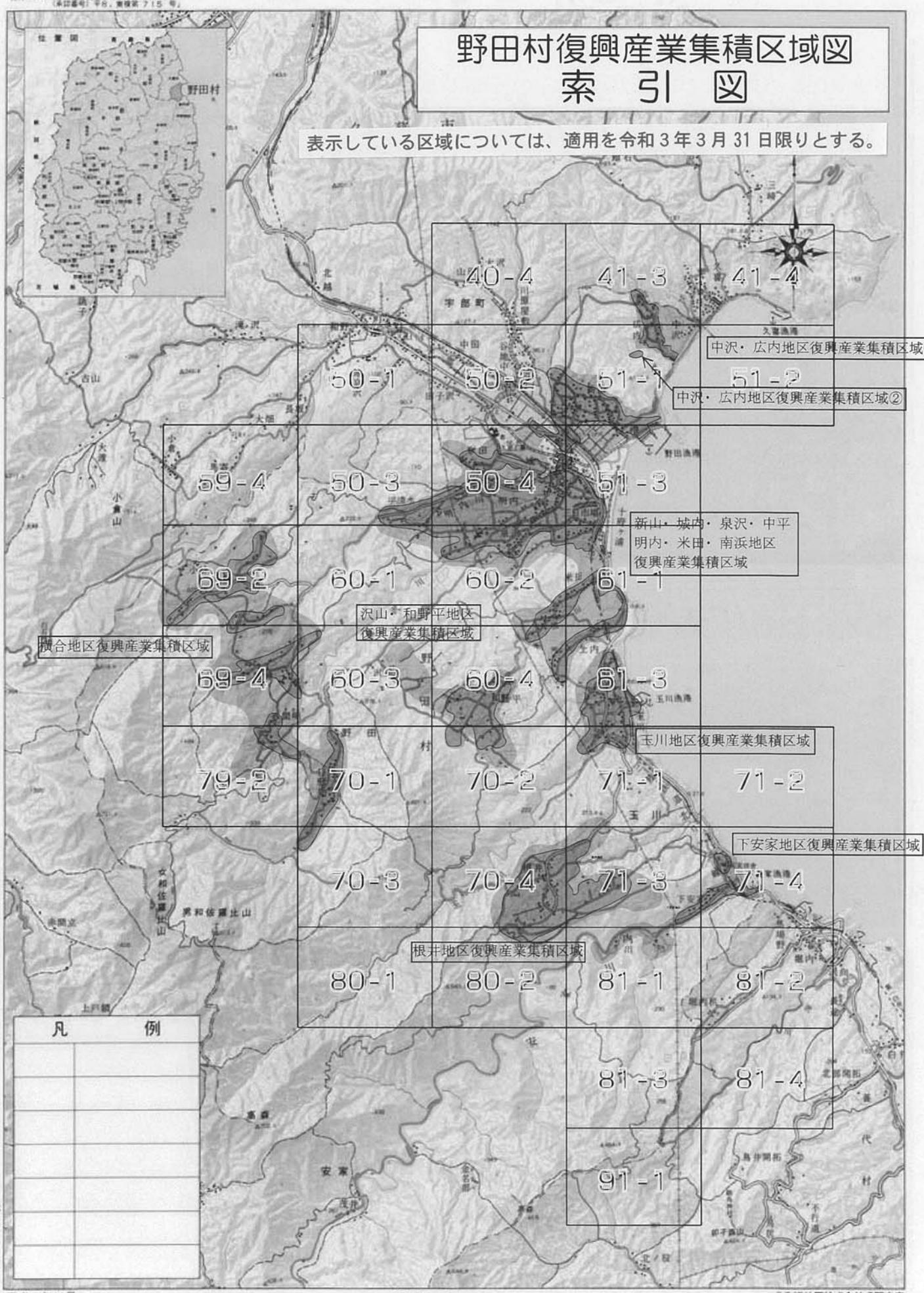
表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。



0 1 2 4 km

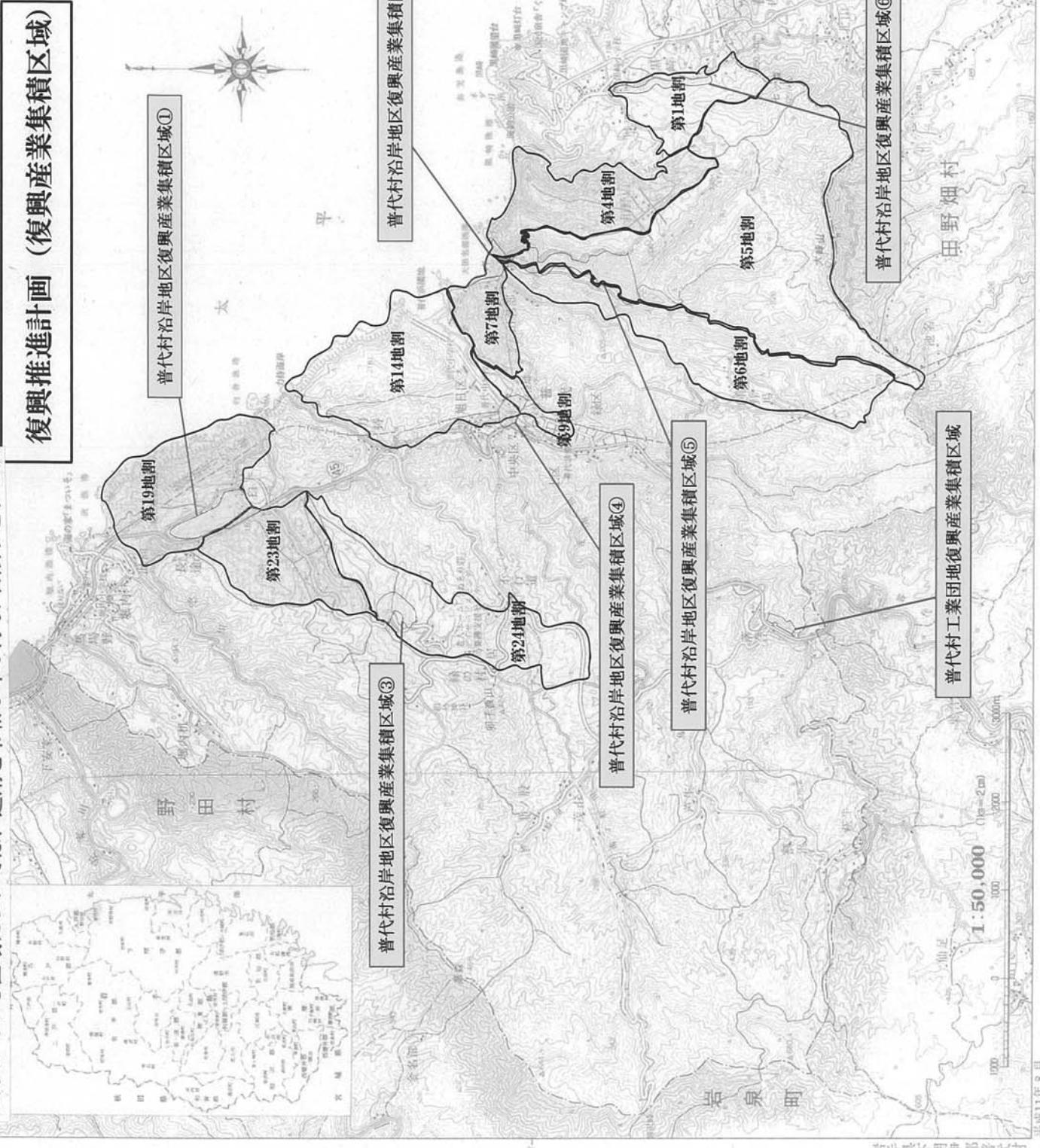
# 野田村復興産業集積区域図 索引図

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。



表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

## 復興推進計画（復興産業集積区域）



# 田野畠村復興産業集積区域

表示している区域については、  
適用を令和3年3月31日限りとする。

(斜線部は除く)

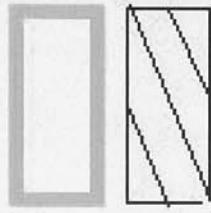


# 岩泉町復興産業集積区域

表示している区域については、  
適用を令和3年3月31日限りとする。

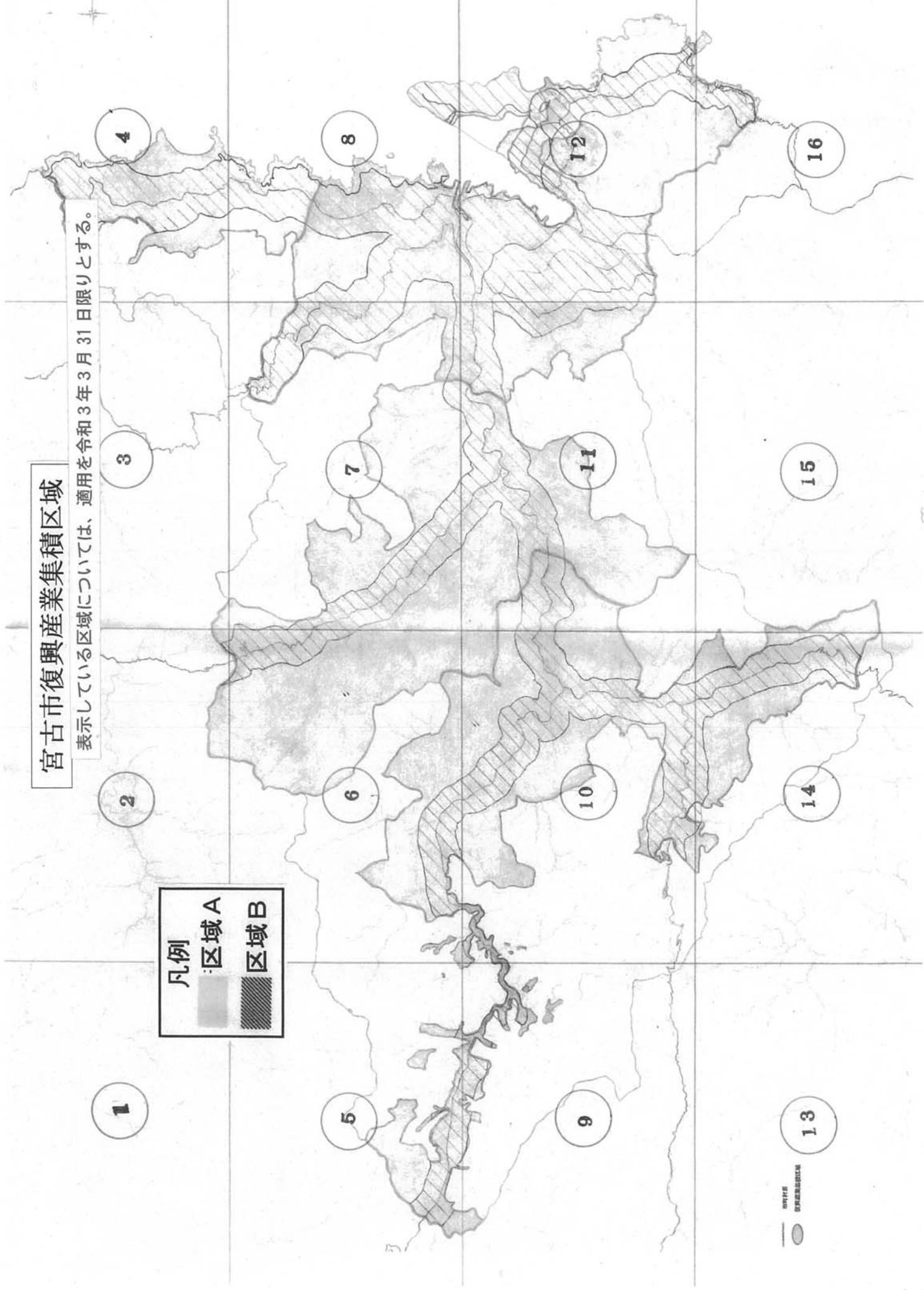
【凡例】

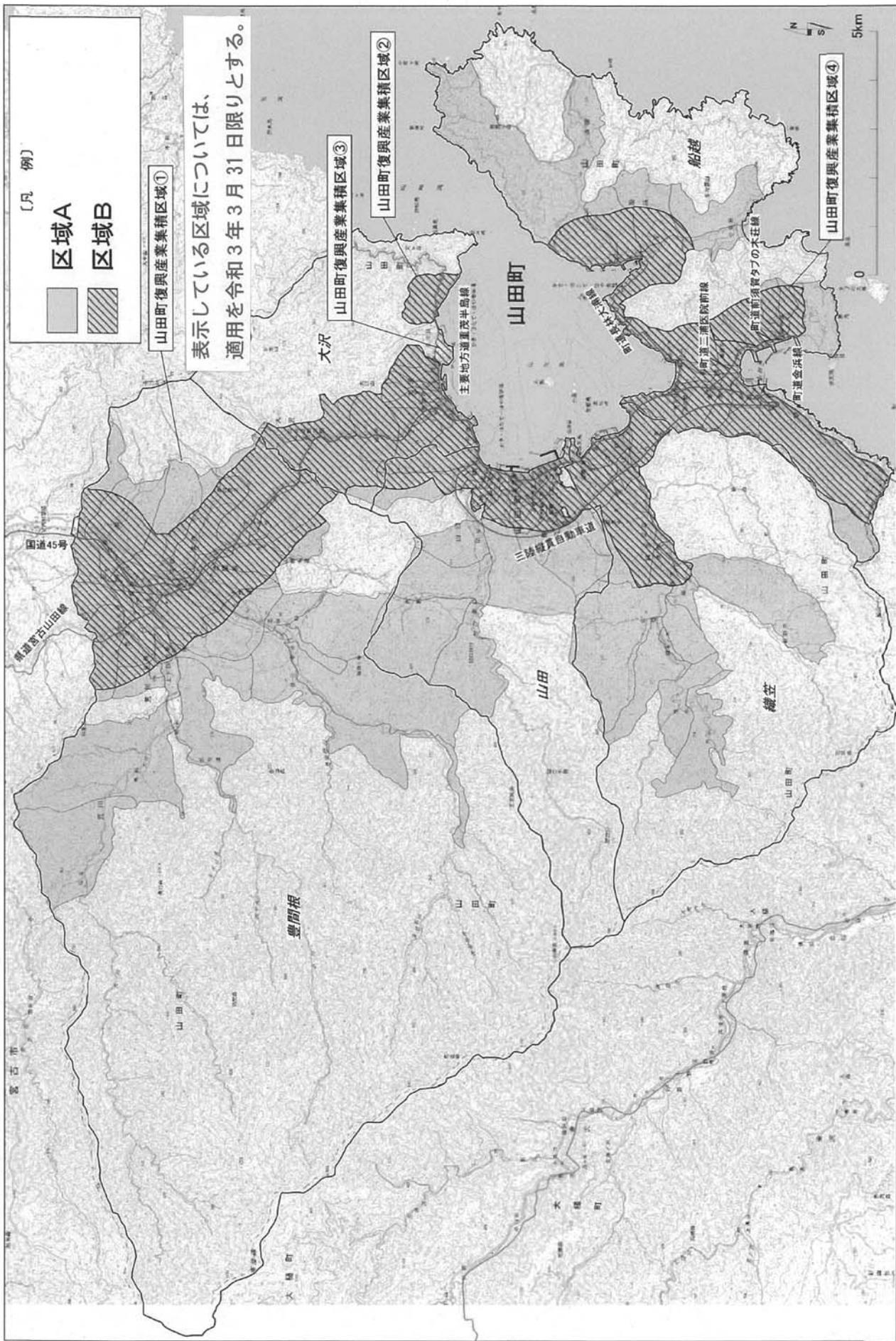
区域A  
区域B



## 宮古市復興産業集積区域

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。





## 大槌町復興産業集積区域の位置図

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。



沢山・大ヶ口・源水・金澤  
地区復興産業集積区域

浪板・吉里吉里地区  
地区復興産業集積区域

町方地区  
復興産業集積区域

曰沢・寺野・桜木・小鎌地区  
地区復興産業集積区域

小槌地区  
復興産業集積区域

赤浜・安渡地区  
地区復興産業集積区域

赤浜・安渡地区  
地区復興産業集積区域

## 釜石市復興産業集積区域（北部）

【凡例】



区域A



区域B

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

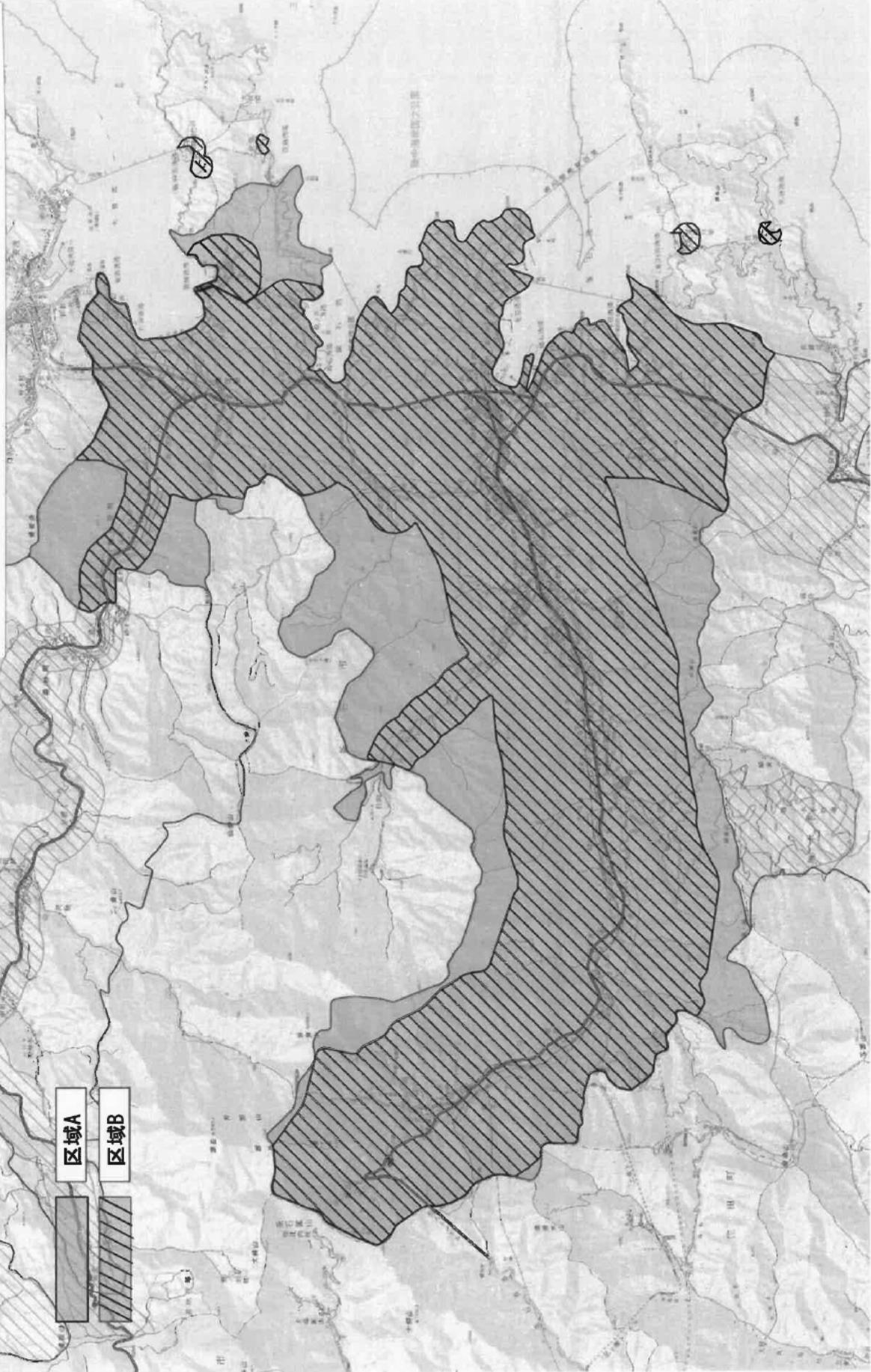


## 復興産業集積区域図-中央部

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

区域A

区域B

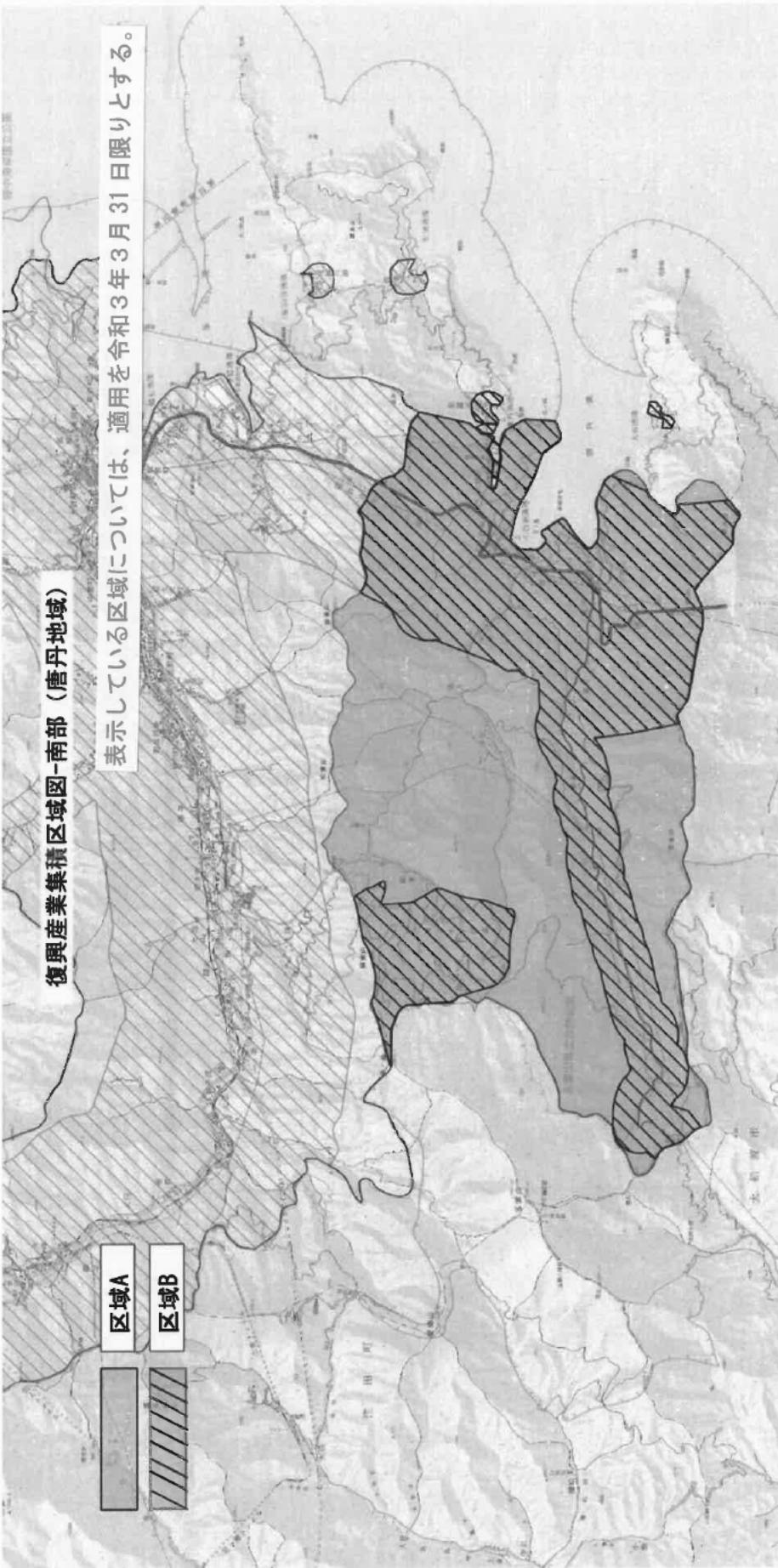


復興産業集積区域図-南部（唐丹地域）

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

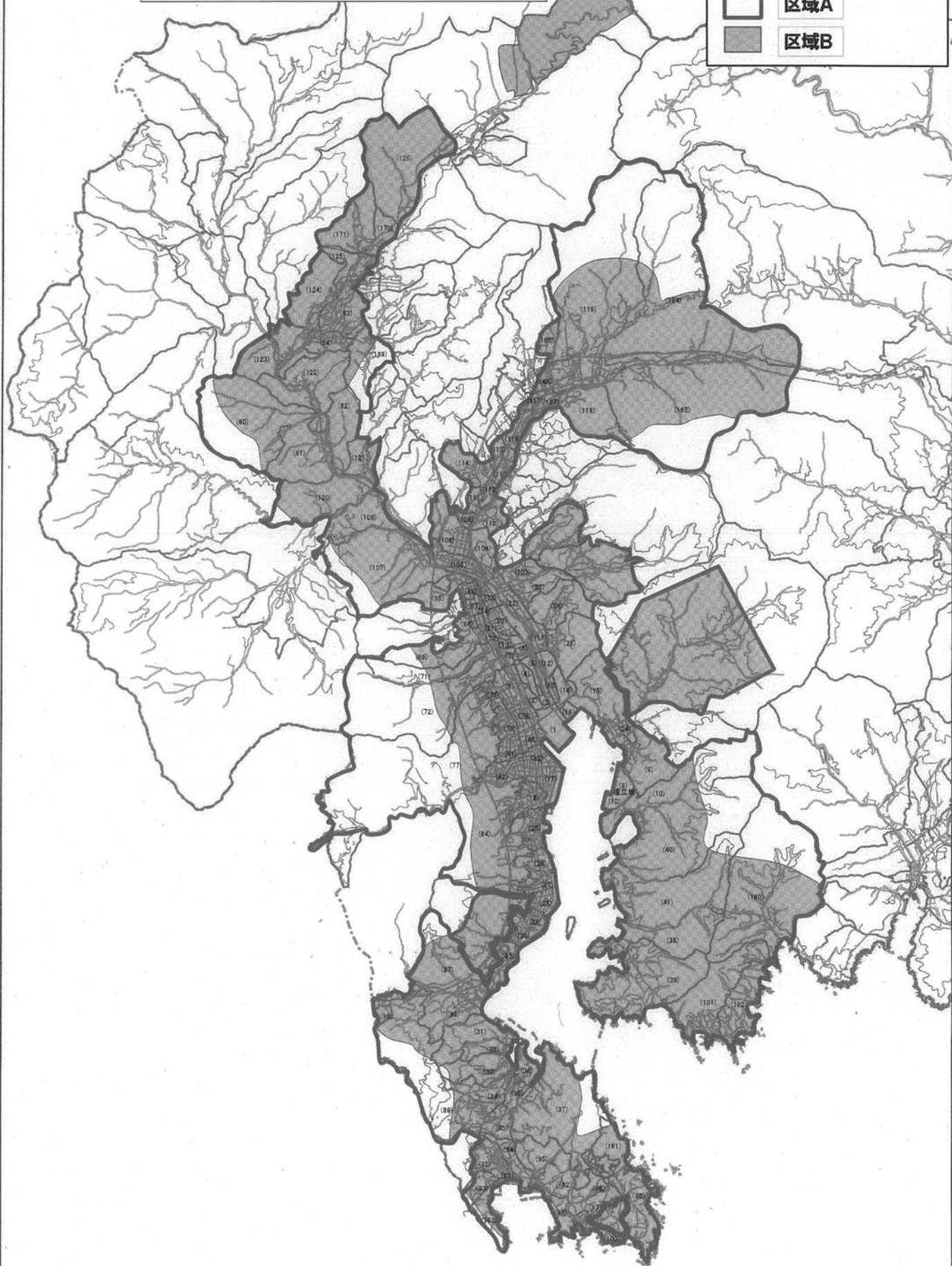
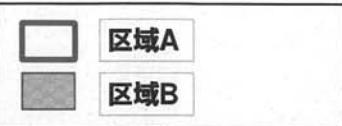
区域A

区域B



表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

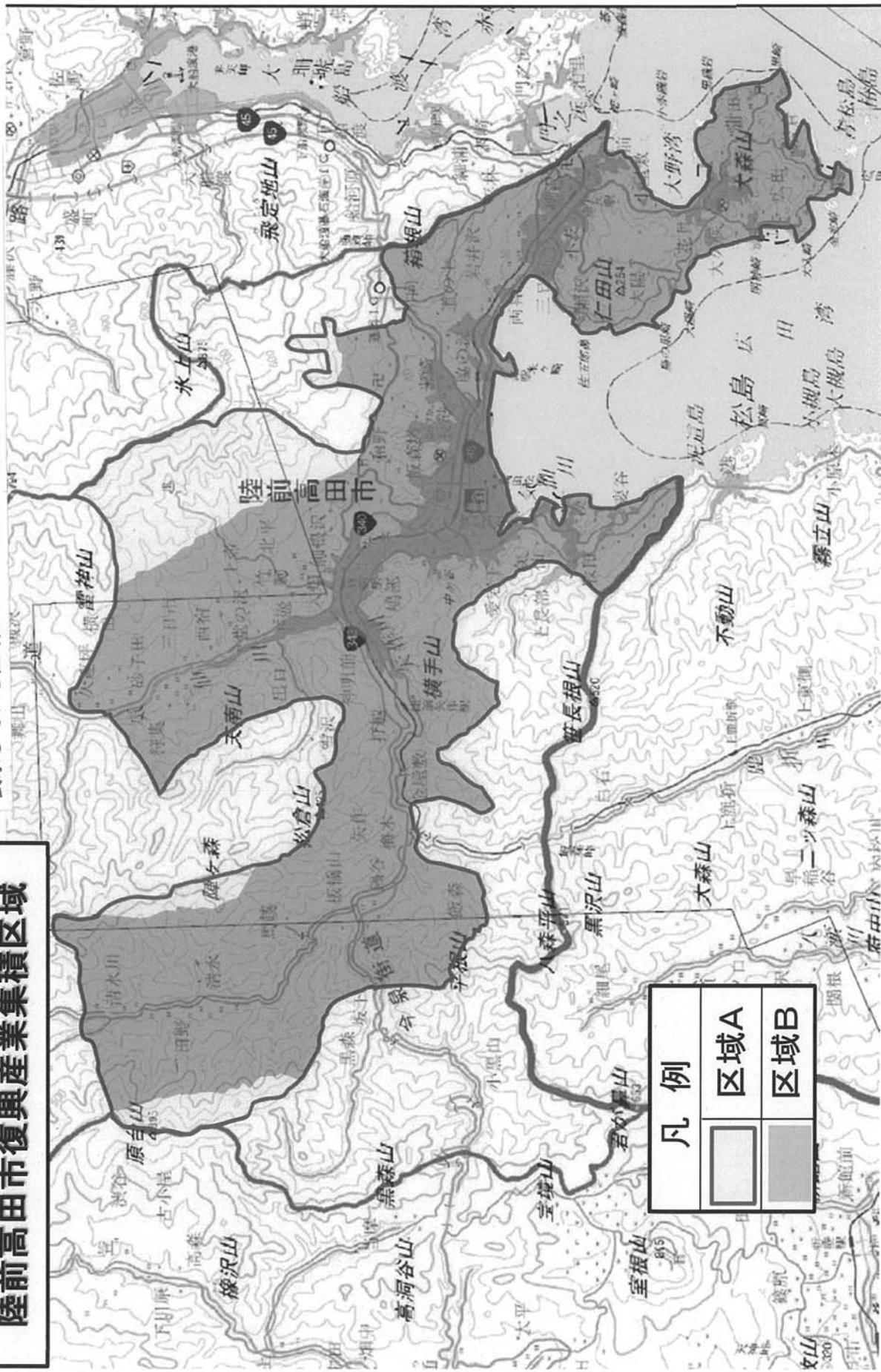
復興産業集積区域の範囲（1/2 大船渡地区）  
大船渡市



3km

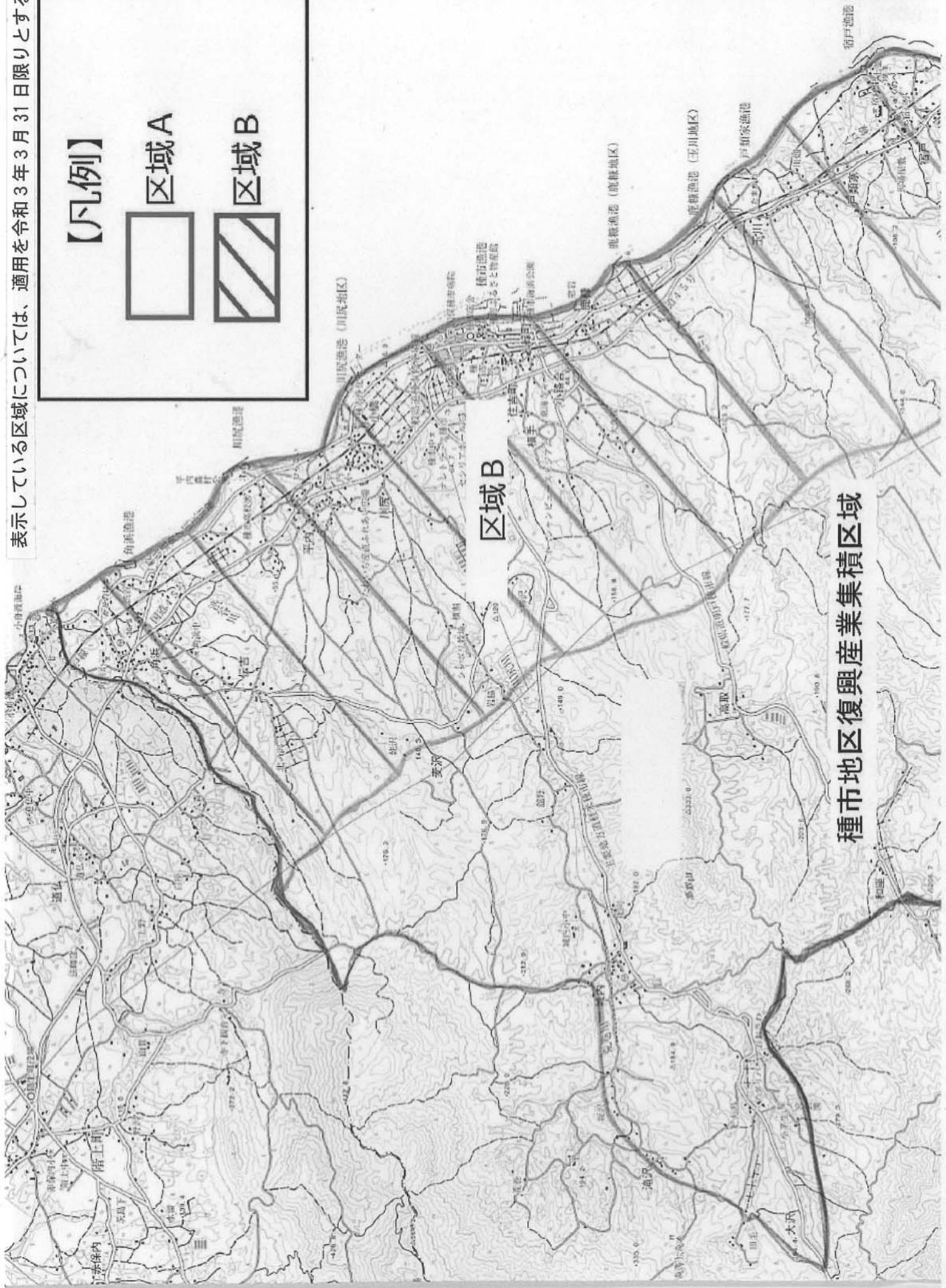
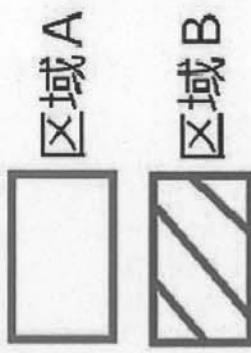
## 陸前高田市復興産業集積区域

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。



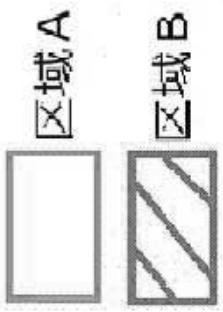
表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

[凡例]



# 洋野町復興産業集積区域

【凡例】



区域B



区域A



(凡例)

区域



跡X

乙の範囲内(跡X)

乙の範囲内(跡X)

大野地城

## 区域B

この範囲内は除く

## 大野地域

【凡例】



区域A

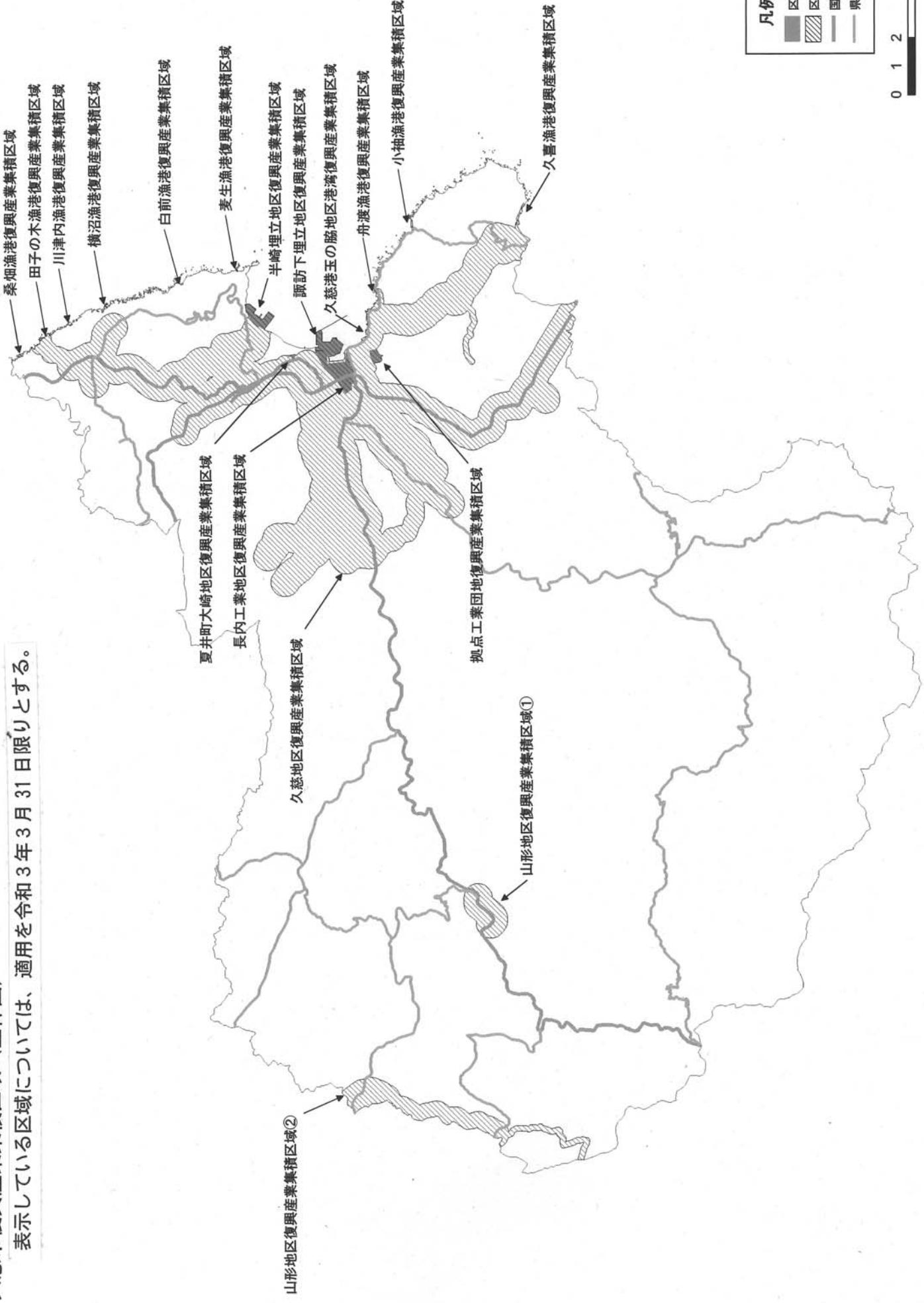


区域B

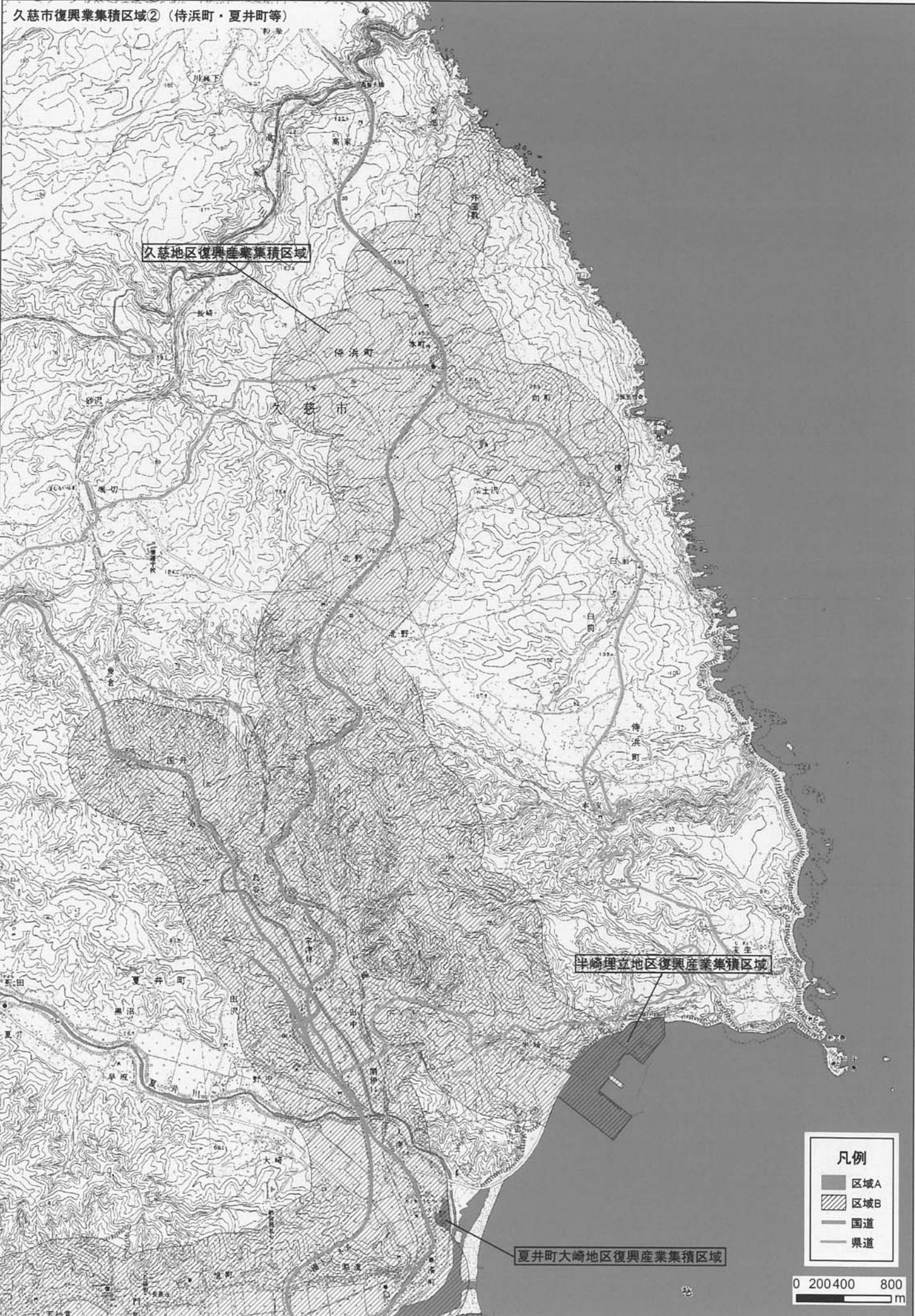
この範囲内は除く

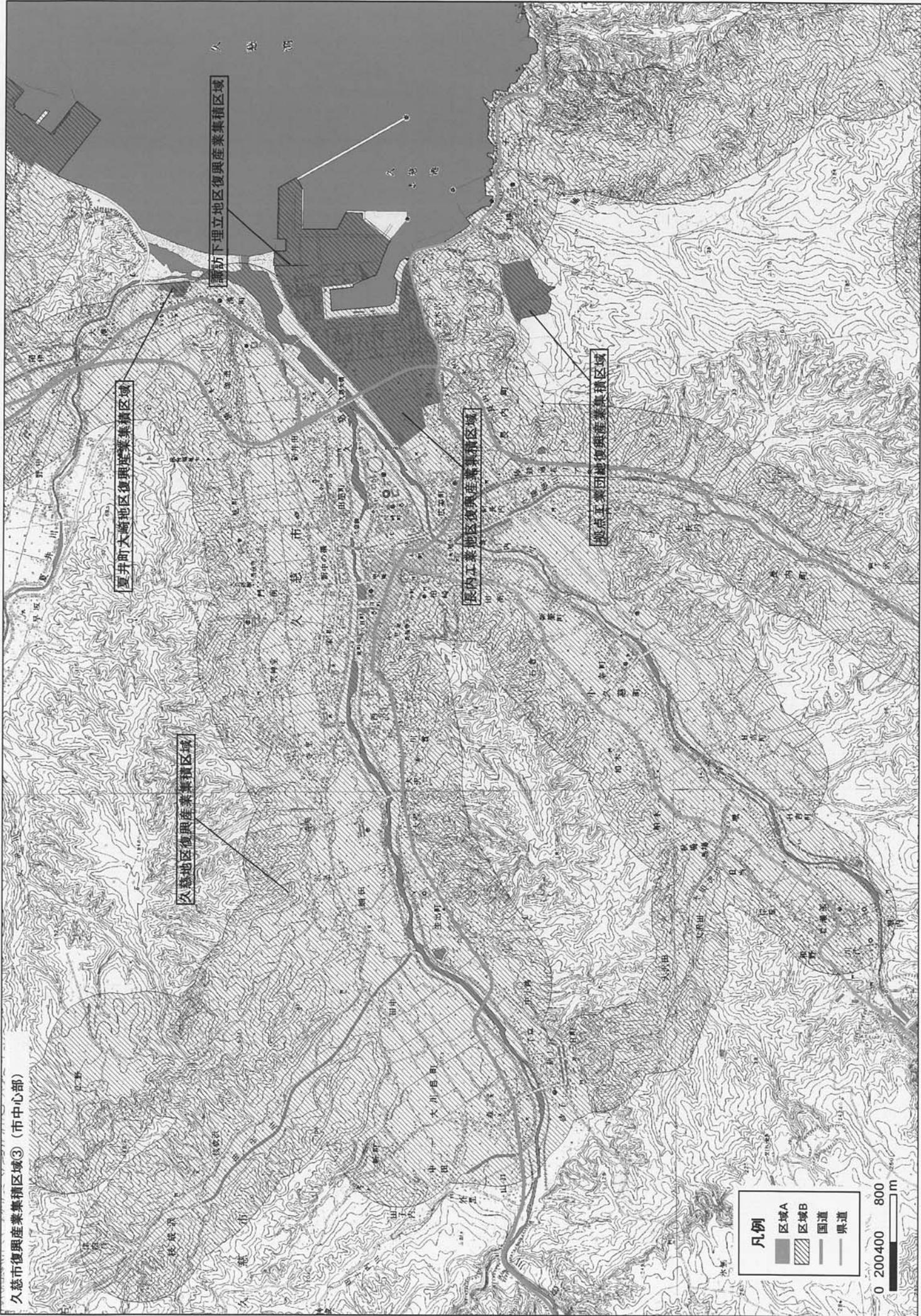
## 久慈市復興産業集積区域（全体図）

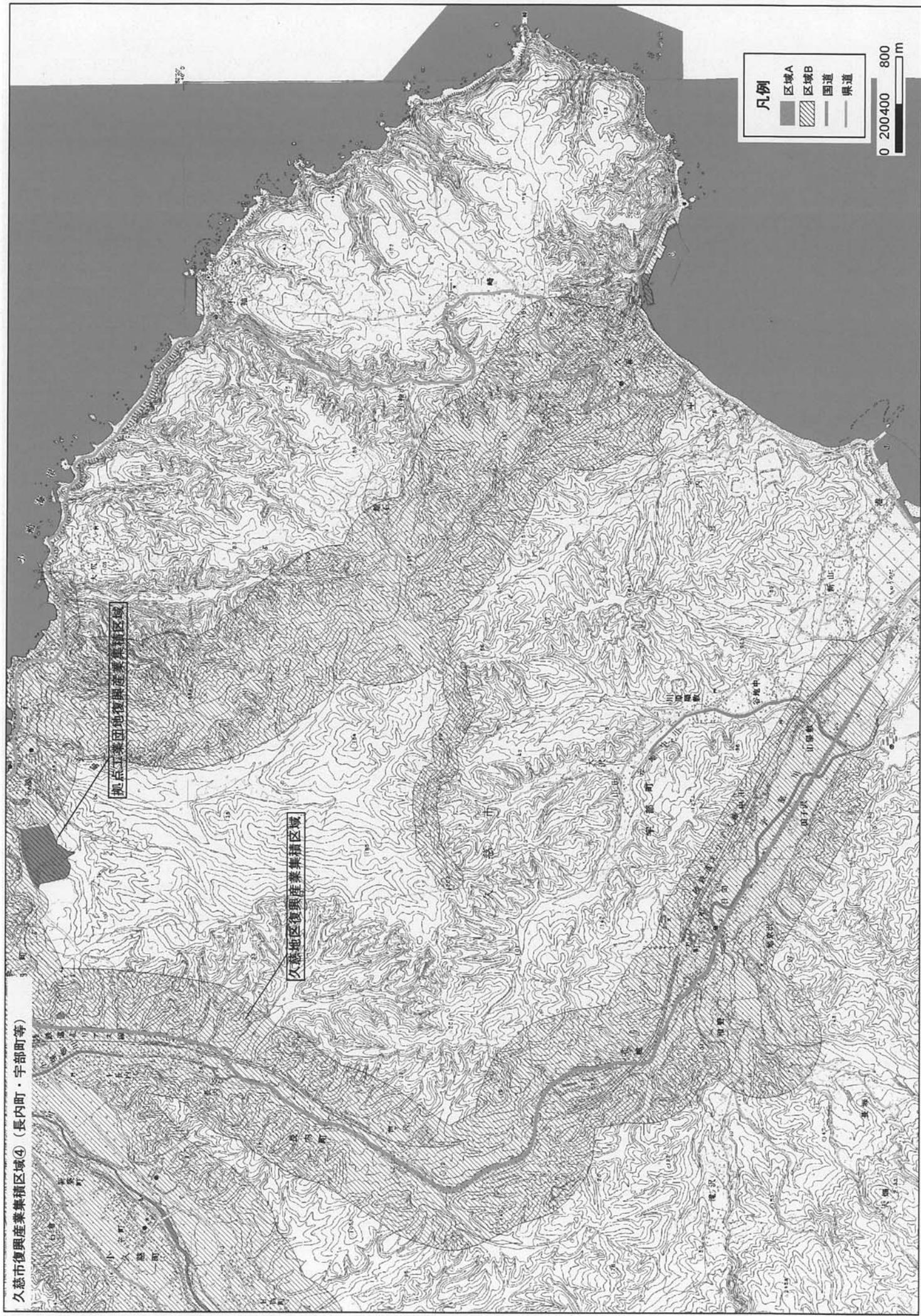
表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。







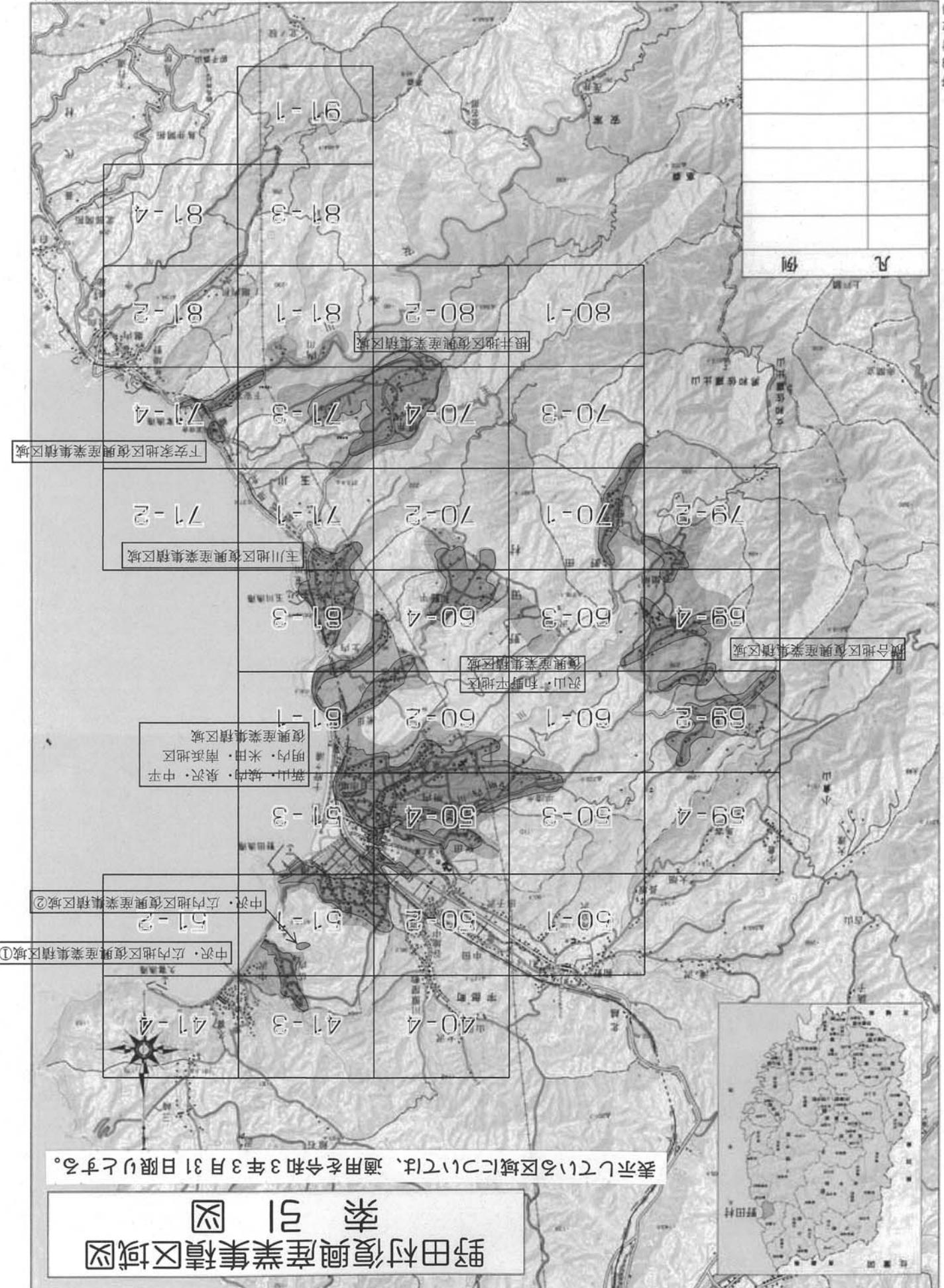




平成8年10月

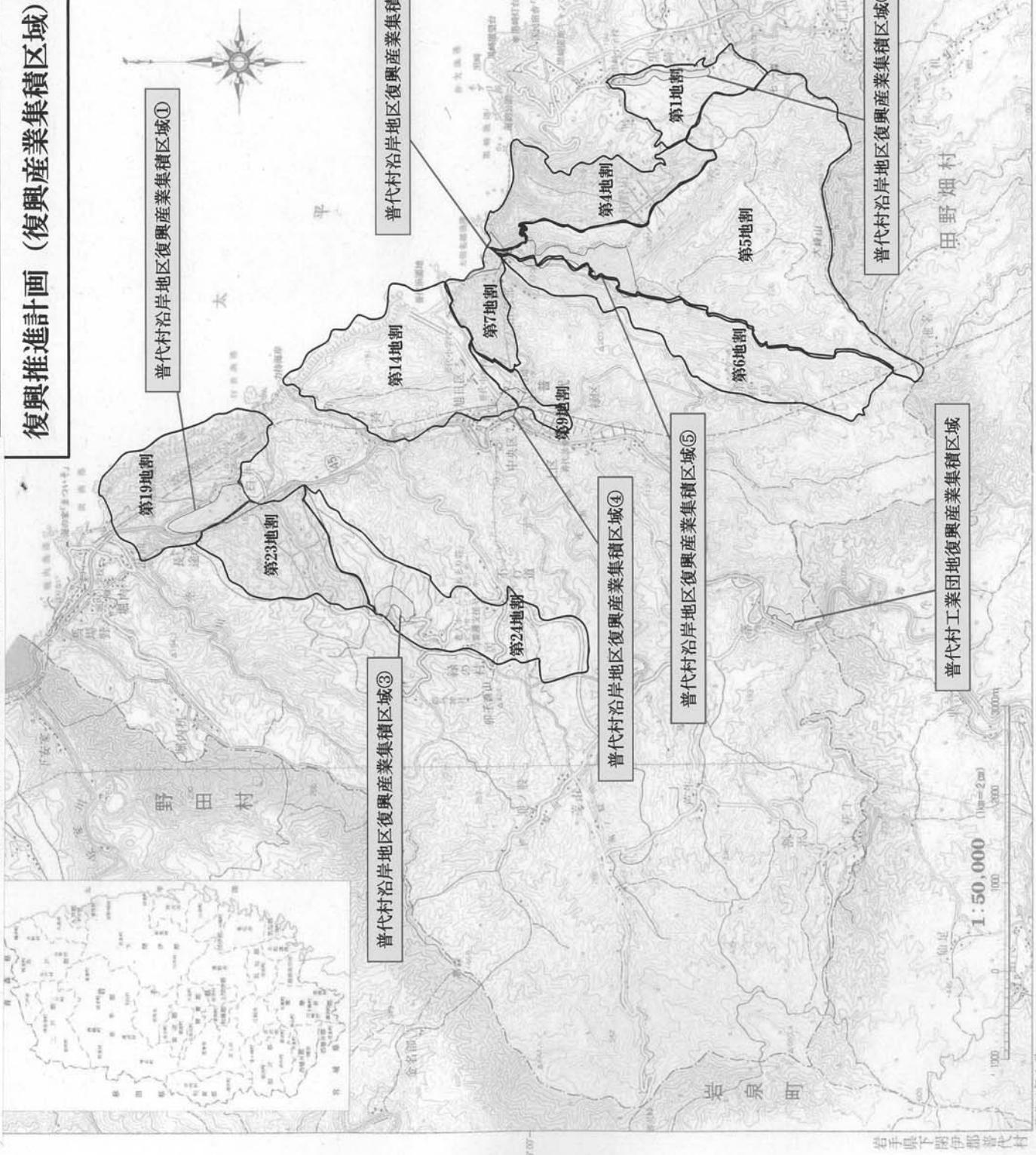
北海道園林芸業者会議事務局  
電話 010-662-3001

1:50,000 (1km=2cm) 2000m



表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

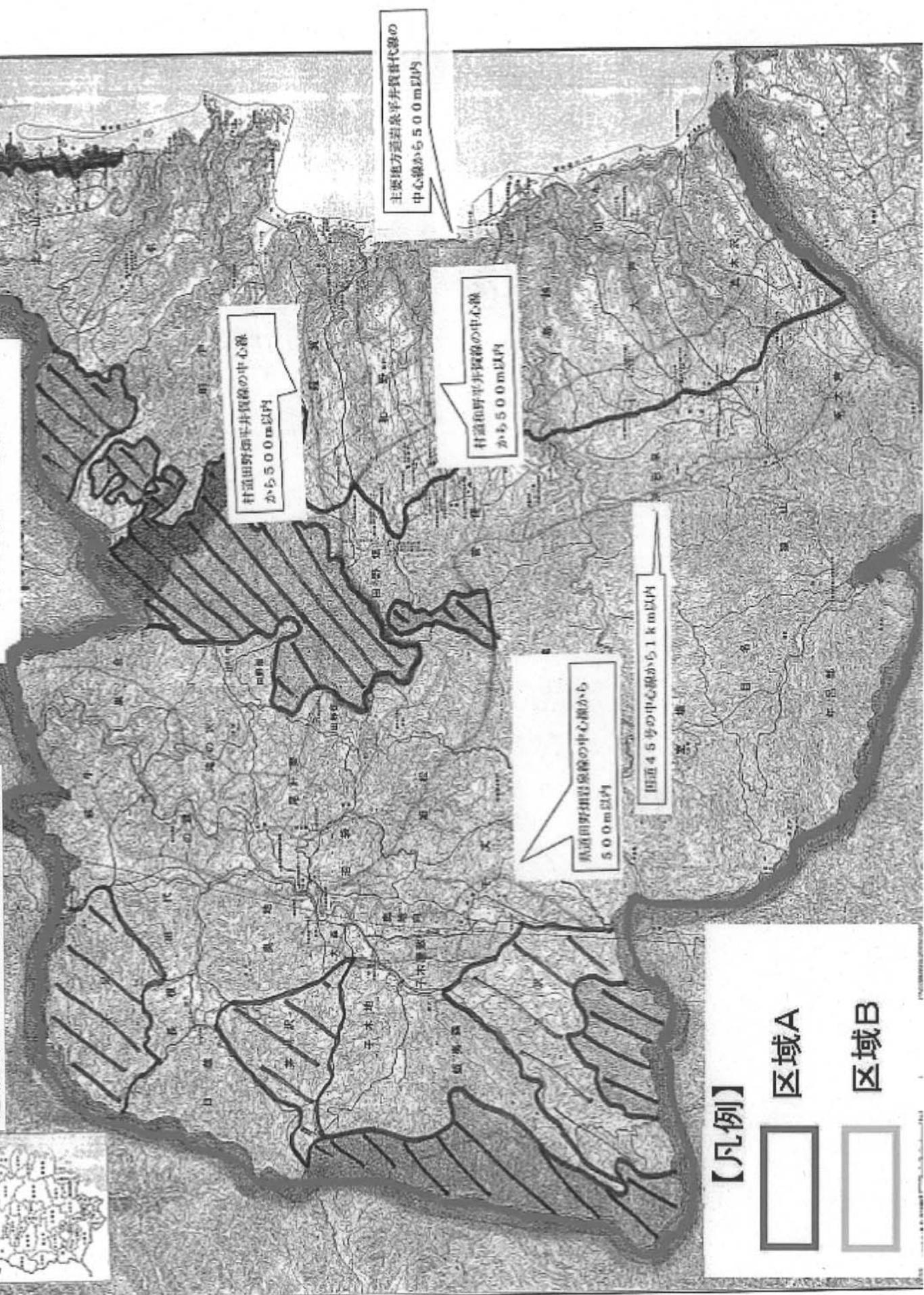
## 復興推進計画（復興産業集積区域）



# 田野畑村復興産業集積区域

表示している区域については、  
適用を令和3年3月31日限りとする。

(斜線部は除く)

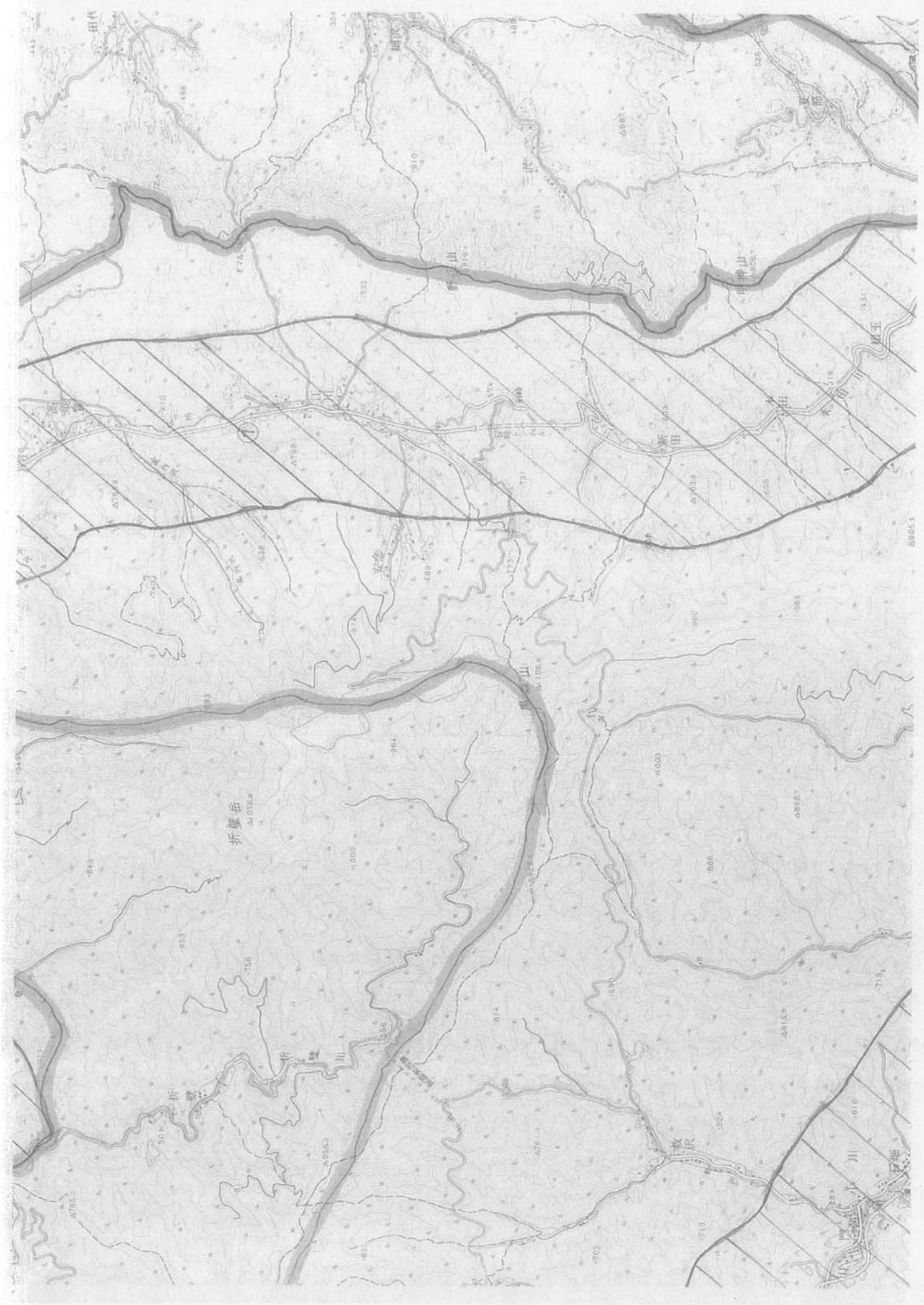


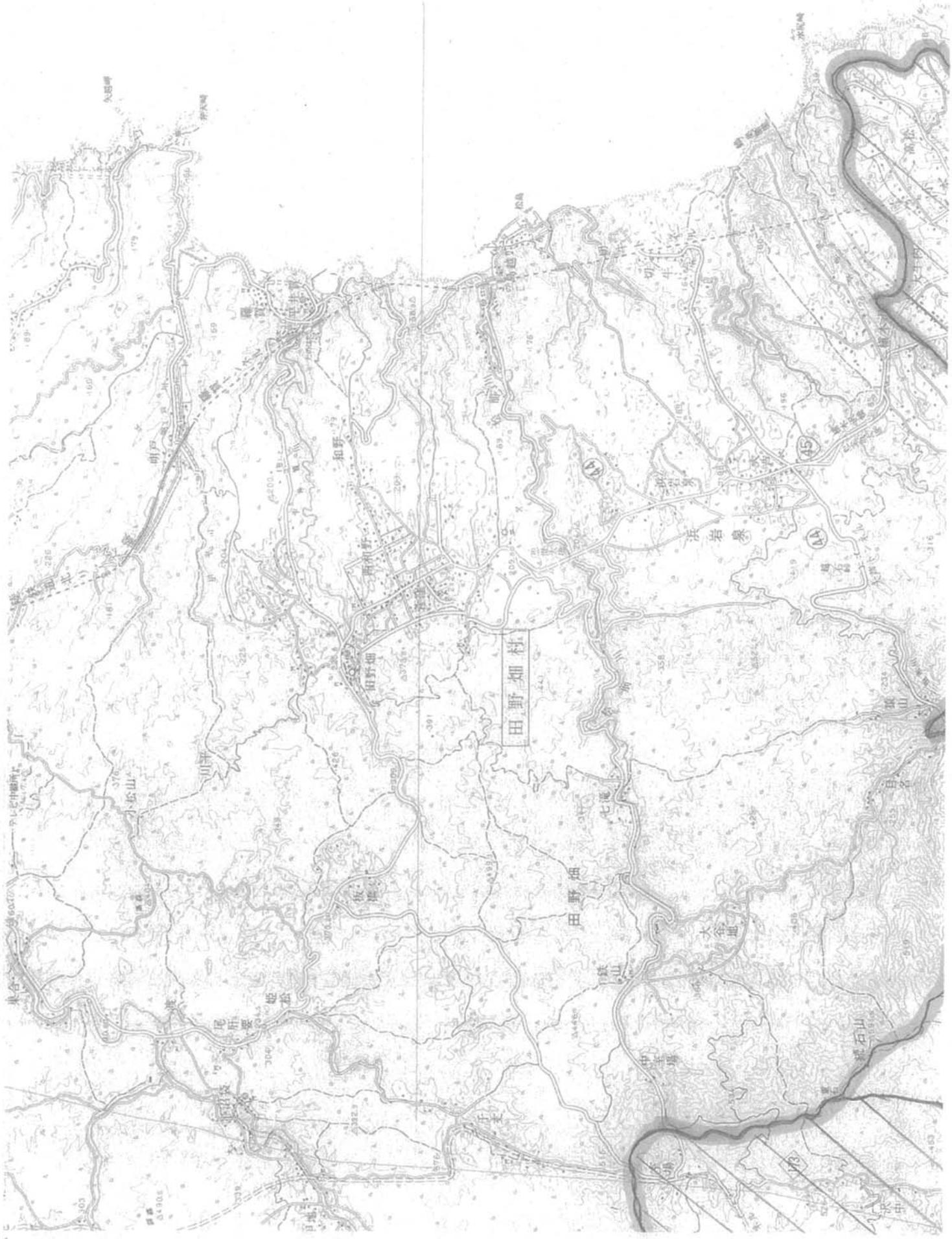
# 岩泉町復興産業集積区域

表示している区域については、  
適用を令和3年3月31日限りとする。





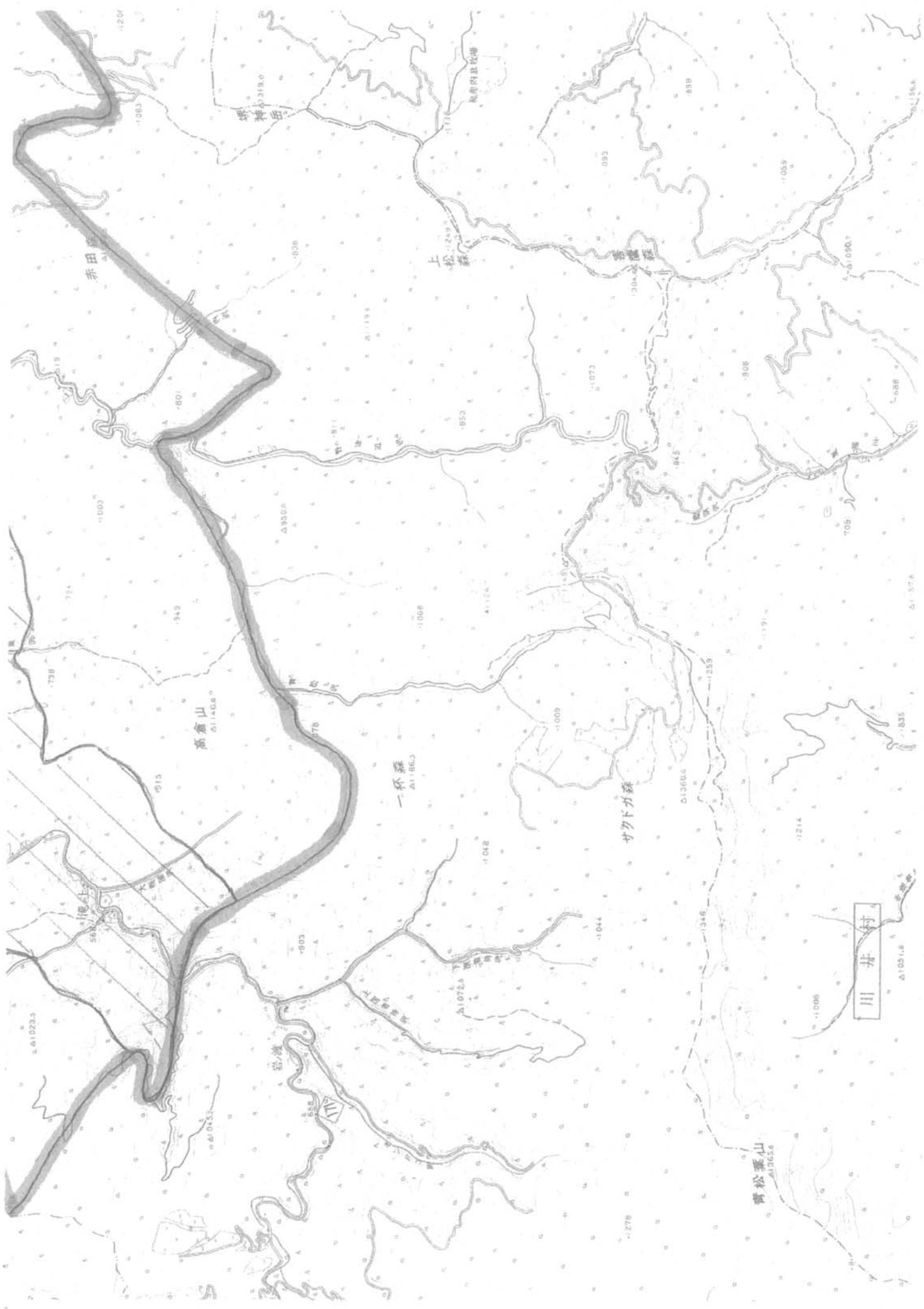


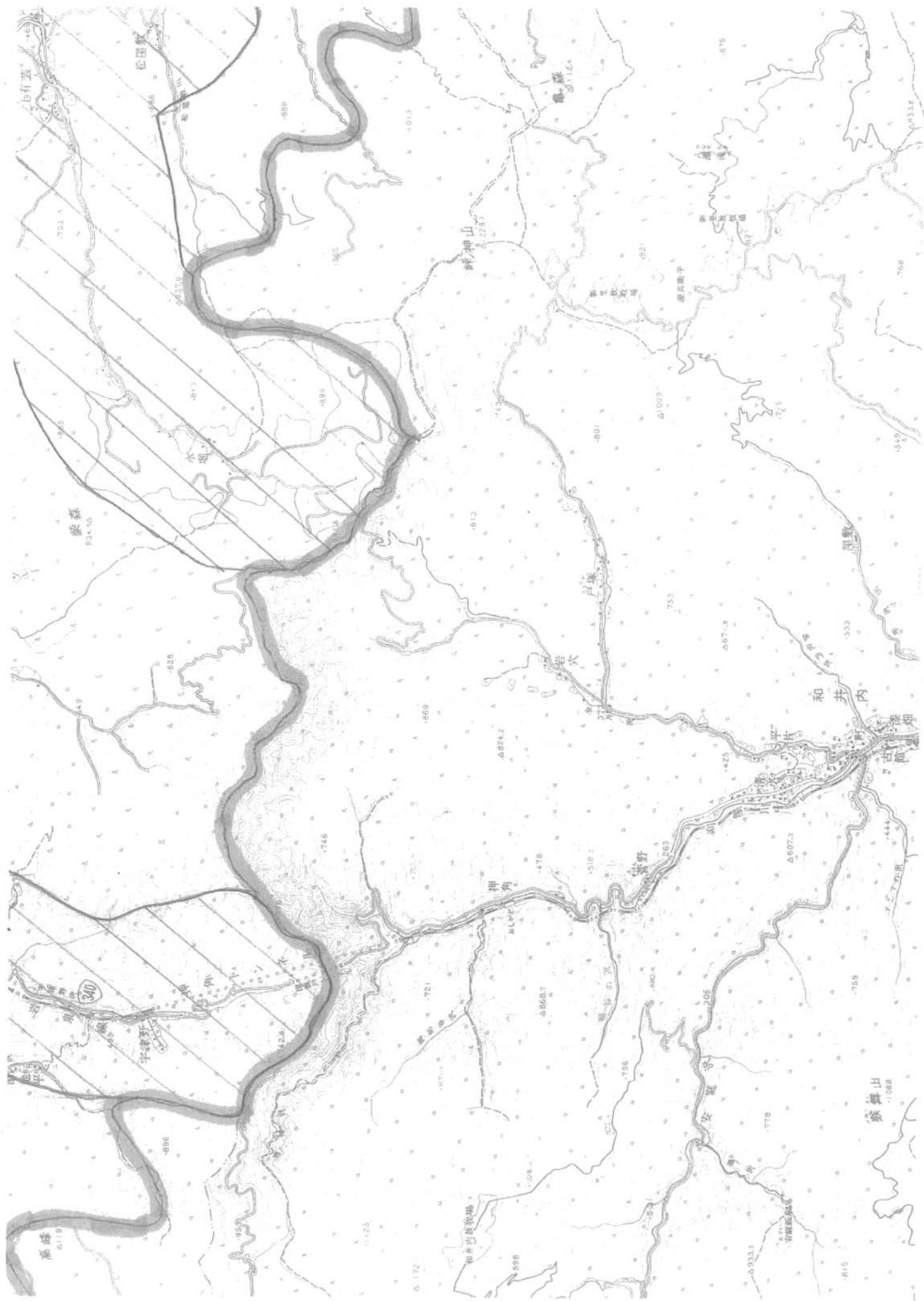


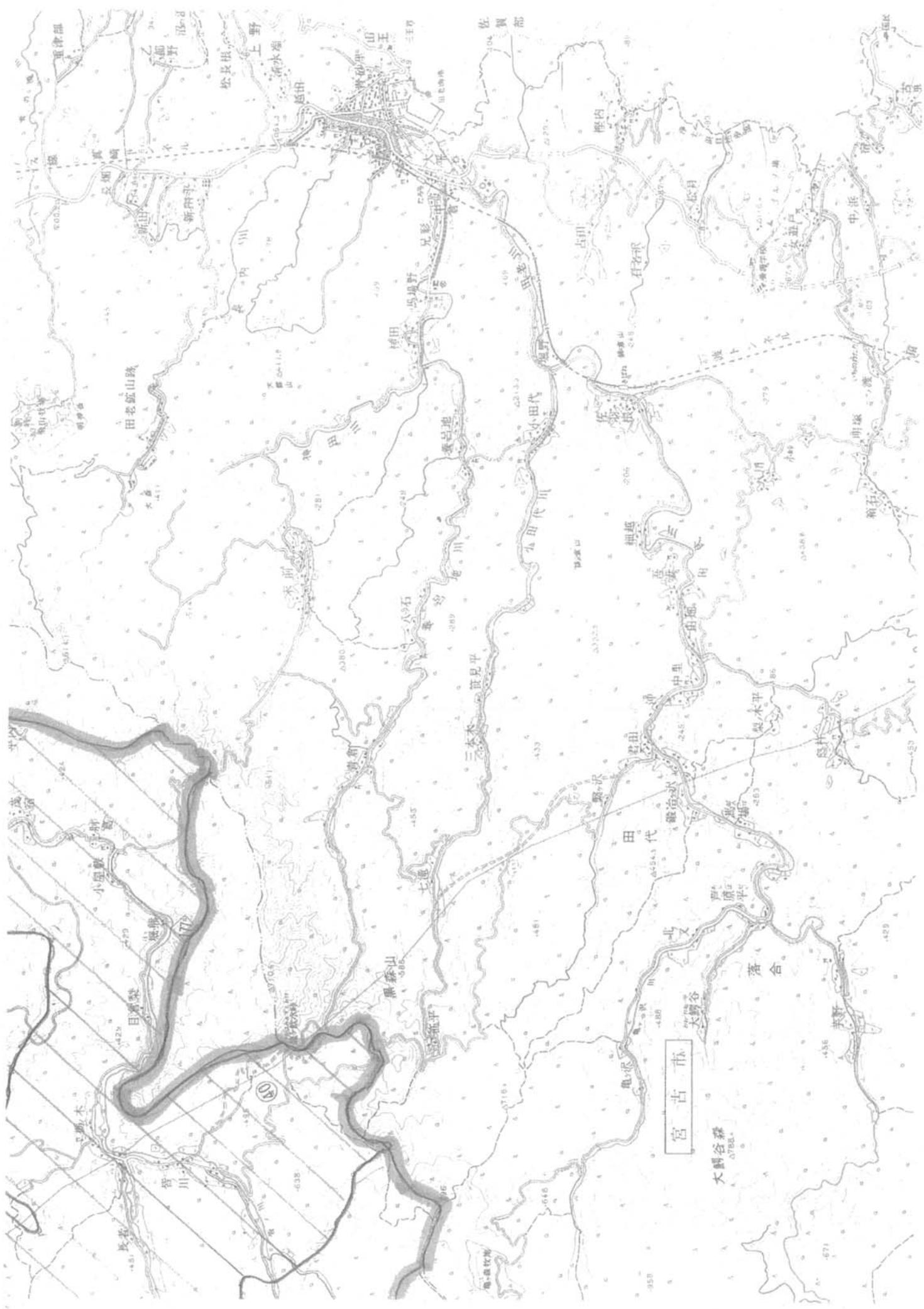












## 宮古市復興産業集積区域

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。



1

2

4

3

5

6

7

9

11

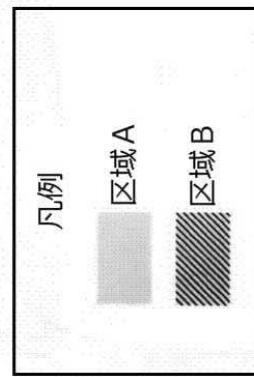
12

13

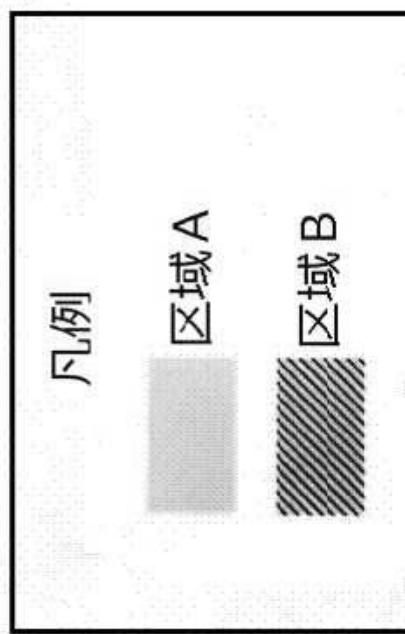
15

16

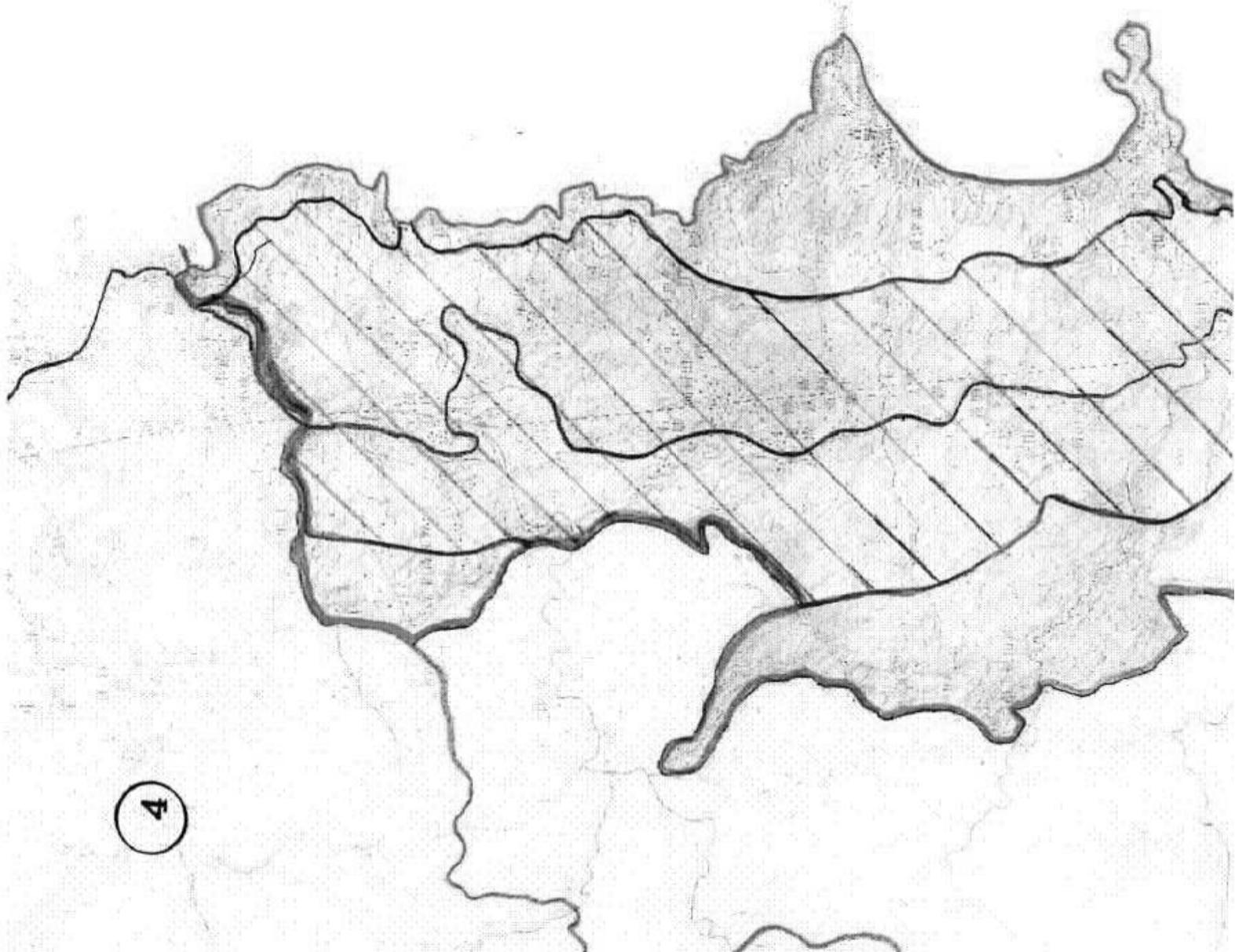
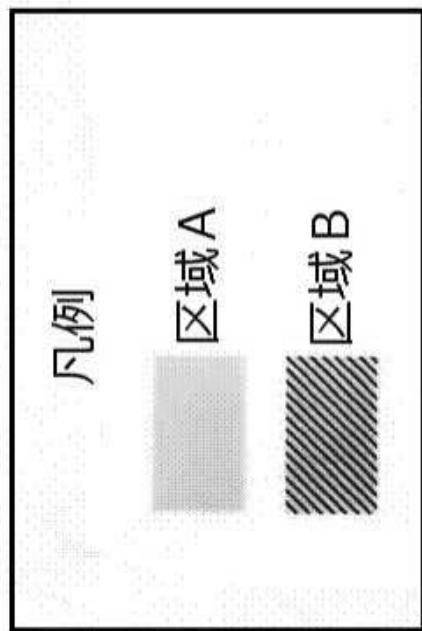
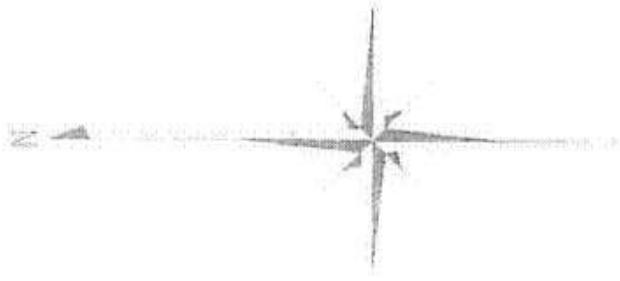
1

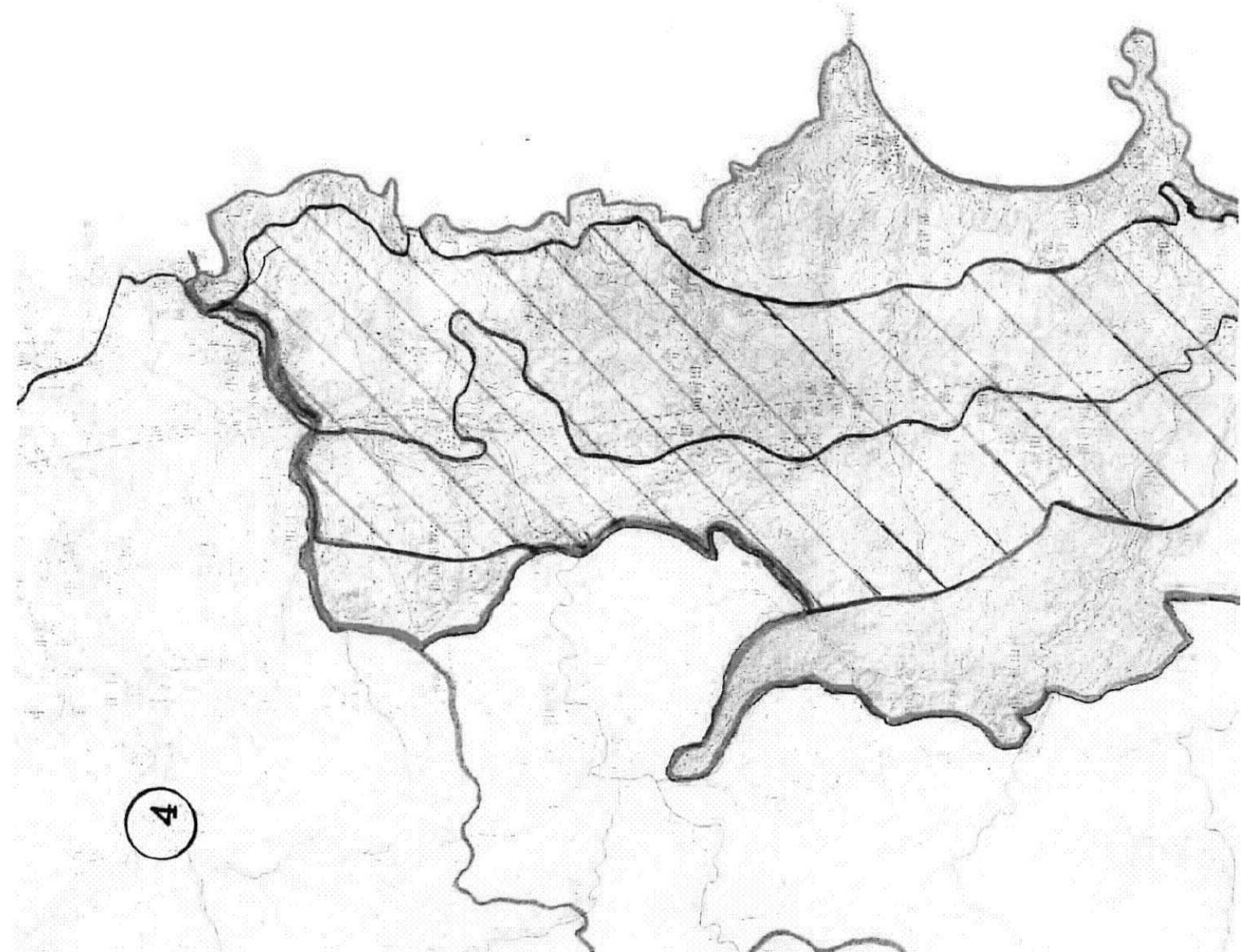
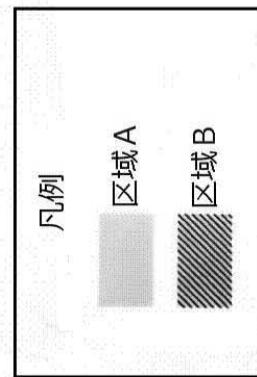
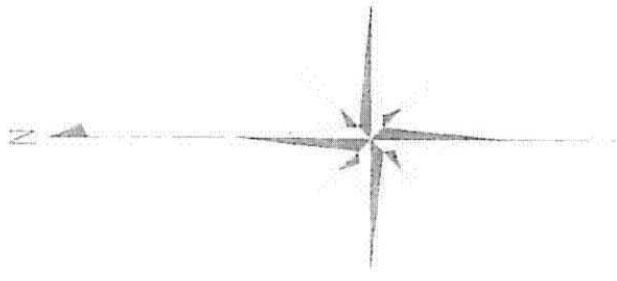


2

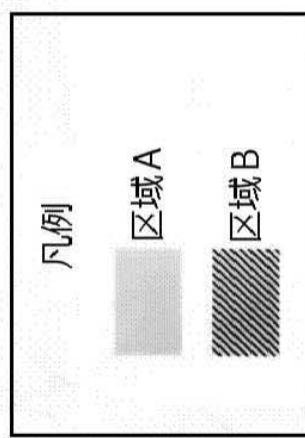


宮古市復興産業区域





4



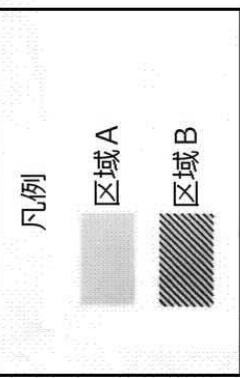
6

凡例

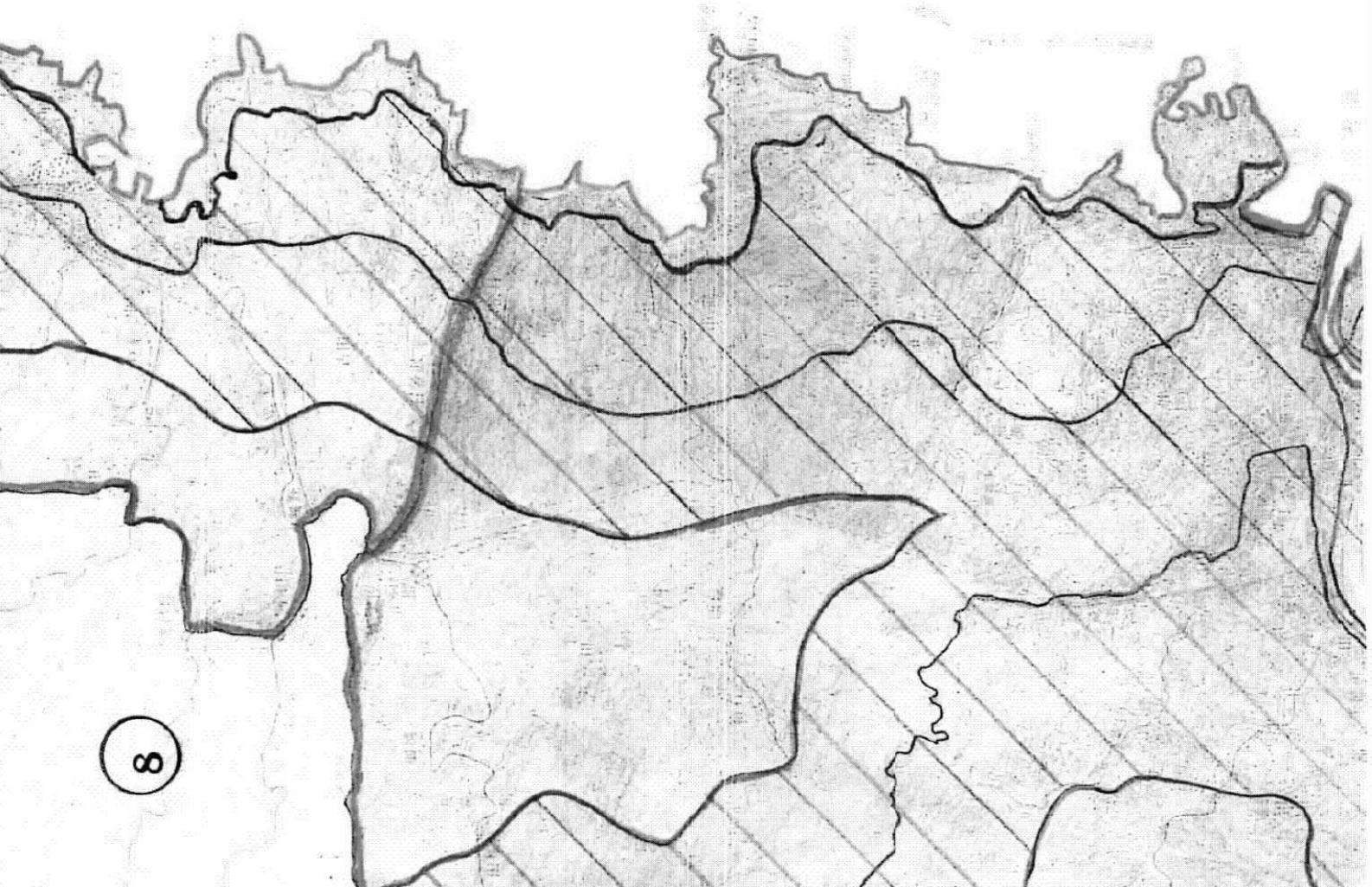
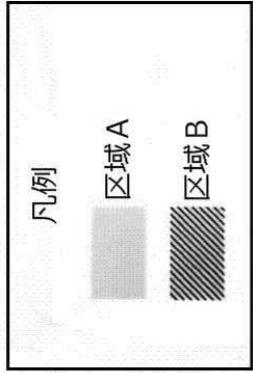
区域A

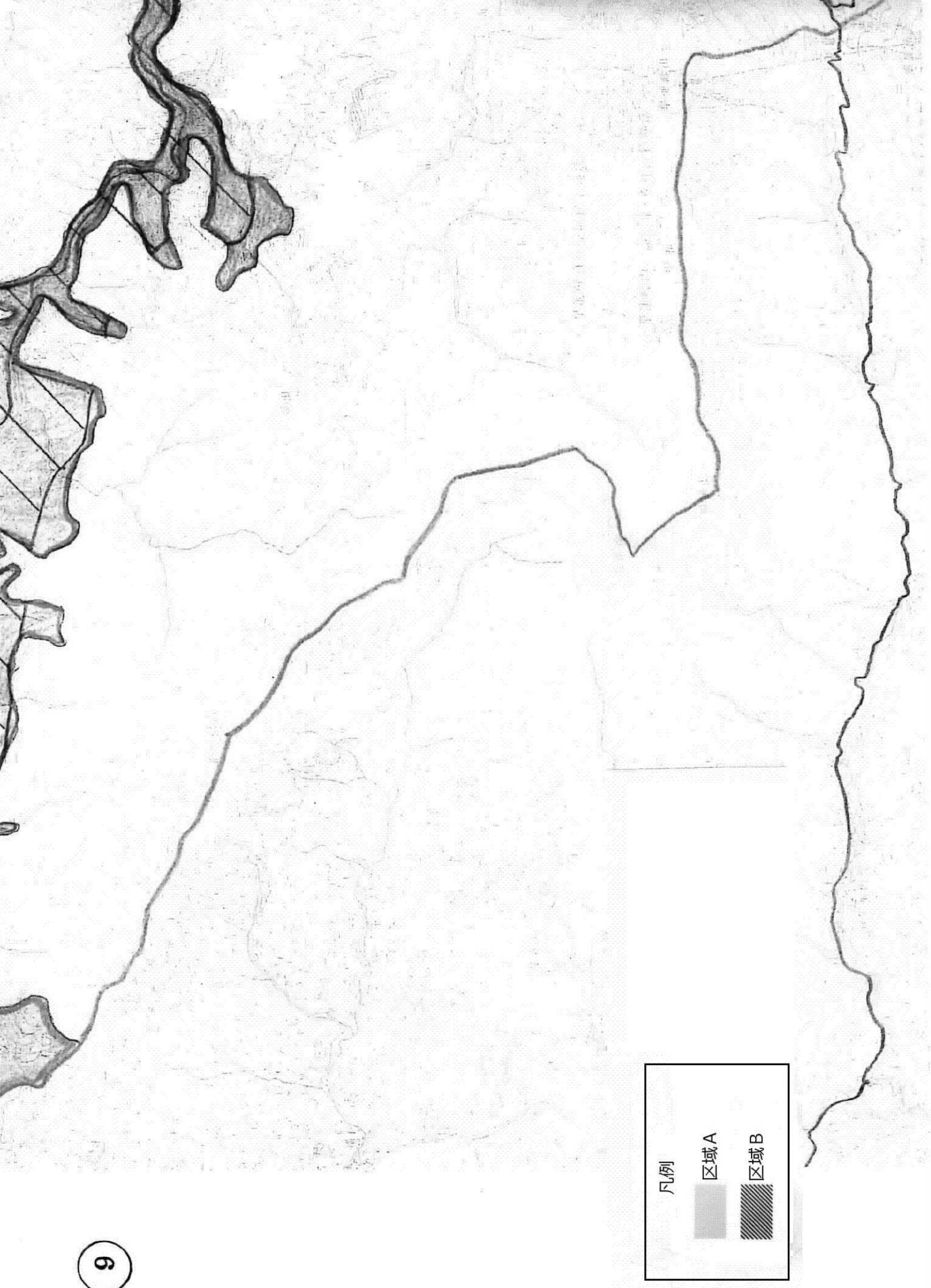
区域B

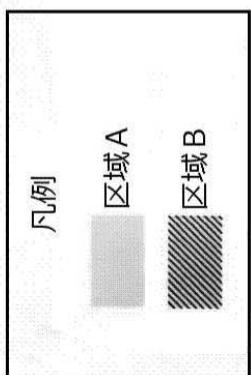
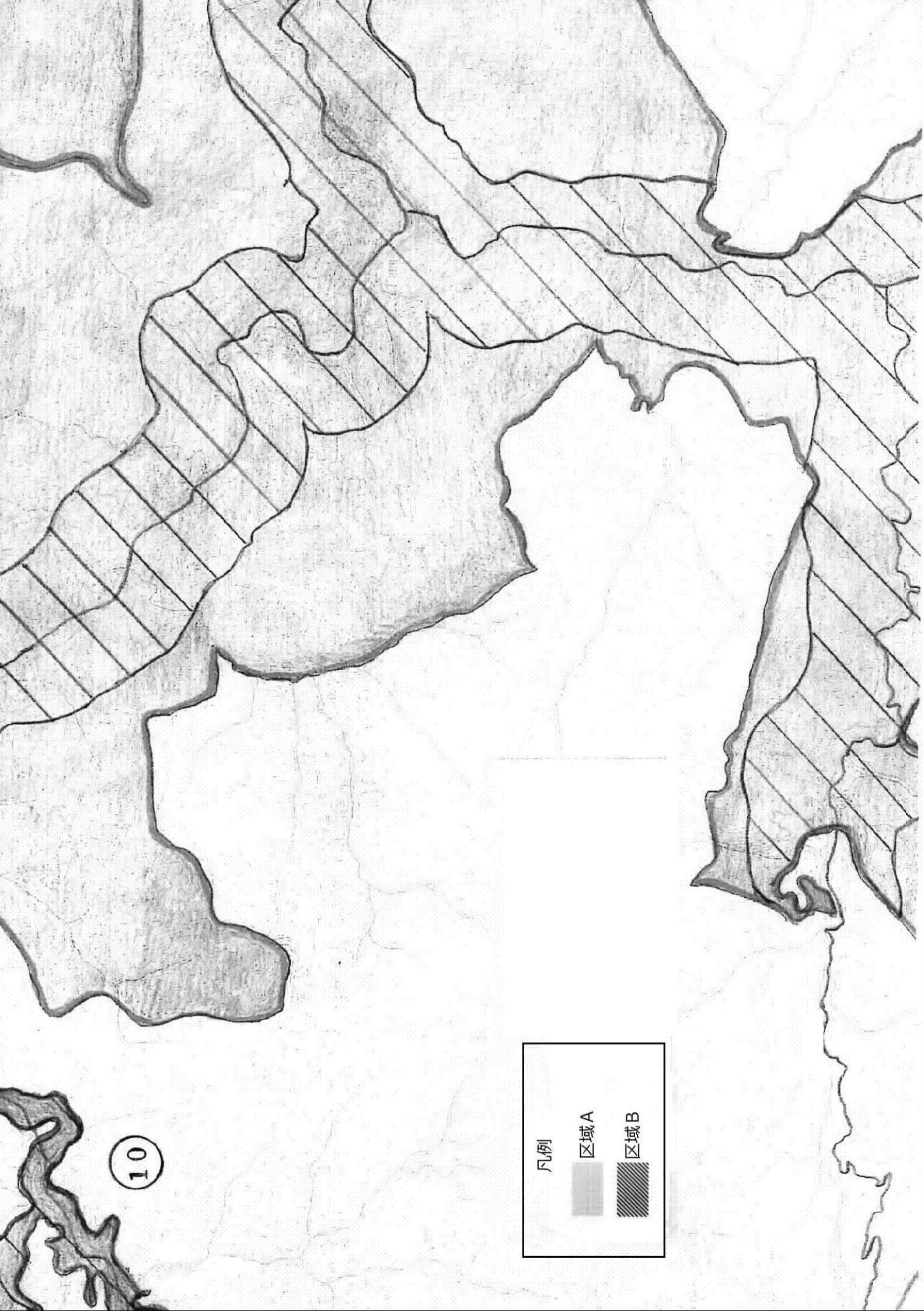


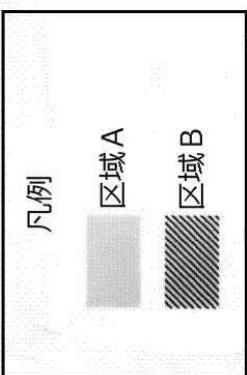
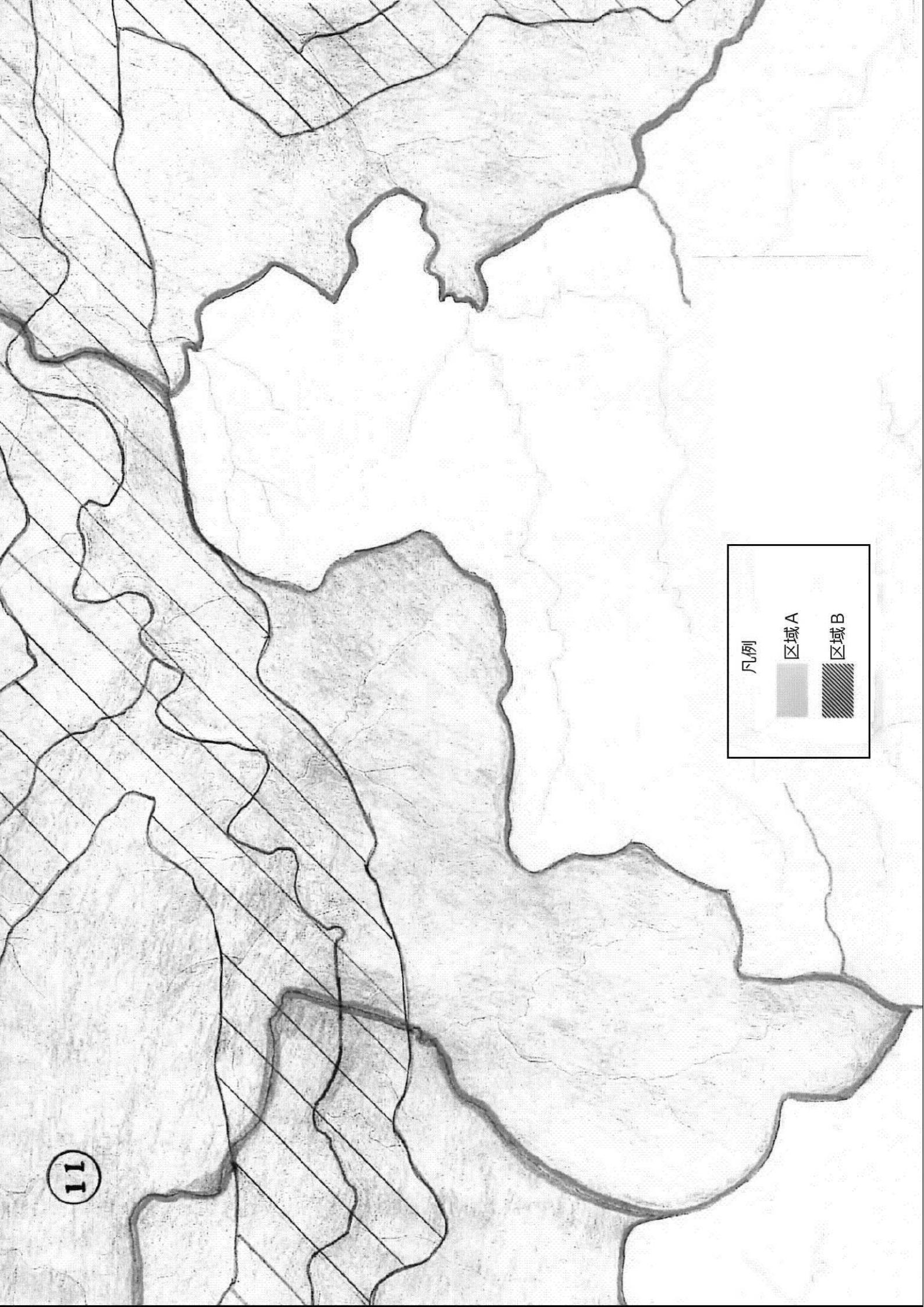


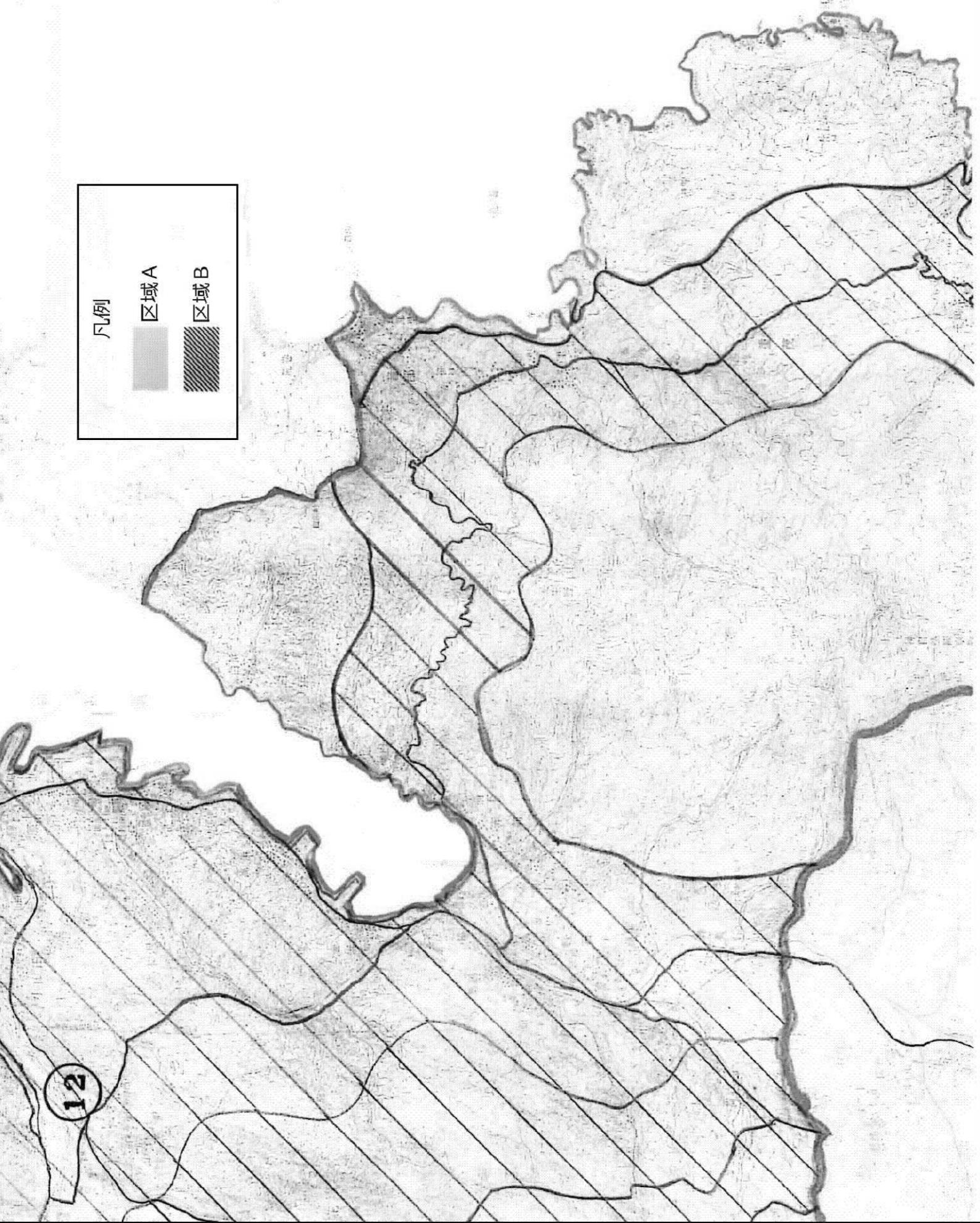
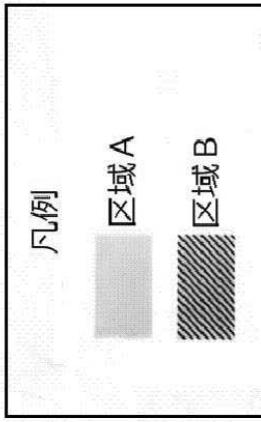
7











例  
凡

市町村界

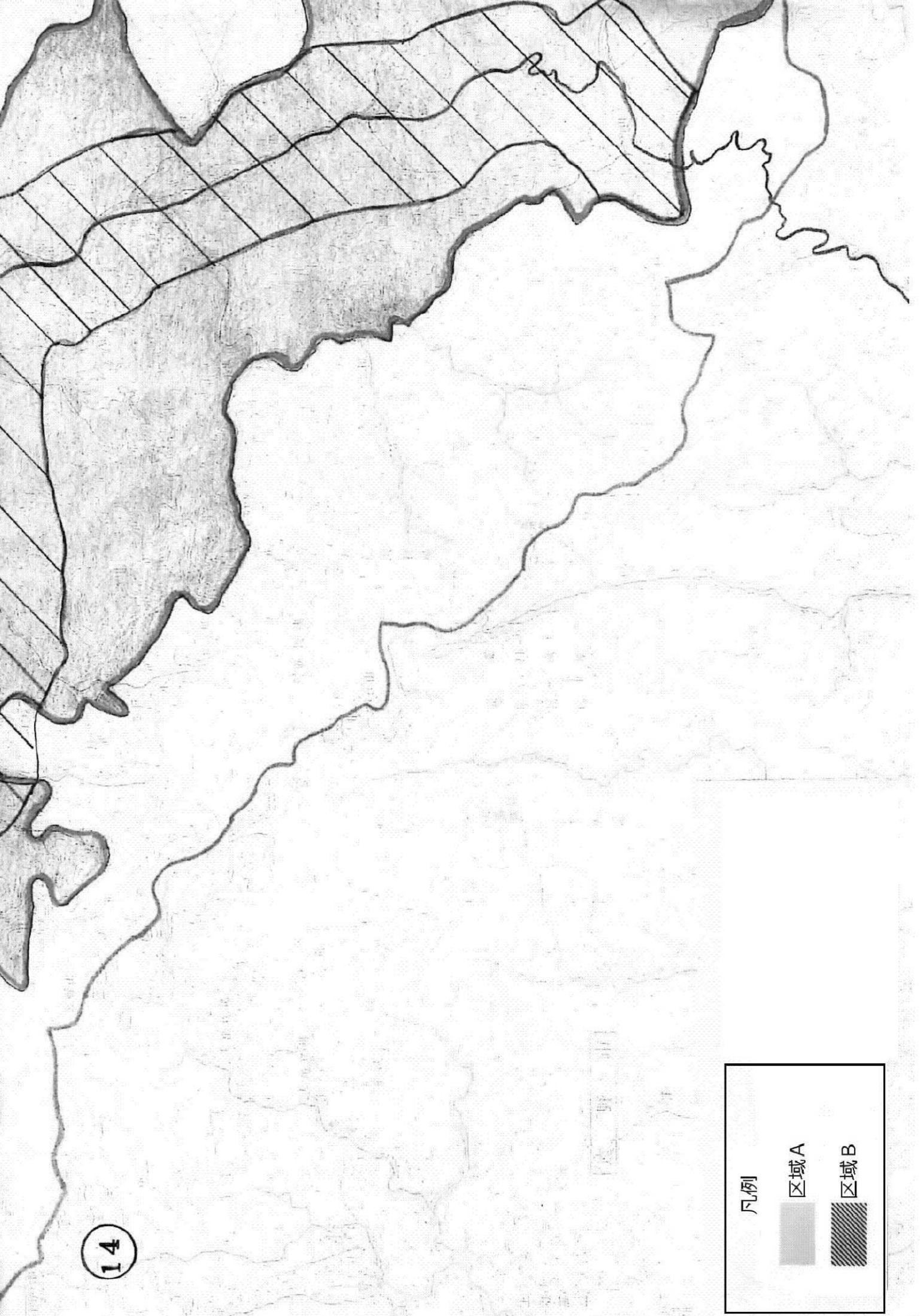
復興産業集積区域



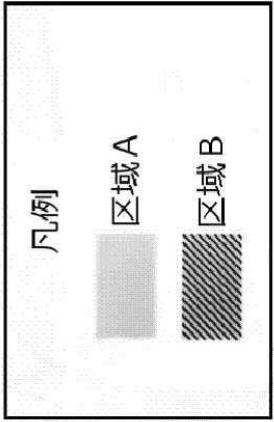
凡例

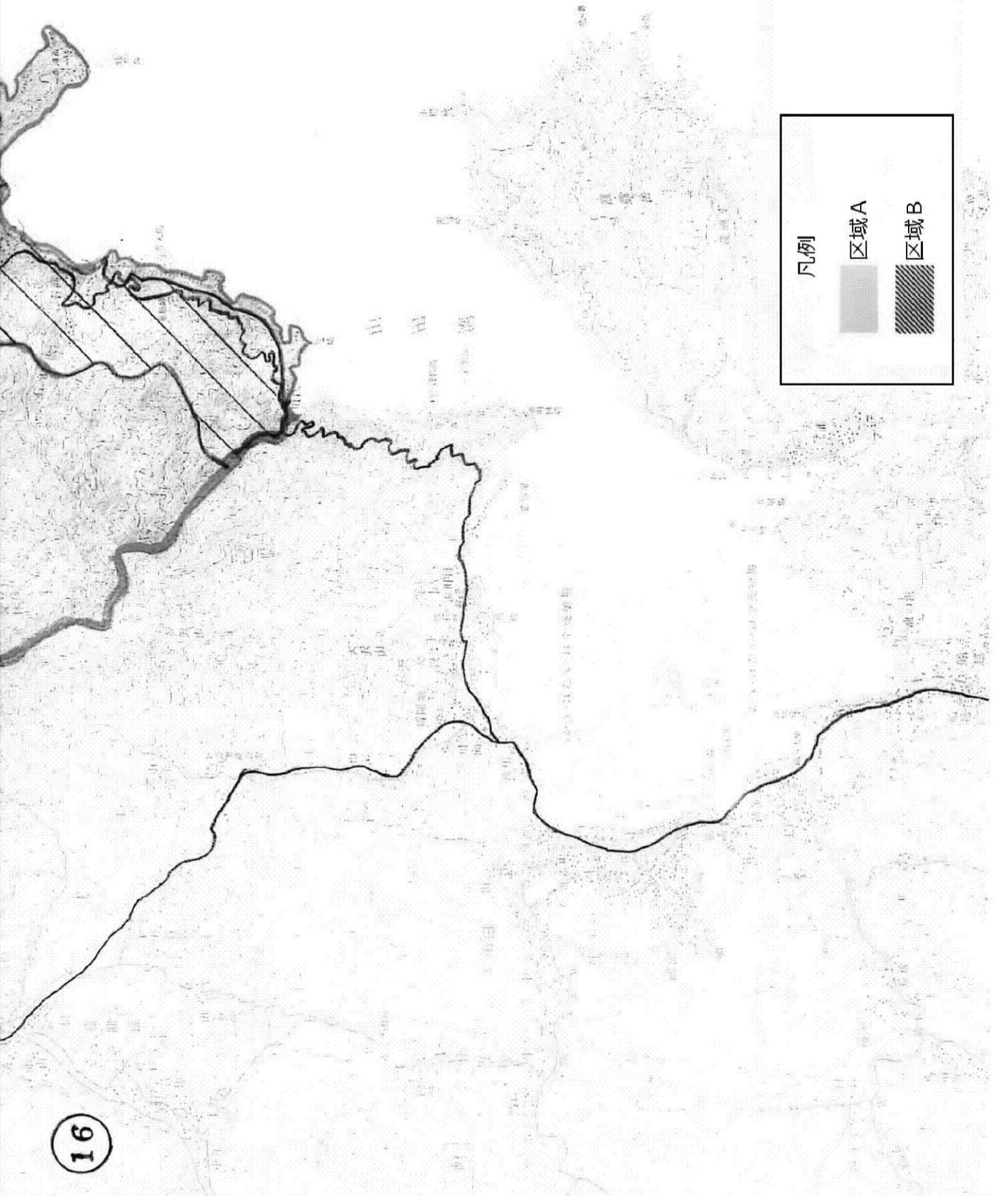
区域A

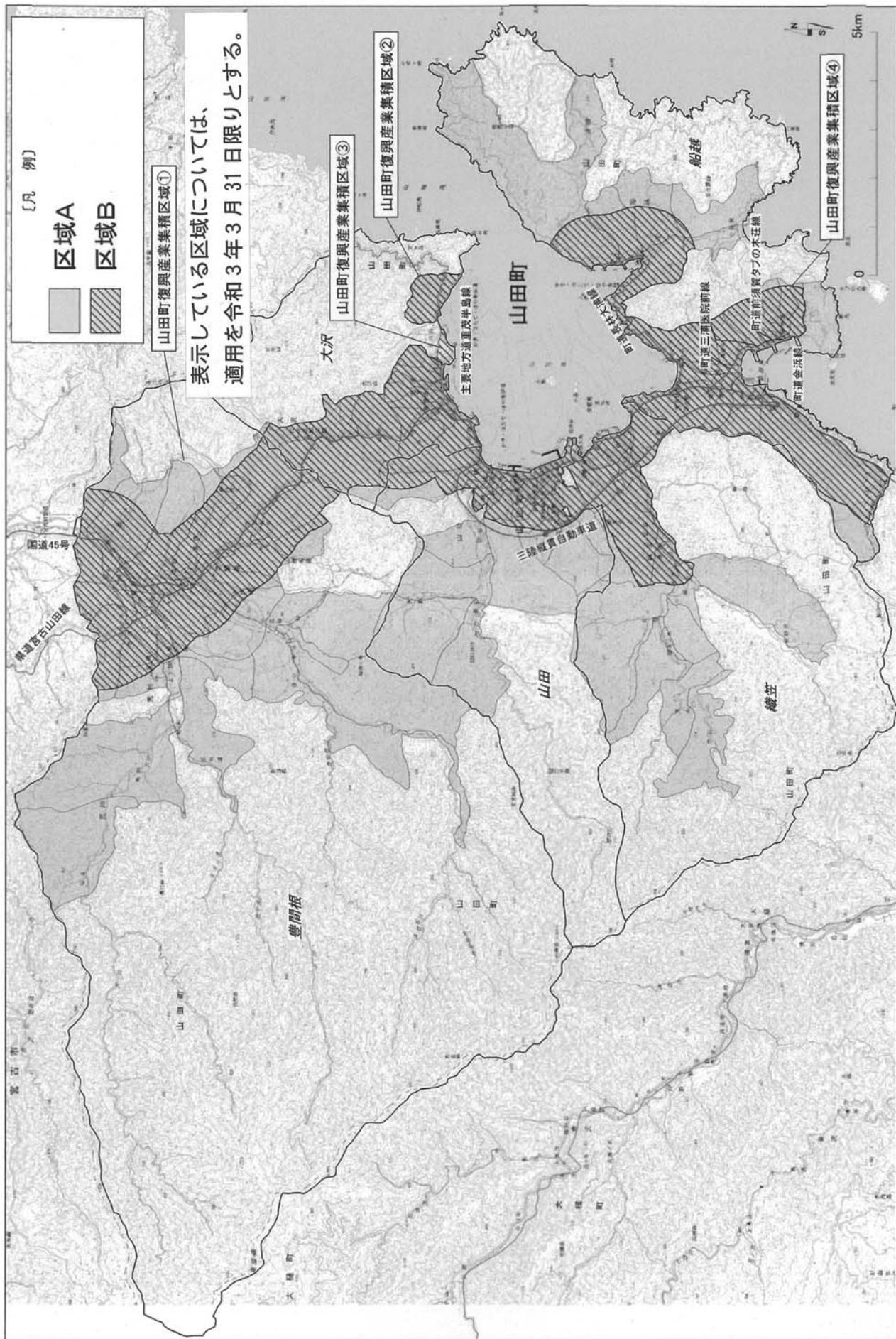
区域B



14







## 大槌町復興産業集積区域の位置図

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。



沢山・大ヶ口・源水・金澤  
地区復興産業集積区域

浪板・吉里吉里地区  
地区復興産業集積区域

町方地区  
復興産業集積区域

曰沢・寺野・桜木・小鎌地区  
地区復興産業集積区域

小槌地区  
復興産業集積区域

赤浜・安渡地区  
地区復興産業集積区域

赤浜・安渡地区  
地区復興産業集積区域

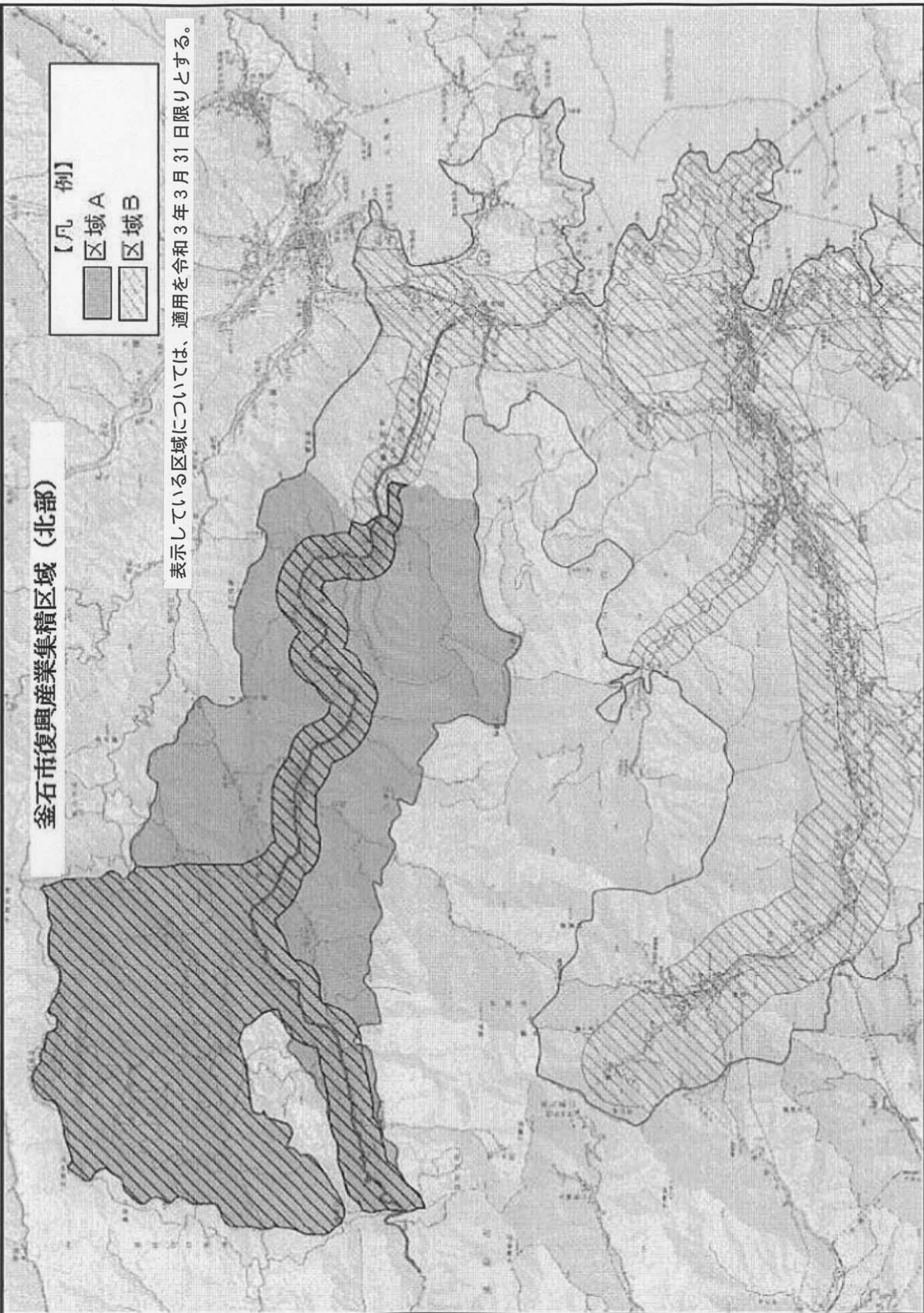
## 釜石市復興産業集積区域（北部）

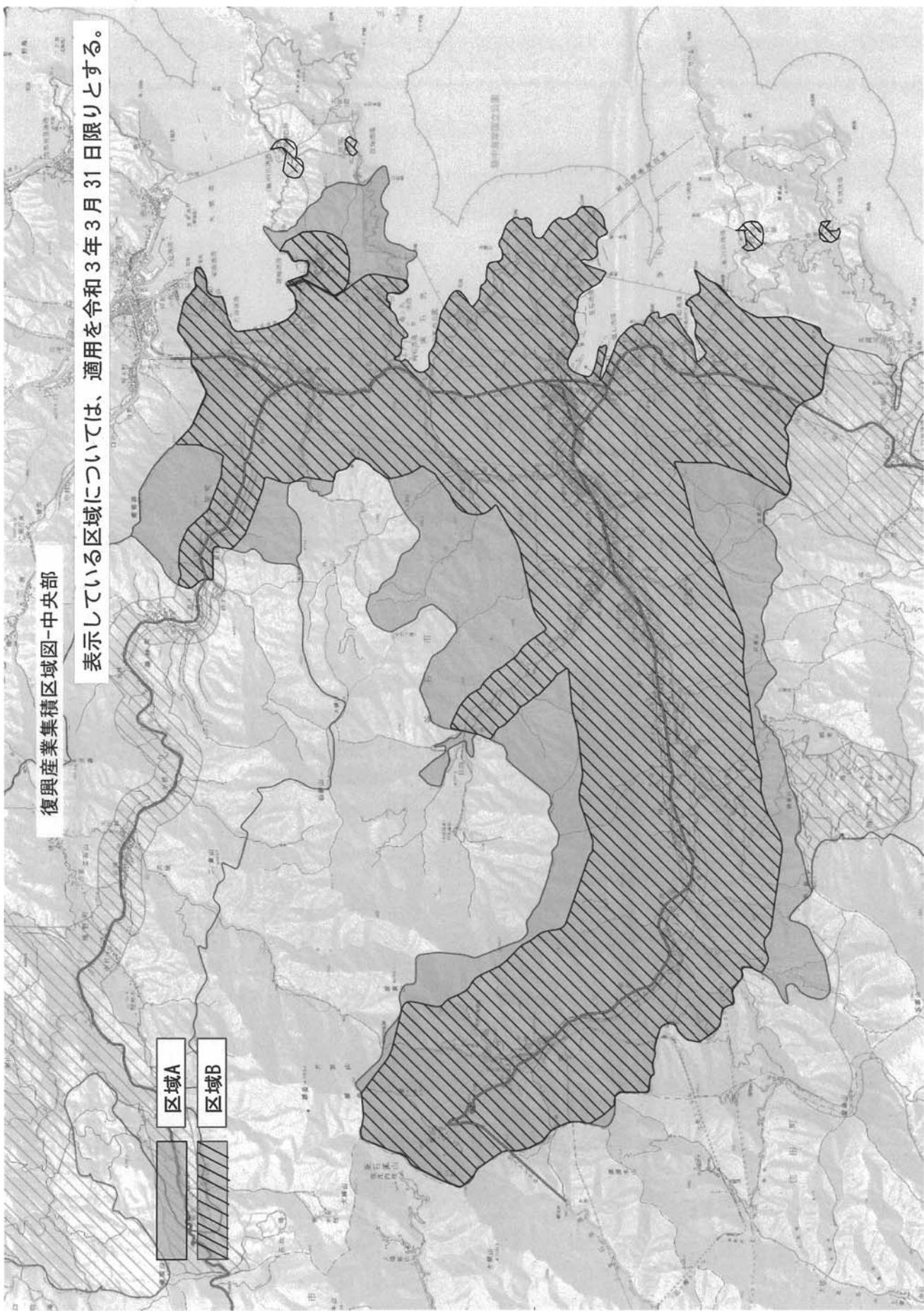
【凡例】

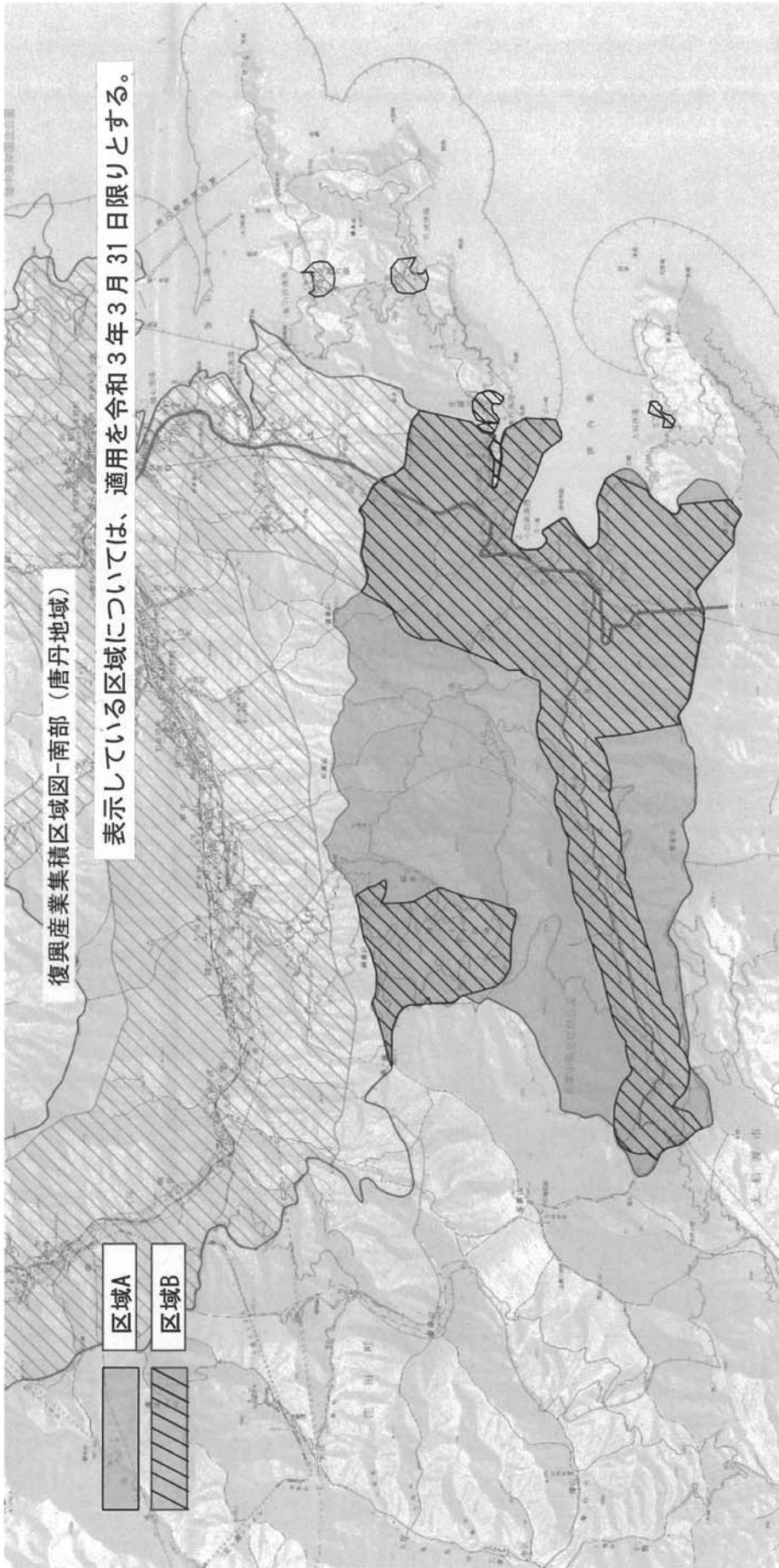
■ 区域A

□ 区域B

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。







表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

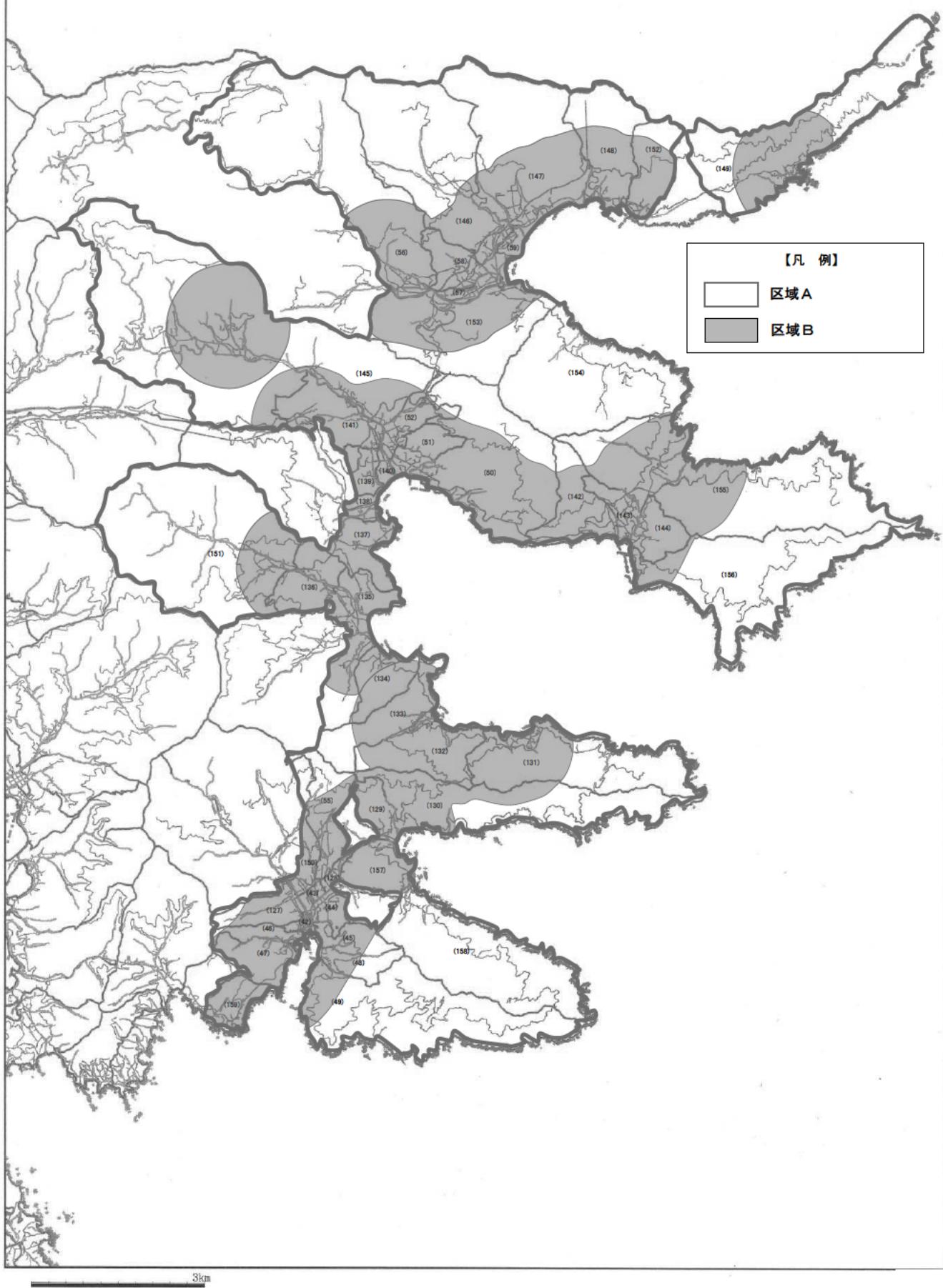
復興産業集積区域の範囲（1/2 大船渡地区）  
大船渡市

区域A

区域B

3km

復興産業集積区域の範囲（2/2 三陸地区）



陸前高田市復興産業集積区域

表示している区域については、適用を令和3年3月31日限りとする。

